

令和元年 第3回定例会

摂津市議会会議録

令和元年9月 3日 開会
令和元年9月26日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

令和元年第3回定例会

○9月3日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 認定第1号～認定第8号、議案第42号～議案第44号、 議案第46号～議案第59号	1- 3
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、市民生活部長、 保健福祉部理事、市長公室長、教育次長、次世代育成部長、消防長）	
委員会付託	
日程3 報告第10号	1-30
報告（総務部長）	
日程4 議案第45号	1-31
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
休会の決定	1-32
散会の宣告	1-32

○9月20日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	
松本暁彦議員	2- 3
檜村一臣議員	2-14
水谷毅議員	2-21
光好博幸議員	2-29
村上英明議員	2-38
安藤薫議員	2-43

三好義治議員	2-54
増永和起議員	2-63
延会の宣告	2-72

○9月24日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
森西正議員	3-3
三好俊範議員	3-12
藤浦雅彦議員	3-19
香川良平議員	3-26
弘豊議員	3-32
南野直司議員	3-39
日程2 議案第42号～議案第44号、議案第46号～議案第59号	3-45
委員長報告（総務建設常任委員長・文教上下水道常任委員長・ 民生常任委員長・駅前等再開発特別副委員長）	
採決	
日程3 報告第11号	3-46
提案理由の説明（環境部長）	
質疑（渡辺慎吾議員）	
採決	
日程4 議会議案第9号～議会議案第11号	3-51
採決	
散会の宣告	3-51

○9月25日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	4-1
議事日程、本日の会議に付した事件	4-2
開議の宣告	4-3
会議録署名議員の指名	4-3
日程1 議長辞職許可の件	4-3
採決	
議長辞職の挨拶（嶋野浩一朗議員）	

日程 2 議選第 1 号	4- 3
選挙	
議長就任の挨拶（村上英明議長）	
日程 3 副議長辞職許可の件	4- 4
採決	
副議長辞職の挨拶（福住礼子議員）	
日程 4 議選第 2 号	4- 5
選挙	
副議長就任の挨拶（増永和起議員）	
日程 5 議案第 6 0 号	4- 5
提案理由の説明（市長）	
採決	
延会の宣告	4- 6

○ 9 月 2 6 日（第 5 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	5- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	5- 2
開議の宣告	5- 3
会議録署名議員の指名	5- 3
日程 1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	5- 3
選任	
日程 2 特別委員会委員選任の件	5- 3
選任	
日程 3 議選第 3 号	5- 3
選挙	
日程 4 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	5- 3
閉会中の調査に決定	
閉会の宣告	5- 3

☆ 添付資料

審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 4
選任名簿	資料- 7
議会運営委員会の所管事項に関する調査表	資料- 8
議決結果一覧	資料- 9

摂津市議会会議録

令和元年9月3日

(第1日)

令和元年第3回摂津市議会定例会会議録

令和元年9月3日（火曜日）
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（18名）

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	弘 豊
9 番	増 永 和 起	10 番	渡 辺 慎 吾
11 番	森 西 正	12 番	三 好 義 治
13 番	檜 村 一 臣	14 番	三 好 俊 範
15 番	香 川 良 平	16 番	松 本 暁 彦
17 番	光 好 博 幸	18 番	嶋 野 浩 一 朗

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市 民 生 活 部 長	松 方 和 彦
環 境 部 長	山 田 雅 也	保 健 福 祉 部 長	野 村 眞 二
保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志	建 設 部 長	高 尾 和 宏
上 下 水 道 部 長	山 口 猛	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	小 林 寿 弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹
消 防 長	明 原 修	会 計 管 理 者	岩 見 賢 一 郎

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛 渡 長 子	事 務 局 次 長	溝 口 哲 也
事務局総括参与	藤 井 智 哉		

1 議 事 日 程

- | | | | |
|------|-----|-----|--|
| 1, | | | 会期決定の件 |
| 2, 認 | 定 第 | 1 号 | 平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 | 定 第 | 2 号 | 平成30年度摂津市水道事業会計決算認定の件 |
| 認 | 定 第 | 3 号 | 平成30年度摂津市下水道事業会計決算認定の件 |
| 認 | 定 第 | 4 号 | 平成30年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 | 定 第 | 5 号 | 平成30年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 | 定 第 | 6 号 | 平成30年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 | 定 第 | 7 号 | 平成30年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 | 定 第 | 8 号 | 平成30年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 議 | 案 第 | 42号 | 令和元年度摂津市一般会計補正予算（第2号） |
| 議 | 案 第 | 43号 | 令和元年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 議 | 案 第 | 44号 | 令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議 | 案 第 | 46号 | 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 47号 | 摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 48号 | 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 49号 | 摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 50号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 51号 | 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 52号 | 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 53号 | 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 54号 | 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 55号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 56号 | 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 57号 | 摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 58号 | 摂津市法律相談員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 | 59号 | 摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例制定の件 |
| 3, 報 | 告 第 | 10号 | 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件 |
| 4, 議 | 案 第 | 45号 | 工事請負契約締結の件 |

- 1 本日の会議に付した事件
 日程1から日程4まで

(午前10時 開会)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから令和元年第3回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

また季節が逆戻りしたかのような暑い日差しが照りつけておりますけれども、そんな中、第3回定例市議会を招集させていただきましたところ、皆様方には、お忙しいところ、ご参集賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件、認定案件といたしまして、平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件ほか7件、予算案件といたしまして、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第2号)ほか2件、条例案件といたしまして、会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件ほか13件、その他案件といたしまして、工事請負契約締結の件、合計27件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○嶋野浩一朗議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、三好義治議員及び檜村議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月26日までの24日間とすることに異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、認定第1号など25件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件について、その内容をご説明いたします。

初めに、本市の平成30年度決算の概要について申し上げます。

歳入につきましては、市税収入において、市民税、軽自動車税及び市たばこ税が増加したものの、固定資産税及び都市計画税の減少により、市税全体として前年度の収入を0.3%下回っております。

歳出につきましては、公債費のほか、繰出金や普通建設事業費が減少したものの、人件費や積立金が増加し、大阪北部地震や台風21号等に係る災害復旧費や見舞金など、例年になく支出の対応もございました。

その結果、財政調整基金を取り崩し、何とか実質収支の黒字を確保できたものでございます。

財政指標につきましては、経常収支比率が0.3ポイント悪化し、100.7%となっております。

次に、平成30年度一般会計決算についてご説明いたします。

決算概要4ページをご覧ください。

当初予算額338億1,400万円に対し、25億4,218万9,000円の増額補正と前年度繰越事業費2億9,656万1,000円を合わせまして、予算現額

は366億5,275万円となりました。

まず、歳入決算につきましては、調定額344億3,239万971円に対し、収入済額は339億4,615万4,797円で、収入率は98.6%となっております。

次に、6ページをご覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額366億5,275万円に対し、支出済額は334億9,477万3,431円で、執行率は91.4%となっております。

形式収支は4億5,138万1,366円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は4億518万3,366円でございます。

次に、11ページをご覧ください。

歳入といたしまして、自主財源は224億6,876万1,973円で66.2%、依存財源は114億7,739万2,824円で33.8%となっております。

構成比率の上位につきましては、市税が54.1%、国庫支出金が17.9%、府支出金が6.6%などとなっております。

次に、歳出についてでございますが、15ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費を合計した義務的経費は173億499万4,276円で、歳出全体に占める割合は51.7%でございます。

その他、主な項目といたしまして、物件費は63億5,317万275円で19.0%、補助費等は23億1,017万7,132円で6.9%、投資的経費の普通建設事業費は11億8,472万6,283円で3.5%、同じく台風、地震に伴う災害復旧事業費は3億7,172万9,951円で1.1%などとなっております。

それでは、決算書に従いまして、その主な内容についてご説明いたします。

まず、歳入についてでございますが、各歳入金額につきましては収入済額でご説明いたします。

10ページ、款1市税は183億7,474万3,970円で、前年度に比べ0.3%、5,522万4,395円の減額となっております。

項1市民税は70億8,851万7,550円、項2固定資産税は88億730万883円、項3軽自動車税は1億2,356万5,944円、項4市たばこ税は7億2,823万5,553円、項5都市計画税は16億2,712万4,040円でございます。

なお、市税の徴収率は97.8%で、前年度に比べ0.2ポイント改善しております。また、不納欠損額につきましては1,045万4,144円となっております。

款2地方譲与税は1億4,097万7,000円で、前年度に比べ6.7%、1,018万9,000円の減額となっております。

項1地方揮発油譲与税は4,070万5,000円、項2自動車重量譲与税は1億27万2,000円でございます。

款3利子割交付金は2,691万7,000円で、前年度に比べ4.6%、129万円の減額となっております。

款4配当割交付金は6,414万6,000円で、前年度に比べ19.9%、1,595万円の減額となっております。

款5株式等譲渡所得割交付金は5,454万7,000円で、前年度に比べ32.9%、2,673万5,000円の減額となっております。

款6 地方消費税交付金は16億5,656万2,000円で、前年度に比べ2.2%、3,803万8,000円の減額となっております。

款7 ゴルフ場利用税交付金は179万7,825円で、前年度に比べ3.4%、6万2,824円の減額となっております。

款8 自動車取得税交付金は7,636万5,000円で、前年度に比べ2.4%、178万1,000円の増額となっております。

款9 地方特例交付金は8,370万5,000円で、前年度に比べ18.0%、1,278万7,000円の増額となっております。

款10 地方交付税は3億1,051万1,000円で、前年度に比べ269.0%、2億2,636万6,000円の増額となっております。

款11 交通安全対策特別交付金は1,296万5,000円で、前年度に比べ6.7%、93万6,000円の減額となっております。

款12 分担金及び負担金は6億9,525万1,390円で、前年度に比べ0.8%、568万4,937円の減額となっております。

12 ページ、款13 使用料及び手数料は6億717万556円で、前年度に比べ1.2%、701万9,787円の増額となっております。

項1 使用料は4億7,698万468円、項2 手数料は1億3,019万88円でございます。

款14 国庫支出金は60億6,248万5,695円で、前年度に比べ71万442円の減額となっております。

項1 国庫負担金は53億3,210万5,388円、項2 国庫補助金は7億9万円、項3 委託金は3,029万307円でございます。

款15 府支出金は22億3,421万4,304円で、前年度に比べ3.3%、7,094万533円の増額となっております。

項1 府負担金は16億3,230万9,828円、項2 府補助金は3億9,888万122円、項3 委託金は2億302万4,354円でございます。

款16 財産収入は5,818万2,595円で、前年度に比べ83.2%、2,642万7,678円の増額となっております。

項1 財産運用収入は5,643万6,591円、項2 財産売払収入は174万6,004円でございます。

款17 寄附金は1,328万434円で、前年度に比べ4.1%、52万6,599円の増額となっております。

款18 繰入金は16億123万8,052円で、前年度に比べ116.3%、8億6,098万1,761円の増額となっております。

項1 特別会計繰入金は9,580万7,322円、項2 基金繰入金は15億543万730円でございます。

款19 諸収入は8億7,774万5,416円で、前年度に比べ1.9%、1,607万6,091億の増額となっております。

項1 延滞金、加算金及び過料は4,884万2,718円、項2 市預金利子は3,288円、項3 貸付金元利収入は2億7,085万4,363円、項4 雑入は5億5,804万5,047円でございます。

款20市債は7億5,220万円で、前年度に比べ26.1%、2億6,530万円の減額となっております。

款21繰越金は2億4,114万9,560円で、前年度に比べ29.2%、9,944万3,869円の減額となっております。

次に、歳出についてでございますが、各歳出金額につきましては支出済額でご説明いたします。

16ページ、款1議会費は3億1,036万9,078円で、執行率97.9%となっております。

款2総務費は68億5,731万4,539円で、執行率87.7%となっており、その内訳といたしまして、項1総務管理費は60億1,126万6,800円、項2徴税費は3億9,319万8,516円、項3戸籍住民基本台帳費は1億6,046万6,150円、項4選挙費は3,436万7,253円、項5統計調査費は2,465万3,128円、項6監査委員費は3,399万3,754円、項7保健体育費は1億9,936万8,938円でございます。

款3民生費は150億7,839万6,912円で、執行率94.1%となっており、その内訳といたしまして、項1社会福祉費は57億3,839万5,241円、項2児童福祉費は64億2,520万9,686円、項3生活保護費は29億1,406万4,573円、項4災害救助費は72万7,412円でございます。

款4衛生費は22億5,588万8,480円で、執行率94.0となっており、その内訳といたしまして、項1保健衛生費は9億876万675円、項2清掃費は13億4,712万7,805円でございます。

す。

款5農林水産業費は8,617万3,080円で、執行率95.8%となっております。

款6商工費は5億1,418万2,781円で、執行率86.5%となっております。

款7土木費は18億4,804万7,155円で、執行率96.0%となっており、その内訳といたしまして、項1土木管理費は4億8,473万2,426円、項2道路橋りょう費は5億2,843万7,536円、項3水路費は2億6,089万2,617円、項4都市計画費は5億4,155万6,152円、項5住宅費は3,242万8,424円でございます。

款8消防費は10億6,948万5,126円で、執行率89.5%となっております。

18ページ、款9教育費は28億9,961万3,365円で、執行率78.8%となっており、その内訳といたしまして、項1教育総務費は5億9,445万1,657円、項2小学校費は11億5,442万9,659円、項3中学校費は4億990万9,787円、項4幼稚園費は2億2,771万2,674円、項5社会教育費は3億8,392万3,294円、項6図書館費は1億2,918万6,294円でございます。

款10公債費は25億7,530万2,915円で、執行率99.9%となっております。

款11予備費は、当初予算3,000万円のうち、16万4,478円を賠償金、286万3,616円を災害対応に係る時間外勤務手当に充当いたしております。

款12諸支出金につきましては執行いた

しておりません。

以上、平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。

特別会計歳入歳出決算書45ページをご参照ください。

まず、平成30年度決算の概要といたしまして、歳入決算額は14億8,248万1,774円、歳出決算額は2億2,316万8,687円で、歳入歳出差引額は12億5,931万3,087円となっております。なお、この剰余金につきましては、全額、平成31年度の同会計の歳入といたすものでございます。

次に、決算の内容につきましてご説明いたします。

52ページをご覧ください。

歳入の款1財産収入、項1財産運用収入6,545万7,000円は、前年度に比べ1.3%、82万5,000円の増額となっております。

款2繰越金、項1繰越金14億1,697万3,994円は、前年度に比べ4.8%、7,166万4,121円の減額となっております。

款3諸収入、項1預金利子等5万780円は、前年度に比べ85.3%、29万5,123円の減額となっております。

次に、54ページをご覧ください。

歳出の款1繰出金、項1繰出金1,309万1,400円は、前年度に比べ1.3%、16万5,000円の増額となっております。これは、味舌上財産区及び鶴野財産区の土地貸付収入の2割相当を一般会計へ繰り出したものでございます。

款2諸支出金、項1地方振興事業費2億1,007万7,287円は、各財産区への事業交付金で、前年度に比べ69.

8%、8,636万1,663円の増額となっております。

なお、この内容につきましては、決算概要223ページから229ページに記載いたしております。

以上、平成30年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第42号、令和元年度摂津市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、歳入につきましては、幼児教育・保育無償化に係る国庫及び府負担金並びに阪急京都線連続立体交差事業に係る府委託金の増額のほか、普通交付税及び臨時財政対策債の計上などとなっております。

歳出につきましては、幼児教育・保育無償化に係る負担金補助のほか、阪急京都線連続立体交差事業に係る土地購入費などの追加補正となっております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億352万円追加し、その総額を362億157万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款10地方特例交付金、項1地方特例交付金は、2,846万4,000円増額いたしております。

項2子ども・子育て支援臨時交付金は、1億8,810万7,000円増額いたしております。

款 1 1 地方交付税、項 1 地方交付税は、2 億 6, 5 6 4 万 4, 0 0 0 円増額いたしております。

款 1 3 分担金及び負担金、項 1 負担金 6, 0 5 5 万 2, 0 0 0 円の減額は、市立保育所及び私立保育園保育料でございます。

款 1 4 使用料及び手数料、項 1 使用料 6 5 9 万 5, 0 0 0 円の減額は、市立幼稚園保育料でございます。

款 1 5 国庫支出金、項 1 国庫負担金 1 億 9, 4 3 5 万円の増額は、教育・保育給付費負担金などでございます。

項 2 国庫補助金 2 7 6 万 9, 0 0 0 円の減額は、子ども・子育て支援事業費補助金などを計上するほか、幼稚園就園奨励費補助金を減額するものでございます。

款 1 6 府支出金、項 1 府負担金 9 7 5 万円の計上は、施設等利用給付費負担金でございます。

項 3 委託金 6 億 4, 3 2 0 万 3, 0 0 0 円の増額は、連続立体交差事業調査委託金でございます。

款 1 9 繰入金、項 1 特別会計繰入金 3, 7 0 0 万 3, 0 0 0 円の計上は、介護保険特別会計の平成 3 0 年度決算に伴う精算によるものでございます。

項 2 基金繰入金 8 億 8, 0 3 1 万 1, 0 0 0 円の減額は、財政調整基金繰入金により補正財源を調整するものでございます。

款 2 0 諸収入、項 4 雑入 3 2 9 万 6, 0 0 0 円の増額は、児童副食費負担金などでございます。

款 2 1 市債、項 1 市債 4 億 7, 8 7 4 万 7, 0 0 0 円の増額は、普通交付税の交付確定に伴う臨時財政対策債の計上によるものでございます。

款 2 2 繰越金、項 1 繰越金は、平成 3 0

年度一般会計歳入歳出決算に伴う実質収支額 4 億 5 1 8 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、歳出についてでございますが、款 2 総務費、項 1 総務管理費 2 億 2 5 9 万 2, 0 0 0 円の増額は、地方財政法第 7 条の規定による財政調整基金積立金でございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費 2 6 6 万 7, 0 0 0 円の増額は、印鑑登録証明システム改修委託料でございます。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費 2 億 2, 4 3 0 万 4, 0 0 0 円の増額は、幼児教育・保育の無償化に伴う教育・保育給付費負担金などでございます。

款 7 土木費、項 4 都市計画費 7 億 8, 5 2 8 万円の増額は、阪急京都線連続立体交差事業に係る土地購入費などでございます。

款 8 消防費、項 1 消防費 1, 5 4 5 万 8, 0 0 0 円の増額は、災害対策基金積立金などでございます。

款 9 教育費、項 2 小学校費及び項 3 中学校費の合計 2, 0 9 8 万 8, 0 0 0 円の増額は、小・中学校トイレ改修工事実施設計委託料でございます。

項 4 幼稚園費 5, 2 2 3 万 1, 0 0 0 円の増額は、施設等利用給付費負担金などでございます。

次に、第 2 条債務負担行為の補正につきましては、4 ページの第 2 表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。

債務負担行為の変更につきましては、阪急京都線連続立体交差事業に係る国からの予算配当に伴い、限度額等の変更を行うものでございます。設定期間につきましては、令和 2 年度を令和 2 年度から令和 3 年度に変更し、限度額総額を 4 億 3, 1 0 0

万円といたしております。

次に、第3条地方債の補正につきまして、5ページからの第3表地方債の補正に記載のとおりでございます。新たな起債同意が見込まれるものとして、臨時財政対策債を計上いたしております。

以上、議案第42号、令和元年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 上下水道部長。

（山口上下水道部長 登壇）

○山口上下水道部長 認定第2号、平成30年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の10ページから13ページにかけての平成30年度摂津市水道事業決算報告書につきましては、水道事業会計の予算執行状況を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも消費税及び地方消費税込みの金額で表示をいたしております。

まず、10ページから11ページの収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益は、決算額22億2,827万9,316円で、前年度に比べ0.9%、2,039万2,034円の増加となっております。

第1項営業収益は19億6,028万2,255円で、前年度に比べ2.5%、5,019万6,545の円の減少となっております。これは、主に給水収益の減によるものでございます。

第2項営業外収益は2億6,799万7,061円で、前年度に比べ35.8%、7,058万8,579円の増加となっております。これは、主に納付金の増及び消費税還付金の発生によるものでござ

います。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用は、決算額20億2,296万3,914円で、前年度に比べ8.1%、1億5,231万2,216円の増加となっております。

第1項営業費用は19億6,877万1,916円で、前年度に比べ12.1%、2億1,291万4,029円の増加となっております。これは、主に資産減耗費の増加によるものでございます。

第2項営業外費用は5,419万1,998円で、前年度に比べ52.8%、6,060万1,813円の減少となっております。これは、消費税の減によるものでございます。

第3項予備費につきましては、予算現額1,000万円を執行せず、全額不用額といたしております。

続きまして、12ページから13ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は、決算額10億4,386万円で、前年度に比べ192.5%、6億8,702万円の増加となっております。

第1項企業債は9億9,560万円で、前年度に比べ212.5%、6億7,700万円の増加となっております。

第2項工事負担金は90万円で、前年度から皆増でございます。

第3項交付金は4,736万円で、前年度に比べ23.8%、912万円の増加となっております。これは、配水池の耐震化及び老朽管路の更新に対する交付金でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出は、決算額18億1,996万1,636円で、前年度に比べ211.8%、

12億3,619万5,105円の増加となっております。

第1項建設改良費は15億8,638万2,552円で、前年度に比べ344.9%、12億2,983万1,848円の増加となっております。これは、主に施設改修費及び配水管整備事業費の増加によるものでございます。

第2項企業債償還金は2億3,076万8,228円で、前年度に比べ2.1%、482万4,517円の増加となっております。

第3項交付金返還金は281万856円で、これは前年度の交付金に対する返還金でございます。

第4項予備費につきましては、予算現額500万円を執行せず、全額不用額としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7億7,610万1,636円につきましては、平成30年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億1,519万8,412円、繰越工事資金1億6,000万円、減債積立金5,000万円、建設改良積立金1億円及び過年度分損益勘定留保資金3億5,090万3,224円により補填したものでございます。

また、たな卸資産購入限度額は2,914万4,000円に対して執行額は2,690万7,583円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は199万3,110円となっております。

続きまして、14ページ、平成30年度摂津市水道事業会計損益計算書につきましてご説明申し上げます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きの金額となっております。

まず、営業収益18億1,577万16

円に対し、営業費用が18億9,077万4,931円で、営業利益はマイナス7,500万4,915円となっております。また、営業外収益2億1,781万1,985円に対し、営業外費用は5,553万4,269円で、差引1億6,227万7,716円で、営業利益を加えた経常利益は8,727万2,801円となっております。なお、平成30年度は特別損失等がなかったため、当年度純利益は経常利益と同額となっております。これに前年度繰越利益剰余金3億2,121万3,161円とその他未処分利益剰余金変動額1億5,000万円を加えた当年度未処分利益剰余金は5億5,848万5,962円となっております。

続きまして、16ページから17ページの平成30年度摂津市水道事業剰余金計算書につきましては、前年度の処分額及び当年度の変動額を内容別に記載しております。当年度の変動額といたしましては、減債積立金を5,000万円、建設改良積立金を1億円、合計1億5,000万円を取り崩したものでございます。

平成30年度摂津市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金5億5,848万5,962円のうち、減債積立金の積立が5,000万円、建設改良積立金の積立が5,000万円、資本金への組入が1億5,000万円で、残り3億848万5,962円を繰越利益剰余金として翌年度へ繰り越すものでございます。

18ページから19ページまでの平成30年度摂津市水道事業貸借対照表は、平成31年3月31日における水道事業の財政状況をあらわしており、資産合計は148億7,529万8,683円となっております

ます。負債合計は59億5,088万6,671円、資本合計は89億2,441万2,012円で、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は148億7,529万8,683円となり、資産合計と一致するものでございます。

次に、20ページの平成30年度摂津市水道事業キャッシュ・フロー計算書は、1年間の資金収支の状況を活動区分別に表示した報告書で、業務活動によるキャッシュ・フローは16億3,995万5,894円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローは14億2,488万3,917円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは7億6,483万1,772円の増加で、全体の資金の増減額といたしましては9億7,990万3,749円の増加となっております。これに平成29年度末の資金残高31億2,586万1,072円を合わせました平成30年度末の資金残高は41億576万4,821円となっております。

以上、認定第2号、平成30年度摂津市水道事業会計についての決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号、平成30年度摂津市下水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の56ページから59ページにかけての平成30年度摂津市下水道事業決算報告書につきましては、下水道事業会計の予算執行状況を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも消費税及び地方消費税込みの金額で表示しております。

まず、56ページから57ページの収益的収入及び支出でございますが、収入の第

1款下水道収益は、決算額38億6,549万6,879円で、前年度に比べ3.4%、1億3,493万8,714円の減少となっております。

第1項営業収益は27億9,894万5,028円で、前年度に比べ1.9%、5,520万3,557円の減少となっております。これは、主に下水道使用料の減少によるものでございます。

第2項営業外収益は10億6,655万1,851円で、前年度に比べ7.0%、7,973万5,157円の減少となっております。これは、主に他会計負担金の減によるものでございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用は、決算額36億9,830万3,054円で、前年度に比べ3.5%、1億3,351万1,806円の減少となっております。

第1項営業費用は29億7,205万3,810円で、前年度に比べ0.02%、44万5,863円の増加となっております。

第2項営業外費用は7億2,624万9,244円で、前年度に比べ14.3%、1億2,133万5,451円の減少となっております。これは、主に支払利息の減によるものでございます。

第4項予備費につきましては、予算現額600万円を執行せず、全額不用額としております。

続きまして、58ページから59ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は、決算額32億8,614万7,843円で、前年度に比べ7.2%、2億2,201万9,013円の増加となっております。

第1項企業債は20億7,580万円

で、前年度に比べ4.6%、9,050万円の増加となっております。これは、主に流域下水道事業債の増加によるものでございます。

第2項負担金等は1億6,392万6,019円で、前年度に比べ38.4%、4,544万2,669円の増加となっております。これは、主に三箇牧鳥飼雨水幹線建設に伴う高槻市からの負担金の増加によるものでございます。

第3項国庫補助金は1億9,100万円で、前年度に比べ49.1%、6,290万円の増加となっております。これは社会資本整備総合交付金でございます。

第4項他会計負担金は4億6,430万1,447円で、前年度に比べ0.1%、27万6,258万円の増加となっております。これは、主に一般会計からの元金償還金に係る負担金でございます。

第5項他会計補助金は3億9,060万8,252円で、前年度に比べ6.3%、2,325万2,561円の増加となっております。これは、主に元金償還金の汚水分に係る一般会計からの補助金でございます。

第6項長期貸付金償還金は51万2,125円で、前年度に比べ41.3%、36万575円の減少となっております。これは水洗便所改造資金貸付に係る返還収入でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出は、決算額45億8,101万5,387円で、前年度に比べ6.0%、2億5,750万1,148円の増加となっております。

第1項建設改良費は6億4,066万1,403円で、前年度に比べ59.0%、2億3,769万5,765円の増

加となっております。これは、主に公共下水道整備費の増によるものでございます。

第2項企業債償還金は39億4,010万8,424円で、前年度に比べ0.5%、1,955万9,823円の増加となっております。これは元金償還金でございます。

第3項、長期貸付金につきましては24万5,560円で、前年度から皆増となっております。これは水洗便所改造資金貸付金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額12億9,486万7,544円につきましては、減債積立金1,000万円、過年度損益勘定留保資金9,525万544円、当年度損益勘定留保資金11億8,961万7,000円により補填したものでございます。

続きまして、60ページ、平成30年度摂津市下水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きの金額となっております。

まず、営業収益26億5,902万3,528円に対し、営業費用は29億1,195万8,367円で、営業損失は2億5,293万4,839円となっております。また、営業外収益10億6,029万4,621円に対し、営業外費用は6億2,811万1,256円で、差引額4億3,218万3,365円に営業損失を加えた経常利益は1億7,924万8,526円となっております。なお、平成30年度は特別損失等がなかったため、当年度純利益は経常利益と同額となっております。これに前年度繰越利益剰余金1億7,803万5,969円と未処分利益剰余金変動額1,000万円を加えた当年度未処分利

益剰余金は3億6,728万4,495円となっております。

続きまして、62ページから63ページの平成30年度摂津市下水道事業会計剰余金計算書につきましては、前年度の処分額及び当年度の変動額を内容別に記載いたしております。当年度の変動額といたしましては、減債積立金1,000万円を取り崩したものでございます。

平成30年度摂津市下水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度末処分利益剰余金3億6,728万4,495円のうち、減債積立金の積立が2億円、資本金への組入が1,000万円で、残り1億5,728万4,495円を繰越利益剰余金として翌年度へ繰り越すものでございます。

64ページから65ページの平成30年度摂津市下水道事業貸借対照表は、平成31年3月31日における下水道事業の財政状況をあらわしており、資産合計は543億5,114万376円となっております。負債合計は496億1,098万7,665円、資本合計は47億4,015万2,711円で、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は543億5,114万376円となり、資産合計と一致するものでございます。

66ページの平成30年度摂津市下水道事業キャッシュ・フロー計算書は、1年間の資金収支の状況を活動区分別に表示した報告書で、業務活動によるキャッシュ・フローは12億7,656万5,918円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローは3億7,879万8,259円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは10億5,357万1,086円の減少で、全体の資金の増減額といたしましては1億

5,580万3,427円の減少となっております。これに平成29年度末の資金残高6億8,486万4,656円を合わせました平成30年度末の資金残高は5億2,906万1,229円となっております。

以上、認定第3号、平成30年度摂津市下水道事業会計についての決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第43号、令和元年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、債務負担行為の追加の補正でございます。

補正予算書1ページをご覧ください。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、検針事業の開閉栓業務委託料は、令和2年度から令和4年度までの期間、3,714万5,000円を限度額として設定するものでございます。また、中央送水所管理事業の宿日直業務委託料は、令和2年度から令和4年度までの期間、3,630万円を限度額として設定するものでございます。

以上、議案第43号、令和元年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第56号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

平成31年4月17日に公布されました水道法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係政令の整備及び経過措置に関する政令により、水道法施行令第4条に新たな条文が新設され、第4条以降に条ずれが生じたことに伴い、本条例において参照している条番号を改正する必要があるため、制定するものでございます。

議案参考資料（条例関係その2）の138ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

それでは、条文に沿って改正内容についてご説明申し上げます。

第15条第1項において、給水装置の構造及び材質の基準について、水道法施行令第5条を参照しておりましたが、水道法施行令第5条が第6条に改正されたことに伴い、本条例においても第5条から第6条に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、議案第56号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 保健福祉部長。

（野村保健福祉部長 登壇）

○野村保健福祉部長 それでは、特別会計決算書5ページ、認定第4号、平成30年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

平成30年度国民健康保険事業におきましては、国保都道府県化の初年度として、事業費納付金や保険給付費等交付金などの新しい財政運営の仕組みが導入される中、大阪府国民健康保険運営方針にある被保険

者負担の公平化、健康づくり・医療費適正化の2本柱を基本としつつ、国民健康保険財政調整基金を設置するなどして国保財政健全化に向けた取り組みを行ってまいりました。収支につきましては、前年度に引き続き黒字となりました。

まず、予算額につきましては、当初予算98億1,795万6,000円に対し、5億2,703万9,000円を増額補正し、最終予算額は103億4,499万5,000円となりました。

歳入につきましては、調定額110億4,917万2,211円に対し、収入済額102億2,070万2,294円で、収入率は92.5%となっております。

歳入の主な構成比率は、府支出金67.5%、国民健康保険料が18.6%となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額103億4,499万5,000円に対しまして、支出済額101億9,063万9,681円で、執行率は98.5%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が65.9%、国民健康保険事業費納付金が27.4%、基金積立金が3.6%となっております。

この結果、35ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、平成30年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引3,006万2,613円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をさせていただきます。

12ページ、款1国民健康保険料は18億9,585万3,922円で、前年度に比べ5.4%、1億900万4,910円の減額となっております。

款2使用料及び手数料は42万3,452円で、前年度に比べ8.8%、4万814円の減額となっております。

款3府支出金、項1府補助金は、これまで市町村が直接交付を受けておりました国庫支出金、前期高齢者交付金、療養給付費交付金が、都道府県の国保特別会計で受け入れられた後に、府支出金として再配分されたもので、69億160万533円となっております。

款4繰入金は8億6,779万6,617円で、前年度に比べ21.0%、2億3,129万2,244円の減額となっております。これは、保険料軽減分等の繰入金の減などによるものでございます。

款5諸収入は1,890万7,210円で、前年度に比べ4.7%、92万4,813円の減額となっております。

項1雑入は1,704万1,037円で、前年度に比べ6.8%、123万7,676円の減額となっております。また、収入未済額628万3,807円は、保険給付費の返納金に係るものでございます。

項2延滞金、加算金及び過料は186万6,173円で、前年度に比べ20.1%、31万2,863円の増額となっております。

款6繰越金は5億3,611万3,601円で、前年度に比べ48.5%、1億7,513万7,755円の増額となっております。

款7財産収入、項1財産運用収入6,959円は、新設した国民健康保険財政調整基金の積立によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額で説明させていただきます。

14ページ、款1総務費は1億3,966万4,324円で、前年度に比べ3.6%、525万3,896円の減額となっております。

項1総務管理費は1億2,936万1,754円で、前年度に比べ3.9%、526万9,459円の減額となっております。

項2徴収費は1,011万1,890円で、前年度に比べて2,517円の減額となっております。

項3運営協議会費は19万680円で、前年度に比べ10.5%、1万8,080円の増額となっております。

款2保険給付費は67億1,175万8,605円で、前年度に比べ5.1%、3億6,329万9,278円の減額となっております。

項1療養諸費は57億9,492万4,549円で、前年度に比べ5.6%、3億4,189万6,938円の減額となっております。

項2高額療養費は8億6,150万9,637円で、前年度に比べ2.0%、1,734万9,378円の減額となっております。

項3移送費は執行いたしておりません。

項4出産育児諸費は3,603万5,306円で、前年度に比べ7.4%、288万534円の減額となっております。

項5葬祭諸費は620万円で、前年度に比べ18.4%、140万円の減額となっております。

項6精神・結核医療給付費は1,308万9,113円で、前年度に比べ1.

8%、22万7,572円の増額となっております。

款3国民健康保険事業費納付金27億8,737万9,669円は、国保都道府県化に伴う新設科目でございます。これは、大阪府の給付費等の総額から公費負担分を控除した費用について、被保険者数及び所得水準に応じて府内各市町村が納付するものでございます。

項1医療給付費分は19億6,057万5,416円で、医療給付費分に係る事業費納付金でございます。

項2後期高齢者支援金等分6億1,433万9,792円、項3介護納付金分2億1,246万4,461円は、これまで市町村単位で社会保険診療報酬支払基金に納付していたもので、都道府県化に伴い、国民健康保険事業費納付金に仕組みが変更となったものでございます。

款4共同事業拠出金798円は、事務費に係る拠出分でございます。

なお、府内市町村の再保険事業として実施しておりました高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業につきましては、都道府県化に伴い、平成29年度をもって廃止となっております。

款5保健事業費は5,752万2,196円で、前年度に比べ7.0%、433万1,184円の減額となっております。

項1特定健康診査等事業費は4,084万6,445円で、前年度に比べ5.8%、253万496円の減額となっております。

項2保健事業費は1,667万5,751円で、前年度に比べ9.7%、180万688円の減額となっております。

款6諸支出金は1億3,169万539円で、前年度に比べ131.9%、7,4

89万7,398円の増額となっております。これは、過年度分国庫府費等返還金の増額によるものでございます。

款7予備費につきましては執行いたしておりません。

款8基金積立金は3億6,262万3,550円で、新設した国民健康保険財政調整基金へ余剰金を積み立てたものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書119ページ、認定第8号、平成30年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要につきましてご説明させていただきます。

まず、予算額につきましては、当初予算10億7,573万8,000円に対し、229万6,000円を増額補正し、最終予算額は10億7,803万4,000円となりました。

歳入につきましては、調定額11億3,158万8,019円に対し、収入済額は11億1,782万1,018円で、収入率は98.8%となっております。

歳入の主な構成比は、後期高齢者医療保険料77.9%、繰入金17.9%となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額10億7,803万4,000円に対しまして、支出済額は10億7,052万4,024円で、執行率は99.3%となっております。

この結果、137ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、平成30年度の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入

歳出差引4, 729万6, 994円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明させていただきます。

126ページ、款1後期高齢者医療保険料は8億7, 039万3, 672円で、前年度に比べ4.3%、3, 616万5, 753円の増額となっております。これは、被保険者の増加によるものでございます。

還付未済額を除いた収納率は、現年度分が99.5%、滞納繰越分が20.8%となっております。

款2使用料及び手数料は3万8, 098円で、前年度に比べ24.3%、1万2, 220円の減額となっております。

款3国庫支出金は272万1, 000円で、法改正に伴うシステム改修に対する国庫補助金でございます。

款4繰入金は2億38万5, 689円で、前年度に比べ8.1%、1, 506万6, 287円の増額となっております。これは、軽減保険料補填に係る保険基盤安定繰入金の増によるものでございます。

款5諸収入は1万3, 000円で、前年度に比べ42.2%、9, 500円の減額となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は6, 400円で、前年度に比べ70.2%、1万5, 100円の減額となっております。

項2雑入は6, 600円で、前年度に比べ560.0%、5, 600円の増額となっております。また、収入未済額2万6, 600円は、保険料還付返戻金に係るものでございます。

款6繰越金は4, 426万9, 559円で、前年度に比べ37.3%、2, 635万638円の減額となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額で説明させていただきます。

128ページ、款1総務費は781万7, 607円で、前年度に比べ62.5%、300万7, 512円の増額となっております。

項1総務管理費は682万9, 997円で、前年度に比べ78.5%、300万3, 778円の増額となっております。これは、主に法改正に伴うシステム改修によるものでございます。

項2徴収費は98万7, 610円で、前年度に比べ0.4%、3, 734円の増額となっております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は10億6, 155万6, 416円で、前年度に比べ2.1%、2, 153万9, 561円の増額となっております。これは、本市が徴収いたしました後期高齢者医療制度に係る保険料等を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

款3諸支出金は115万1円で、前年度に比べ0.5%、6, 174円の増額となっております。

款4予備費につきましては執行いたしておりません。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 市民生活部長。

(松方市民生活部長 登壇)

○松方市民生活部長 認定第6号、平成30年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

平成31年3月末現在、加入事業所数は29事業所、被共済者数145名でございます。また、平成30年度中の退職者は19名であり、その退職給付金額は321万6,944円でございます。

予算額は1,442万9,000円で、決算額は、歳入については、調定額、収入済額とも751万6,756円で、歳出については、支出済額751万6,756円で、対予算額比52.1%の執行率でございます。

この結果、79ページの実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入総額、歳出総額いずれも751万6,756円でございます。

それでは、摂津市特別会計歳入歳出決算書に従い、歳入歳出の各款別にその主な内容につきましてご説明申し上げます。

同決算書68ページの歳入について、収入済額でご説明申し上げます。

款1共済掛金につきましては、被共済者1名につき月額2,000円の掛金を納付していただくもので、平成30年度中の掛金総額は延べ1,895人分の379万円でございます。

款2繰入金は、退職給付金の支給の際に積立金を取り崩し、歳入として受け入れるものが主で、平成30年度中の総額は372万2,768円でございます。

款3諸収入は、積立金等の預金利子で、平成30年度中の収入は3,988円でございます。

続きまして、70ページの歳出について、支出済額でご説明申し上げます。

款1共済総務費は2万700円で、当制度運営に係る事務費でございます。

款2共済金は、退職給付金の支払いに321万6,944円、還付金として4,000円、積立金等に427万5,112円、合計749万6,056円の支出となったものでございます。

款3予備費は、平成30年度に支出がございませんでした。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第47号、摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係その1）の62ページから64ページまでを併せてご参照いただきますようお願いいたします。

本条例は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日に施行されることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されることを受け、旧氏による印鑑の登録及び印鑑登録証明書への旧氏の記載を行うことができるようにするため制定するものでございます。

今回の改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、これまで累次にわたり閣議決定がされてきた住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能にするため行うものでございます。

それでは、議案書の条文につきましてご説明申し上げます。

第2条の改正は、文言の整備を行うものでございます。

第4条第1項第1号及び第2号の改正は、登録を受けようとする印鑑に旧氏を加えるものでございます。

また、同条第8項においては、文言の整

備を行うものでございます。

第6条の改正は、印鑑登録原票に、印影のほか、登録番号や登録年月日などの登録事項を加え、旧氏を加えるものでございます。

第12条の改正は、印鑑の登録を消除する者に旧氏の変更を加えるものでございます。

また、同条第8項においては、文言の整備を行うものでございます。

第13条の改正は、印鑑登録証明については、同条第2項による電子情報処理組織の磁気ディスクのみで調整されるため、同条第4項を削るものでございます。

なお、本条例は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行日に合わせ、令和元年11月5日から施行するものでございます。ただし、第13条第4項を削る改正規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第47号、摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第58号、摂津市法律相談員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回廃止をご提案申し上げます摂津市法律相談員の報酬及び費用弁償に関する条例は、個人の弁護士に法律相談を依頼し、実施するための報酬及び費用弁償を定めた条例でございますが、市民法律相談につきましては、平成18年度ごろから市民ニーズが高まり、相談日を週1回から週2回に増やし、相談業務を実施しておりました。しかしながら、平成22年度からは、より安定的に法律相談業務を実施するために、本条例の制度を残しつつも、複数の弁護士が

所属する弁護士法人との委託契約により法律相談業務を実施してまいりました。法律相談業務をより安定的、継続的に実施していくために、今後も二つの弁護士法人との委託契約により法律相談を実施してまいりますため、本条例を廃止するものでございます。

以上、議案第58号、摂津市法律相談員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 それでは、特別会計決算書83ページ、認定第7号、平成30年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

決算概要242ページをご覧ください。

まず、予算額につきましては、当初予算61億7,660万5,000円に対し、3億7,947万7,000円を増額補正し、予算現額は65億5,608万2,000円となりました。

歳入につきましては、調定額63億6,947万1,247円に対し、収入済額62億6,886万8,596円で、収入率は98.4%となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金23.7%、介護保険料23.2%、国庫支出金19.5%、繰入金14.8%、府支出金12.8%となっております。

次に、決算概要244ページをご覧ください。

歳出でございますが、予算現額65億5,608万2,000円に対し、支出済

額62億2,802万4,685円で、執行率は95.0%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費85.4%、地域支援事業費5.7%、基金積立金4.9%、総務費2.2%となっております。

この結果、決算書115ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、平成30年度の介護保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引4,084万3,911円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をさせていただきます。

90ページ、款1保険料は14億5,536万2,515円で、前年度に比べ7.3%、9,854万7,707円の増額となっております。

款2使用料及び手数料は11万6,600円で、前年度に比べ6.6%、7,200円の増額となっております。

款3国庫支出金は12億2,414万8,479円で、前年度に比べ4.2%、4,954万5,884円の増額となっております。

項1国庫負担金は9億6,215万3,079円で、前年度に比べ2.5%、2,331万309円の増額となっております。

項2国庫補助金は2億6,199万5,400円で、前年度に比べ11.1%、2,623万5,575円の増額となっております。

款4支払基金交付金は14億8,562万7,806円で、前年度に比べ2.

1%、3,066万7,596円の増額となっております。

款5府支出金は8億64万8,039円で、前年度に比べ3.7%、2,889万3,152円の増額となっております。

項1府負担金は7億4,661万4,969円で、前年度に比べ2.9%、2,129万289円の増額となっております。

項2府補助金は5,403万3,070円で、前年度に比べ16.4%、760万2,863円の増額となっております。

款6繰入金は9億2,805万4,000円で、前年度に比べ12.8%、1億3,648万9,000円の減額となっております。

項1一般会計繰入金は9億2,805万4,000円で、前年度に比べ1.2%、1,072万7,000円の増額となっております。

項2基金繰入金は、前年度に比べ皆減となっております。

款7諸収入は499万7,569円で、前年度に比べ283.4%、369万4,119円の増額となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は5万1,100円で、前年度に比べ25.6%、1万7,600円の減額となっております。

項2雑入は494万6,469円で、前年度に比べ300.6%、371万1,719円の増額となっております。これは、返納金における介護給付費返還金が増加したことによるものでございます。

款8財産収入は16万8,573円で、前年度に比べ443.8%、13万7,573円の増額となっております。

款9繰越金は3億6,974万5,015円で、前年度に比べ32.5%、9,062万4,938円の増額となっております。

す。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額でご説明させていただきます。

９２ページ、款１総務費は１億３，８３０万１，３７８円で、前年度に比べ１７．５％、２，９２５万３，３１７円の減額となっております。

項１総務管理費は９，３４４万８，５３８円で、前年度に比べ１１．２％、１，１７９万１，２７３円の減額となっております。

項２徴収費は４０６万４，７１１円で、前年度に比べ１４．１％、５０万１，９６４円の増額となっております。

項３介護認定審査会費は４，０７８万８，１２９円で、前年度に比べ３０．６％、１，７９６万４，００８円の減額となっております。

款２保険給付費は５３億１，６３３万９，１５８円で、前年度に比べ４．９％、２億４，６５５万５，０５１円の増額となっております。

項１介護サービス等諸費は４８億１，４５０万８，７５２円で、前年度に比べ６．８％、３億４９１万３９５円の増額となっております。

項２介護予防サービス等諸費は１億７，６４１万７，０６３円で、前年度に比べ３１．１％、７，９６７万８，１０７円の減額となっております。これは、平成２９年度から総合事業を開始したことに伴い、介護予防サービスの訪問介護と通所介護が総合事業へ移行したことなどによるものでございます。

項３その他諸費は４５７万１，１１２円で、前年度に比べ１．４％、６万２，０５４円の増額となっております。

項４高額介護サービス等費は１億３，４４３万５，９１３円で、前年度に比べ１７．０％、１，９５２万９，６９６円の増額となっております。

項５高額医療合算介護サービス等費は１，６２０万８４２円で、前年度に比べ０．１％、１万９，４０７円の増額となっております。

項６特定入所者介護サービス等費は１億７，０２０万５，４７６円で、前年度に比べ１．０％、１７１万１，６０６円の増額となっております。

款３地域支援事業費は３億５，３６０万７，１３６円で、前年度に比べ７９．２％、１億５，６２８万９，４１０円の増額となっております。

項１介護予防・生活支援サービス事業費は２億１，７５８万８，４０３円で、前年度に比べ１１７．１％、１億１，７３５万９，４９７円の増額となっております。これは、平成２９年度から総合事業を開始したことに伴い、介護予防サービスの訪問介護と通所介護が総合事業へ移行したことなどによるものでございます。

項２一般介護予防事業費は１，２２３万８，９６１円で、前年度に比べ８１．３％、５４８万９，９８７円の増額となっております。

項３包括的支援事業・任意事業費は１億２，３７７万９，７７２円で、前年度に比べ３７．０％、３，３４３万９，９２６円の増額となっております。

款４基金積立金は３億５８８万２，９８２円で、前年度に比べ５４．２％、１億７５５万１，１０１円と増額となっております。

款５諸支出金は１億１，３８９万４，０３１円で、前年度に比べ１３．３％、１，

338万8,028円の増額となっております。

項1償還金及び還付加算金は3,117万8,109円で、前年度に比べ9.6%、330万6,144円の減額となっております。

項2繰出金は8,271万5,922円で、前年度に比べ25.3%、1,669万4,172円の増額となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第44号、令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容につきましては、平成30年度決算に伴う精算でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,212万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億3,102万4,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金1,048万6,000円は、平成30年度の保険給付費の精算に伴う追加交付金でございます。

項2国庫補助金74万3,000円は、平成30年度の地域支援事業費の精算に伴う追加交付金でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付

金1,253万6,000円は、平成30年度の保険給付費及び地域支援事業費の精算に伴う追加交付金でございます。

款5府支出金、項1府負担金705万5,000円は、平成30年度の保険給付費の精算に伴う追加交付金でございます。

項2府補助金46万5,000円は、平成30年度の地域支援事業費の精算に伴う追加交付金でございます。

款9繰越金、項1繰越金4,084万3,000円は、平成30年度決算の形式収支額を令和元年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款4基金積立金、項1基金積立金3,473万4,000円の増額は、平成30年度決算に伴う剰余金を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金39万1,000円は、平成30年度決算に伴う国庫府費への返還金でございます。

項2繰出金3,700万3,000円は、平成30年度決算に伴う一般会計の返還金でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第55号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）136ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律等において、災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等についての改

正等が行われたことから、所要の整備を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

第15条第3項は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正により、新たに償還金の支払い猶予や災害援護資金の貸付けを受けた者などに対し、市町村が必要な報告を求めることができるようになったことなどの規定が追加されたことにより、所要の整備を行うものでございます。

そのほか、第1条及び第16条については、用語の整備でございます。

以上、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 議案第46号、会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、一般職非常勤職員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員の3種類の適正な任用等を確保するため、会計年度任用職員制度の導入や特別職の任用及び臨時的任用の厳格化を内容とする地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職ごとに必要となる任用や給与等の勤務条件に関する規定の整備を行うため、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

本改正条例は14の条文から成っており、条文に沿って主なものをご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その1）の1ページから61ページも併せてご覧い

たいただきますようお願いいたします。

第1条は、摂津市職員定数条例の一部改正となっており、文言の整理を行うものでございます。

次に、第2条は、摂津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正となっており、第2条から第5条では会計年度任用職員の休職や条件付採用期間における分限の規定を、第6条では臨時的任用職員の分限の規定を加えるものでございます。

次に、第3条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正となっており、第3条では会計年度任用職員の懲戒処分の適用についての規定を加えるものでございます。

次に、第4条は、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となっており、第2条では、短時間勤務となるパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間の規定を改め、フルタイムに限定される臨時的任用職員の規定を削除するもので、他の条は文言の整理や条番号の整備を行うものでございます。

次に、第5条は、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部改正となっており、法改正に伴い、題名を「摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例」に改め、改正後の第4条では、給与の種類を、フルタイム会計年度任用職員は給料、地域手当など各種手当や期末手当、パートタイム会計年度任用職員は報酬と期末手当とし、改正後の第5条では適用する給料表を、改正後の第6条から第15条では各種手当や給与関係規定を、改正後の第16条では期末手当を、改正後の第18条では通勤に係る手当や費用弁償を、いずれも常勤職員に準じた規定に改めるほ

か、改正後の第２３条では年次有給休暇を年度ごとに付与する規定に改めるものでございます。

次に、第６条は、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正となっており、育児休業に伴う各種の給与関係規定について、会計年度任用職員制度に必要な改正を行うほか、文言の整理を行うものでございます。

次に、第７条は、摂津市職員の厚生制度に関する条例の一部改正となっており、厚生制度の対象に会計年度任用職員を加えるものでございます。

次に、第８条は、公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部改正となっており、法改正に伴う項番号の整備や文言の整理を行うものでございます。

次に、第９条は、摂津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正となっており、人事行政の運営等の状況の報告及び公表の対象にフルタイム会計年度任用職員を加えるものでございます。

次に、第１０条は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正となっており、別表における特別職非常勤職員を、任用の厳格化に伴い、職の見直しを行うとともに、特別職について定める地方公務員法第３条第３項の各号の順に表の整理を行うものでございます。

次に、第１１条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、法改正等に伴い、臨時的任用職員の給与制度を、一部を除き常勤職員と同様とする規定の整備を行うものでございます。

次に、第１２条は、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部改正となっており、パートタイム会計年度任用職員に適用しない旨の規定を、附則では、フルタイム会計

年度任用職員への適用要件の拡大について、国と同様の経過措置の規定を加えるものでございます。

次に、第１３条は、摂津市職員旅費条例の一部改正となっており、適用となる職員にフルタイム会計年度任用職員を含む規定に改めるものでございます。

次に、第１４条は、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正となっており、会計年度任用職員である者の給与の種類等についての規定を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、第１項には、本条例は令和２年４月１日から施行する旨を、第２項及び第３項には、制度移行に伴う報酬の経過措置と必要な事項の規則への委任を、第４項には、年次有給休暇に係る経過措置を、第５項には、特別職非常勤職員の任用に係る経過措置をそれぞれ規定いたしております。

以上、議案第４６号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４９号、摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用等に関する必要な事項を定めるものです。

このたびの一部改正は、法第３条第１項に基づき、高度の専門的な知識、経験又は優れた識見を有する者を特定任期付職員として、同条第２項に基づき、専門的な知識、経験又は優れた識見を有する者を任期付職員として、任期を定めて採用することができることとし、関係規定の整備を行うとともに、既に規定のある第４条及び第５

条に基づく任期付職員の給料、初任給の決定や昇給等を、任期の定めのない常勤職員に適用される基準に準ずることとする改定を行うものでございます。

本条例は四つの条文から成っており、条文に沿ってご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その１）の６６ページから８４ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

第１条は、摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正となっており、改正後の第２条では、特定任期付職員等について採用することができる場合などの要件を、改正後の第６条では、任期の更新に関する規定をそれぞれ加えるもののほか、文言の整理や条番号の整備を行うものでございます。

次に、第２条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第３条では任期付職員に適用していた給料表を削除し、また、改正後の第３条の３では、特定任期付職員の給与等の規定を別表第３、別表第４に示し、第２１条では管理職員特別勤務手当、第２３条では期末手当、改正後の第２４条の２では特定任期付職員業績手当の支給に係る規定を、２６条の４では、支給しない手当など適用除外となる規定を加えるほか、文言の整理や条番号の整備を行うものでございます。

次に、第３条は、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部改正となっており、管理職手当の月額を定めた別表の備考に任期付短時間勤務職員に係る規定を加えるほか、文言の整理を行うものでございます。

次に、第４条は、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正となっており、特定任期付職員の給与に関して、第１４条は管理職員特別勤務手当、改

正後の第１６条の２では特定任期付職員業績手当の支給に係る規定を、第２２条では、支給しない手当など、適用除外となる規定を加えるほか、文言の整理や条番号の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、第１項には、本条例は令和２年４月１日から施行する旨を、第２項から第５項には、施行日前に任期付職員であった者の職務の等級や号給等は同等とし、必要な調整は行うことができる旨を、第６項には、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める旨を、第７項には、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第８項には、摂津市職員の育児休業等に関する条例の条番号の整備をそれぞれ規定しております。

以上、議案第４９号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第５０号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、地方公務員法における欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削除する改正が行われることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

本改正条例は三つの条文から成っており、条文に沿ってご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その２）の８５ページから９２ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

第１条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第２３条から第２３条の３までは期末手当について、第２４条は勤勉手当について、第２８条は休職者の期末手当について、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項に該当して失職した職員に関する規定を削除するととも

に、文言の整理を行うものでございます。

次に、第2条は、摂津市職員の退職手当に関する条例、第3条は、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正となっており、いずれも、退職手当の支給制限について、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項に該当して失職した職員に係る規定を削除するとともに、文言の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項には、本条例は令和元年12月14日から施行する旨を、第2項には、施行日前に当該要件の欠格条項により失職した職員において、なお従前の例によるものとする経過措置をそれぞれ規定いたしております。

以上、議案第50号の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 議案第48号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、非常勤特別職の見直しを機に、摂津市史編さん委員会の目的について精査いたしました結果、摂津市史編さん委員会を附属機関とするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その1）65ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明申し上げます。

本条例別表第1、市長の附属機関の表に摂津市史編さん委員会の項を加えるものでございます。担当事務は、市史編さんについての調査審議に関する事務といたしております。

なお、附則といたしまして、本条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午後 1時 再開)

○嶋野浩一朗議長 休憩前に引き続き再開します。

それでは、引き続き提案理由の説明を求めます。次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 議案第51号、摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、市立学童保育室の開室時間について、令和2年4月から延長保育を実施することに伴い、延長保育料を定めるものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）93ページから94ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明申し上げます。

第3条第1号におきましては、字句の整備を行うものでございます。

第4条第1項及び第2項におきましては、延長保育料を定めるに当たり、別表を設け、これまでの保育料に加え、新たに延長保育料を定めるものでございます。

延長保育につきましては、月曜日から金曜日において、これまで開室時間が午後5時30分までとなっていたものを午後7時までとするもので、それに伴う延長保育料

として、日額150円とし、1か月における上限額を2,250円とするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第52号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、根拠法令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）95ページから133ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

初めに、本条例の条文全般において、「支給認定」から「教育・保育給付認定」に改めるものでございます。これは、幼児教育・保育の無償化により新たに創設される施設等利用給付認定と区別するための名称変更でございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第2条第2項は、今回の改正において、「支給認定子ども」などにかわって新たに加わる用語の意義を定めるもので、無償化に伴い、文言を明確化するためのものでございます。

第3条は、一般原則に無償化の趣旨を追加するものでございます。

第13条第1項は、無償化に伴い、利用

者負担額の支払いを受けるものとして、満3歳未満の保護者に限定するものでございます。

また、特別利用保育または特別利用教育の提供をする場合は、その対象はいずれも満3歳以上であり、無償化の対象となりますことから、その文言を削除いたしております。

同条第2項は、法定代理受領を受けないときの特定教育・保育費用基準額を保護者から支払いを受けることを規定しておりますが、特別利用保育については第35条第3項へ移行し、特別利用教育については第36条第3項へ移行するため、それらの文言を削除しております。

同条第4項第3号は、これまで給食費は主食費のみ支払いを受けることが可能とされてきたものを、無償化に伴い、副食費を含めるとするものでございます。ただし、1号認定子ども及び2号認定子どもの世帯において、副食費を免除する規定を加えております。

第14条第1項では、特例施設型給付費を含む施設型給付費の額の通知義務を規定していましたが、特例施設型給付費については第35条第3項及び第36条第3項へ移行するために、その文言を削除いたしております。

第35条第3項及び第36条第3項は、第13条第2項からの移行と第14条第1項からの移行を反映させたものでございます。併せて、特別利用保育における副食費免除に係る第3子の考え方を改めるものでございます。

第37条は、特定地域型保育事業の利用定員を規定しておりますが、利用定員等の表現を改めるもので、趣旨に変更はございません。

第38条は、特定地域型保育の提供開始に際しての内容説明等を規定したものでございますが、利用者負担の表現を改めております。

第42条に第2項から第5項を新たに加えたのは、特定地域型保育事業者による代替保育の提供及び保育の提供後の受け皿に係る連携施設の要件緩和に関する規定でございます。

同条第8項に新たに加えたのは、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市町村長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定を加えるものでございます。

第43条は、利用者負担額等の受領を規定しておりますが、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の対象は、いずれも満3歳以上で無償化となりますことから、文言を削除するものでございます。

同条第2項では、特定地域型保育事業者が法定代理受領を受けないときの特定地域型保育費用基準額を保護者から支払いを受けることを規定しておりますが、特別利用地域型保育については第51条第3項へ、特定利用地域型保育については第52条第3項へそれぞれ移行するため、それらの文言を削除するものでございます。

第46条第5号は、利用者負担額の受領を満3歳未満の保護者に限定するために改めるものでございます。

第50条は、特定教育・保育施設の規定を特定地域型保育事業について準用するための読み替えを規定しておりますが、特例地域型保育給付費についての読み替えは第51条第3項に移行するものでございます。

第51条第3項及び第52条第3項は、

それぞれ特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を提供する場合に必要な読み替えを改めるものでございます。

附則第2項は、特定保育所の保育料は市が徴収することを規定しておりますが、徴収の対象を満3歳未満保育認定子どもに限定するために改めるものでございます。

附則第4項は、特別利用保育、附則第5項は、特別利用地域型保育の利用者負担額に係る読み替え規定でございますが、無償化により読み替えが不要になりましたことから、削除するものでございます。

附則第6項を第4項に繰り上げ、第7項において、連携施設の確保の経過措置の規定を5年から10年に改めるとともに、第5項に繰り上げるものでございます。

最後に、附則といたしまして、本条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第53号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、根拠法令である児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）134ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

第24条第2項では、家庭的保育者となるための要件を規定いたしておりますが、このたび、それらの根拠法令であります児

童福祉法が改正され、成年被後見人等の欠格条項が削除されたため、項ずれが生じたことから、引用条文の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第54号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、根拠法令である子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）135ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

第3条及び第4条中におきまして、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものでございます。これは、幼児教育・保育の無償化により新たに創設される子育てのための施設等利用給付の支給対象者と区別するための名称変更でございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第59号、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例制定の件につしまし

て、提案内容をご説明申し上げます。

今回廃止をご提案申し上げます本条例に基づき交付する補助金は、保育料の負担軽減を図る目的で、所得に応じて交付する就園奨励費補助金に上乗せする形で、本市独自の補助制度として実施してまいりました。しかしながら、本年10月から幼児教育の無償化が実施されますことから、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項には、本条例は令和元年10月1日から施行することを規定いたしております。

第2項には、令和2年3月31日までの間に係る補助金の交付を受けていない者は、補助金受給の資格を有することといたしております。

以上、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 消防長。

（明原消防長 登壇）

○明原消防長 議案第57号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）139ページに新旧対照表を記載いたしますので、併せてご参照をお願いいたします。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布を踏まえ、本条例の一部を改正いたすものでございます。

内容につきましては、現行条例で、消防団員の任用に際し、成年被後見人等を欠格

条項として記載いたしておりますが、これを削除いたすものでございます。

それでは、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第5条では、第1号、「成年被後見人又は被保佐人」を削除いたし、併せて、第2号の用語を整理し、第2号から第4号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

次に、第6条では、前条で号を繰り上げていたしましたことから、第2項において引用する「第3号」を「第2号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたすものでございます。

以上、議案第57号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本25件のうち、認定第1号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外につきましては、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号の8件については、閉会中に審査することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。

日程3、報告第10号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（井口総務部長 登壇）

○井口総務部長 報告第10号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容をご説明いたします。

なお、各指標の算定方法等につきましては、議案参考資料の1ページから2ページと平成30年度決算概要の38ページから39ページをご参照ください。

初めに、1健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、実質赤字額がないためバー表記といたしております。その内容につきましては、一般会計の実質収支が4億518万3,000円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支がゼロ円で、合計4億518万3,000円の黒字となり、実質赤字額はございませんでした。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が12.55%、財政再生基準が20.0%となっております。

次の連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額がないためバー表記といたしております。その内容といたしまして、水道事業会計の資金剰余額が33億6,657万5,000円、下水道事業会計の資金剰余額が4億8,640万6,000円、国民健康保険特別会計の実質収支が3,006万3,000円の黒字、介護保険特別会計の実質収支が4,084万4,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が4,729万7,000円の黒字で、先の一般会計の実質収支4億518万3,000円を加えますと、43億7,636万8,000円の黒字となり、連結実質赤字額はございませんでした。な

お、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が17.55%、財政再生基準が30.0%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、前年度に比べ1ポイント改善し、1.9%となっております。この指標は、過去の3か年の平均値で算出するものではございますが、単年度の数値で見えますと、前年度に比べ0.3ポイント改善し、1.1%となっております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が25.0%、財政再生基準が35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、将来負担額がないためバー表記といたしております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が350.0%となっております。

次に、2資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がないためバー表記といたしております。その内容は、水道事業会計では、流動負債11億3,486万5,000円に対し、流動資産45億144万円で、33億6,657万5,000円の資金剰余となっております。

下水道事業会計では、流動負債5億766万8,000円に対し、流動資産9億9,407万5,000円で、4億8,640万6,000円の資金剰余となっております。そのため、資金不足比率の算定結果は、それぞれバー表記といたしております。なお、水道事業会計、下水道事業会計ともに、本市に適用されます基準は、経営健全化基準が20.0%となっております。

平成30年度決算に基づき算出した各比率は、いずれも早期健全化基準及

び経営健全化基準未満となりました。

以上、報告第10号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程4、議案第45号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 議案第45号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容をご説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料3ページから12ページをご参照ください。

本議案は、摂津市青少年運動広場改修工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市青少年運動広場改修工事でございます。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約金額は4億5,837万円でございます。

契約の相手方は、真柄・岸本特定建設工事共同企業体でございます。

代表者は、大阪市淀川区宮原四丁目4番63号、真柄建設株式会社、大阪事業部、執行役員事業部長、竹上眞一でございます。

工事の内容につきましては、管理棟等改修工事一式、既存建物解体工事一式及び外構工事一式でございます。

管理棟等改修工事一式につきましては、管理棟2階建て1棟、バックネット棟平屋

建て1棟、ダックアウト4棟の改修工事でございます。

既存建物解体工事一式につきましては、管理事務所及び倉庫等の解体工事でございます。

外構工事一式につきましては、グラウンド整備、照明塔LED化、駐車場拡充整備、防火水槽新設、舗装、植栽等でございます。

以上、議案第45号、工事請負契約締結の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第45号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○嶋野浩一朗議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

9月4日から9月19日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。

本日はこれで散会します。

（午後1時26分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 三 好 義 治

摂津市議会議員 檜 村 一 臣

摂津市議会継続会会議録

令和元年9月20日

(第2日)

令和元年第3回摂津市議会定例会会議録

令和元年9月20日（金曜日）
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（18名）

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	弘 豊
9 番	増 永 和 起	10 番	渡 辺 慎 吾
11 番	森 西 正	12 番	三 好 義 治
13 番	檜 村 一 臣	14 番	三 好 俊 範
15 番	香 川 良 平	16 番	松 本 暁 彦
17 番	光 好 博 幸	18 番	嶋 野 浩 一 朗

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市 民 生 活 部 長	松 方 和 彦
環 境 部 長	山 田 雅 也	保 健 福 祉 部 長	野 村 眞 二
保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志	建 設 部 長	高 尾 和 宏
上 下 水 道 部 長	山 口 猛	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	小 林 寿 弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹
消 防 長	明 原 修	会 計 管 理 者	岩 見 賢 一 郎

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛 渡 長 子	事 務 局 次 長	溝 口 哲 也
事 務 局 総 括 参 与	藤 井 智 哉		

1 議 事 日 程

1,

一般質問				
松	本	暁	彦	議員
檜	村	一	臣	議員
水	谷		毅	議員
光	好	博	幸	議員
村	上	英	明	議員
安	藤		黨	議員
三	好	義	治	議員
増	永	和	起	議員

1 本日の会議に付した事件
日程 1

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、三好俊範議員及び香川議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 おはようございます。

それでは、順位に基づき質問をさせていただきます。

まず、子どものやる気スイッチ等の心へのアプローチを行う教育施策の重要性についてですが、前定例会の質問において、本市は夢の実現と学ぶこととがリンクしていない児童が多いという課題を踏まえ、学ぶことへの動機づけ、すなわち、やる気スイッチ、そのモチベーションの維持、そして、それを発揮できる環境の3要素が必要であるということを共通認識とさせていただきました。

ある名言がございます。「普通の教師は言わなければならないことをしゃべる。よい教師はわかりやすいように解説をする。優れた教師はみずからやってみせる。そして、本当に偉大な教師というのは生徒の心に火をつける。」というウィリアム・アサー・ウォードという人物の言葉です。

この名言が示すように、知識へのアプローチはもちろんのこと、本市の課題から、やる気スイッチなどの心へのアプローチがまずもって重要なのではないのでしょうか。これについてどうお考えか、お聞かせください。

2番、ごみ処理の広域化に向けた準備についてですが、まず、茨木市との協議状況について、現在どのように進められている

のか、お聞かせください。

3番、投票所の環境整備等による利便性向上についてですが、7月の参議院選挙では、投票率は前回に比べ2.15ポイント減少し、近隣市と比べても低い状況です。今後の選挙に向けて投票率向上の取り組みが求められます。この投票率の向上には、投票行動につながる投票所の利便性も大切かと思いますが、どうお考えか、お聞かせください。

4番、中小企業の課題と次の時代に応じた中小企業支援策の必要性についてですが、まず、現在、市が実施している主な中小企業支援策と、その実績はどのようなものか、お聞かせください。

5番、シティプロモーションとふるさと納税等の施策との連動についてですが、まず、4月からのシティプロモーション戦略策定の取り組みについて、現在の状況をお聞かせください。

最後に、様々な危機対応をより効果的に行う防災・防犯の市内一元化についてですが、今年6月に発生した吹田市千里山での警察官襲撃事件において、事件発生時、吹田市含め近隣市では、公共施設の行事の中止など、さまざまな対応が行われました。そこで、本市はどのような対策をとられたのか、お聞かせください。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 児童・生徒をやる気にさせるための教員のアプローチの重要性に係る認識についてお答えいたします。

本市の児童・生徒の学力状況を分析すると、従前より学習意欲に大きな課題が見られます。児童・生徒をやる気にさせる、す

なわち学習意欲が向上すれば、児童・生徒は自発的に課題を捉え、学習を進めていくことができるため、児童・生徒の学力向上のためには、学ぶことの動機づけを行うための教員のアプローチは重要であると捉えております。

これまでも教員は、児童・生徒をやる気にさせるために、悩みや困り感に寄り添い、丁寧に声かけを行ったり、今やるべきことを明確に伝え叱咤激励するなど、児童・生徒一人一人の特徴も考慮し、また、教員それぞれの特徴も生かしながらさまざまなアプローチを行い、学習意欲を高めることができるように取り組んでいるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

(山田環境部長 登壇)

○山田環境部長 ごみ処理広域化に向けた茨木市との協議状況についてのご質問にお答えいたします。

昨年12月の廃棄物の広域処理に関する基本合意書を受けて、今後の広域処理の実施に向け、引き続き広域ごみ処理連絡会議を開催し、実務レベルで検討すべき課題、広域連携、費用負担、収集運搬、搬入、その他の五つの項目について協議を行っているところでございます。

また、今年度、本市では、リサイクルプラザから茨木市環境衛生センターへの搬入路設置の予備設計を開始しており、茨木市側の橋梁の架設位置についての協議や、現地の地質調査など、茨木市と連携して準備を進めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 選挙管理委員会事務局長。

(橋本選挙管理委員会事務局長 登壇)

○橋本選挙管理委員会事務局長 投票所の利便性向上についてのご質問にお答えいたし

ます。

全国的に投票率が低下傾向にある中、共通投票所の創設や期日前投票の投票時間の弾力化など、公職選挙法の改正があり、選挙を取り巻く環境変化に伴い、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは重要な課題でございます。

本市におきましては、投票所の利便性向上の一環といたしまして、期日前投票所を、平成27年4月執行の大阪府議会議員選挙より、市役所1階ロビーに加え、ゆうゆうホール鳥飼西において新たに設置いたしました。

期日前投票の投票者総数に占める利用状況は、平成27年で12.8%が、先の参院選では23.7%、約2倍に増加し、有権者に浸透している状況となっております。

また、各投票所においては、施設のバリアフリー化に応じて、出入口段差解消のための簡易スロープの設置、投票所内には車いす用記載台の配置などにより、高齢者の方、障害のある方などが投票しやすい環境の整備に努めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

(松方市民生活部長 登壇)

○松方市民生活部長 中小企業の課題と次の時代に応じた中小企業支援策の必要性についてのご質問にお答えいたします。

本市の実施している主な中小企業支援策及び平成30年度の実績でございますが、中小企業金融対策事業は、市内中小企業者に事業資金融資をあっせんする事業でございます。実績は37件で、融資額は1億8,796万4,000円でございます。

次に、中小企業育成補助金は、市内中小企業が能力開発や商品研究、販路開拓など

に取り組むために参加した指定の研修や展示会などに要した費用の一部を補助する制度でございます。実績は12社で、補助額は54万6,200円でございます。

中小企業経営改善支援コンサルタント派遣事業は、コンサルタントによる指導・助言を行うことにより、中小企業の経営改善及び振興を支援する事業でございます。派遣実績は5社、9回でございます。

吹田市の警察官襲撃事件発生時における本市の対応についてのご質問にお答えいたします。

6月16日早朝の事件発生後、午前8時28分、摂津警察署から防災行政無線を活用しての注意喚起の放送依頼が摂津市にございました。これを受けまして、午前9時30分に関係部長会議を設置し、午前10時18分に1回目の防災行政無線によりまず事件啓発放送を実施いたしました。

また、防災管財課には吹田市危機管理室への対応、防災行政無線の運用等を、広報課には市ホームページへの緊急情報の掲載、メディア対応等について担っていただきました。併せて、消防本部から、千里丘出張所がパトロールを実施し、千里丘・味舌消防分団にパトロールを要請していただきました。

関係部長会議での具体的な対応といたしましては、引き続き消防分団へのパトロール要請、幼稚園、小学校及び中学校の保護者向けにせつつ安全安心メールを活用した情報提供、公共施設の対応、部活動及び学校開放の対応、青色防犯パトロールの出動、翌日以降の対応等について協議し、対応いたしました。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 シティプロモーション戦

略の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、シティプロモーション戦略の策定に向け、まずは本市の強みや弱みを把握し、また分析するために、本市の魅力等に関するアンケートを職員向けに実施いたしましたところでございます。その結果を踏まえながら、次に、市内企業の方々や市内外の方々に本市のまちの印象などのアンケートを行う予定にいたしております。

また、シティプロモーションの視点を取り入れた企画力や新たな発想力を身につけることを目的に、若手から中堅職員を対象としたインナーブランディングの研修を実施いたしましたところでございます。これらをしっかり分析するとともに、若手職員の意見も取り入れながら、シティプロモーション戦略の策定を進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 これ以降は一問一答形式でお願いします。

まず、心へのアプローチを行う教育施策の重要性ですが、市としても心へのアプローチが重要と認識していると理解しました。ただ、実践となると難しいものです。なぜなら、心のアプローチは人によってさまざまな解釈が可能だからです。例えば、やる気スイッチにつながる褒め方でも、目標へ進む経過を評価するのか、結果のみを評価するのかで全く異なるものになります。教員によって心のアプローチが異なれば、児童も混乱するでしょうし、教員同士も困惑するでしょう。よって、教員による効果的な心のアプローチを方向づける全体の共通認識が必要であると思いますが、どうお考えかお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 ご指摘のとおり、教員によって児童・生徒の心へのアプローチのポイントがばらばらであると、児童・生徒も困惑することから、教育委員会としましては一定共通認識が必要ではないかと考えております。

この夏に市内全教職員が参加いたしました小・中学校全体研修会では、北海道教育大学の横藤学校臨床教授にご講演いただきまして、学級経営や学力向上のポイントとして、アメリカの心理学者であるマズローの欲求5段階説を用い、子どもの学習意欲を高めるため、承認欲求を満たすことが重要であるという話をいただきました。この承認、すなわち児童・生徒の存在や行為に至った経緯を認めるということは、生徒指導の自己有用感を育むことや、愛着課題がある児童・生徒に対しての支援、授業づくりの中で、児童・生徒同士が互いに評価し合う際にも用いられ、重要であると捉えております。

教育委員会といたしましては、このように、児童・生徒の存在や行為に至った経緯を認めることなどを共通認識することができるかを検討し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひとも共通認識を作成されることを要望します。これがあれば、各学校間の情報共有の円滑化、教員への研修の一貫性、教員間のノウハウの蓄積など、よりよい心のアプローチが組織的にできます。この共通認識に基づく施策というものは効果的であると思いますが、どうお考えかお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 ご指摘のとおり、児童・生徒の学習意欲を高めるためには、共通認識

のもとに取り組みを行うことで、目標が焦点化され、効果が高まると期待できます。教育委員会といたしましては、共通認識のもと、学力向上や支援教育、集団づくりなど、各分野で一貫した教員研修や継続した教員研修を行うことを検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ検討し、取り組んでいただければと思います。

また、ほかにも心のアプローチに関する具体的施策があります。その一つが義務教育学校です。昨年、会派で守口市のさつき学園という義務教育学校を視察しました。この義務教育学校は、小中一貫校と異なり、1年生から9年生という扱いによる一貫性を追求した学校となります。このさつき学園では、児童・生徒の成績向上、中1ギャップの解消などのさまざまなメリットがあるとの説明を受けました。なぜこのようなメリットが多いのかという理由は、この義務教育学校が児童・生徒のやる気スイッチ、モチベーションの維持、適切な環境の提供の3要素を満たし、かつ効果的に取り組むことが可能だからであります。これについてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 義務教育学校では、小学1年生から中学3年生までが同じ施設内で学び、9年間を見据えた教育活動を行えることが最大のメリットと考えております。具体的には、例えば中学生が小学生に算数の学習内容を教えるという取り組みを行った場合、小学生は、優しく接してくれた先輩の姿に憧れ、こんな中学生になりたいという気持ちが芽生え、中学生にとっては、先輩から頼られ、常に憧れの目で見られてい

るという意識から、自己有用感が育まれると期待しております。このような教育活動が同じ施設内であることにより継続的に進みやすくなり、より効果的に児童・生徒の意欲向上につなげることができないかと考えております。

ほかにも、教員が共通認識のもと、9年間を見据えた継続的な支援が行えることがあり、児童・生徒の学ぶことの動機づけや維持等を実現されるメリットも多くあると捉えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 改めて義務教育学校のよさを理解しました。3要素を効果的に活用できるため、学力向上につながっていると考えます。

ぜひ、子どもたちのため、これらの心のアプローチの教育施策について実践し、さらには、効果の高い義務教育学校も鋭意研究し、学力の課題解決と、より魅力ある教育の取り組みを要望いたします。

次に、ごみ処理の広域化に向けた準備ですが、現状については理解しました。それでは、今後の展開はどのようなになるのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

○山田環境部長 広域化に向けての今後の展開についてのご質問にお答えいたします。

今年度は、連携協約に記載すべき内容や負担する経費の範囲など、連携協約締結に向けた事務的な課題を中心に協議を進めているところでございます。

来年度からは、広域処理の開始に先駆けて、茨木市環境衛生センターの施設長寿命化や場内整備が進められていくことになり、今後は、これらに関連して、ごみの搬入や収集運搬に係る協議など、運用面における具体的な調整を行っていく予定として

おります。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 茨木市との協議は着実に進んでいると理解しました。引き続きしっかりと進めていただければと思います。

また、この事業での市民サービスの維持・向上には、大きな変化に備え、市内の対応も今から進める必要があります。そこで、市内対応の一つとして、収集業者へはどのような対応をされているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

○山田環境部長 市内の収集業者への対応についてのご質問にお答えいたします。

ごみ処理施設が茨木市へ移転するということで、廃棄物の収集運搬につきましては、本市の直営による収集体制だけでなく、委託業者や許可業者についても収集ルートや運搬時間などさまざまな変更が生じることとなります。広域化へのスムーズな移行と市民サービスの維持・向上を図るに当たり、庁内での検討だけでなく、定期的を開催しております事業者連絡会の場でも、必要な情報提供や事業者から意見のヒアリングなどを行っているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 対応については理解をしました。収集車の移動時間が延びることによる収集時間の変更や収集品目の変更等が予測される中、ぜひ綿密な調整を事業者とも行うよう要望いたします。

この大きな変革で市民サービスの低下を招かぬよう、市外、市内ともに計画的に準備されるよう、また、環境創造都市として、この機会を生かし、さらなる発展も研究されるよう、併せて要望いたします。

次に、投票所の利便性向上についてです

が、投票所の環境整備に取り組まれていると認識をいたしました。それを踏まえ、投票所の利便性向上への課題というのはどのようなものか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 選挙管理委員会事務局長。

○橋本選挙管理委員会事務局長 近隣市などでは、期日前投票所を多くの有権者の目に触れるショッピングセンターや駅構内への設置、また、期日前投票の投票時間の弾力的な運用などの取り組みがされております。

本市における現状分析をもとに、市域全体の有権者の利便性を考慮し、期日前投票所の見直しを検討してまいりたいと考えております。

また、市内22か所の投票所のうち、狭隘な投票所が一部存在しておりまして、衆参同日選挙が執行された場合には、5種類の選挙が実施され、安全性の確保、投票の秘密保持ができなくなります。そうしたことから、同じ投票区内でほかに投票所として使用できる施設の実態調査を行ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 投票所の市域全体の課題と対策、また、地域ごとの課題と対策、それぞれの状況については理解をしました。その中で、地域ごとの課題についての対応はどのようにされていくのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 選挙管理委員会事務局長。

○橋本選挙管理委員会事務局長 地域ごとの課題といたしまして、投票所として使用しております現在の施設以外に、同じ投票区内に新たに公共施設が整備されましたことにより、投票所までの距離、施設のバリア

フリー化などから、投票所の変更を地元自治会から求められている投票所もございます。

また、第1投票区の投票所であります千里丘小学校の体育館につきましては、雨天時にグラウンドがぬかるみ、その都度、コンパネによる対策を講じておりますが、投票所までの歩行移動にご不便をおかけしている部分がございます。

その他、投票所として使用しております一部の公共施設におきまして、空調の課題がございます。先の参院選も7月の暑い時期であり、地元立会人はじめ、投票事務従事者には長時間にわたり従事していただいております。体調への影響も懸念されました。

今後、関係部署とも調整を図りながら、投票所の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 さまざまな地域の実情や要望に対応を検討していると理解いたしました。

その中で、味生体育館での投票所を、地域内の距離を鑑み、別府コミュニティセンターに移してほしいという地域の要望があります。ぜひ具体化することを要望いたします。

また、千里丘小学校についても、経路のコンクリート打設を行う等、投票率向上につながる各投票所の緊急整備を進めるよう要望いたします。

次に、次の時代に応じた中小企業支援策の必要性についてですが、現状の支援策についての実績は理解しました。これを見ると、現状の支援策が今の中小企業のニーズに果たして合致しているのでしょうか。

私は、7月、滋賀県の全国市町村国際文化研修所において、日本中小企業学会副会

長の話の聞きましたが、中小企業は、今、海外競争の激化、ビジネスモデルの短期化、人口減少問題、事業承継問題など、多くの課題に直面し、中小企業が生き残るためには、たゆまないイノベーション、第二創業が必要であるという内容でした。しかし、多くの中小企業は第二創業成功へのビジネススキルが不足しているのが現状であり、実際、市内でも、イノベーションができない、あるいは、実現しても、その後のマーケティングがうまくいかず、売り上げが伸びないと悩んでいる経営者が多々おられることを私自身が目にしています。

今、この課題解決のため、中小企業経営者のビジネススキルをサポートする取り組み、すなわち、経営者の相談に幾度も応じ、顧客分析から売り上げまでをプロデュースする伴走型のビジネスサポートが注目されています。この中小企業の新しい伴走型ビジネスサポートについてどのように認識されているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 議員がご指摘のように、中小企業が生き残るためには、たゆまないイノベーション、第二創業が必要であると考えております。そのためのビジネススキルが個々の中小企業に不足している現状がございます。

その課題解決の新たな手段としまして、中小企業経営者の個々の現状に合わせ、身近に寄り添い、イノベーション、第二創業を促せる相談手法が高い評価を受けている伴走型ビジネスサポートについては、我々としましても重要であると認識しております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 市の認識については理解しました。このビジネスサポートは次の時

代に応じた中小企業支援策ではないでしょうか。そこで、本市の中小企業の現状と課題についてはどのようなものか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 本市の中小企業の現状と課題についてでございますが、国の事業承継税制についても、昨年度から10年間に限って大きく拡充されるなど、中小企業の事業承継問題は全国的な課題でございます。

本市でも、昨年12月に実施いたしました産業振興アクションプラン評価検証調査結果では、本市の企業経営者の年齢は70代以上が全体の4分の1であり、事業承継が課題となっております。また、経営において必要な対応策として、人材、労働力の確保・育成が5割を占めるなど、企業経営者の多くが人材、労働力の不足を感じておられます。少子高齢化による労働人口の減少が本市でも課題となっております。

このように、中小企業経営者の現状は、後継者や人材を確保するため、時代に合ったビジネススキル、第二創業が求められている現状でございます。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 本市の中小企業が多く課題を抱えている現状を理解しました。実際にハローワーク茨木の資料によると、今年半年の本市有効求人倍率の平均は2.17倍、茨木市は1.63倍、高槻市1.04倍です。これは、本市企業は他市に比べ人材獲得が困難な状況であることを示し、持続的な経営への壁になっています。

この改善には、競争激化の時代でも売り上げを上げ、給与や福利厚生など少しでも魅力を増やさなければなりません。これまでは、経済好調の中、よい製品をつくれば

売れる時代であり、補助金等の制度で十分でした。しかし、今は、競争の激化で、中小企業の経営者は顧客ニーズを分析してよい製品・サービスをつくり、その上でマーケティングも行わなければ売れない時代となりました。しかし、これを一人でできる経営者はごくわずかです。中小企業には、それを補うための高額なコンサルタントを雇う余裕はありません。

そのため、伴走型ビジネスサポートの公的支援が今必要と認識され始めています。実際に、大阪府は中小企業支援策として取り組み、また、f－Bizモデルという、全国25自治体、大阪府内でも大東市や岸和田市が採用しているビジネスサポートセンターがあります。大東市のビジネスサポートセンターでは、平成29年度で846件の相談対応を行っています。そのほかでも独自の伴走型ビジネスサポートを行っています。そこで、このビジネスサポートの中小企業支援策についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 中小企業経営者のビジネススキルをサポートする新たな取り組みとしましては、国の機関である中小企業庁も、相談体制の強化を狙い、平成26年から各都道府県によろず支援拠点の設置を進め、大阪府も同年にマイドームおおさかによろず支援拠点を設置し、中小企業経営者の無料経営相談を実施しております。

また、事業承継支援の集中的な取り組みとして、大阪府が大阪府事業承継ネットワークを昨年度から立ち上げ、事業承継診断や事業承継計画の策定が行われております。

f－Bizモデルと言われる新たなビジネスサポートが府内自治体で実施されてい

ることは認識しております。しかしながら、従前から経営指導を行っております商工会との役割の違いをどのようにしていくかという課題もございまして、新たなビジネスサポートの必要性については引き続き研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ研究し、そして具体化すべきであります。

なぜ多くの市がこれを中小企業支援策として採用し始めているのでしょうか。それは、中小企業が地域を支えるかなめと認識しているからです。中小企業の売上げの低迷は、雇用と納税の低迷、事業承継の困難、そして廃業となり、地域の活力低下を招きます。先月に視察したドッコイセ！bizというビジネスサポートセンターを設置した福知山市では、市内中小企業の自主廃業が増加する中、一つでも元気になってもらいたいと、行政として必要な支援策であるとおっしゃっていました。本市も中小企業のまちであります。そもそも市は中小企業をどのように捉えているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 中小企業につきましては、商工業の活性化、産業振興に資するための重要な存在であると考えております。摂津市第4次総合計画及び産業振興アクションプランに基づきまして、中小企業支援についてはさまざまな取り組みを行ってきているところでございますが、今後も引き続き支援してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 中小企業が地域経済の活性化に重要な存在と理解をしました。

中小企業は、人、物、金を地域に集め、

地域を潤すものです。とりわけ中小企業が多い鳥飼地域への影響は大きいものです。これまでのやりとりの中で、大きな経営課題を本市中小企業は抱えていることを認識されたかと思いますが、市はこの課題解決に取り組むべきではないでしょうか。改めて、中小企業のまちとして本市はどうあるべきか、市長の思いをお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 市長。

○森山市長 松本議員の一般質問にお答えをいたします。

中小企業振興策等々についてのご質問だと思います。いつも同じような話をしていますけれども、摂津市は非常に狭い市域ですね。全国792市がありますけれども、七百六十七番目で非常に狭いですね。そんな中の3分の2近くが工業地帯、準工業地帯で占められております。何度も出ておりますけれども、4,000に近い大中小の事業所がございました。

一つの指数があります。法人市民税の人口割指数、これもここで何度か言っていると思いますけれども、これは、摂津市は一人当たり3万円何がしだと思いますけれども、全国792の市の中ではベストテン、10番目にランクされております。ということで、私がよく「きっての産業都市と言ってはばからない」と言っているのは、この辺にゆえんがあるわけでございます。

ところで、摂津市の人口は8万6,000何がしですけれども、昼間は10万人近くに膨れ上がります。平日は、市内には市民の皆さんが約5万人、企業市民の皆さんが約5万人近く、半々の割合でおられると思います。そういうことで、お昼に何かあったとするならば、企業市民の皆さんとの連携は不可欠であります。そういう意味では、常々、事業所との共生は大切な要素で

あろうかと思います。そういうことから言いますと、産業の振興策といいますか、中小企業育成等々については非常に大切な施策の一つである、これはご指摘のとおりだと思います。

摂津市は、先進的な融資策とか、いろんな取り組みをしまいいりましたけれども、商業振興策、産業振興策、これは10万人未満の基礎自治体の取り組みに非常に限りがあることも事実であります。ということでは、国とか府の支援等々も取りつけないかんわけでございます。ただ、この摂津市には、世界に通じると言ってもいいたくみといいますか、技術、それから事業所がまだまだたくさんあると私は思います。そういう意味では、こういったものをしっかりと発信していく、そういうことにもさらに目を向けて、そして、商工会との連携はもちろんですけれども、いろんな関係団体との連携も密にしながら、名実ともに産業の都市摂津と言われるような施策について、またしっかりと目を向けていきたいと思っています。

以上です。

○嶋野浩一郎議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。市長の中小企業への思いというものは理解をいたしました。

ただ、現状としまして、中小企業の課題解決に貢献する経営相談、ビジネスサポートを本市商工会が府の施策のもと実施しているものの、件数は年間350件と、約4,000事業所のニーズを賄え切れていません。約3,800事業所で人口がほぼ同等レベルの福知山市では、サポートセンターだけでも1年半で約1,300件以上の相談対応をしていることから明らかであります。ゆえに、本市も、時代のニーズ

に比べ、伴走型ビジネスサポートを中小企業支援策に据えるべきではないでしょうか。そのタイミングは今です。廃業になれば、もとは戻せません。逆に、中小企業が一社でも多く元気になれば、雇用と納税が増え、鳥飼地域も含めた市全体の活性化につながることは言うまでもありません。これは未来への投資でもあります。ぜひ真摯に検討されることを強く要望いたします。

次に、シティプロモーションについてですが、現状については理解をいたしました。その中で、インナーブランディングについてはどのようなものか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○山本市長公室長 インナーブランディングのご質問でございます。

所管の業務の垣根を越えました魅力ある市の取り組みについて発案するなど、職員の意識改革を図り、また、モチベーションを高め、新たな発想を持って今後のまちづくりに取り組む職員を育成する目的で、入庁3年目から10年目前後までの職員を対象にした研修を実施いたしましたところでございます。

内容につきましては、1班5名の6チームを編成いたしまして、本市の重点施策でございます子育て、健康、安全・安心をテーマに研究を行い、8月下旬には、市長をはじめとする三役の皆様ほか、管理職を含む約70名の職員を前に研修成果の発表を行ったところでございます。

成果発表における職員のアンケートの内容でございますけれども、「大変刺激になった」、「提案内容がこれまでにない斬新な内容ですばらしかった」など、前向きな意見が多く寄せられました。発表した職員だ

けでなく、傍聴した職員のモチベーションの向上にもつながったものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 インナーブランディングによってシティプロモーションを担う人材を育成していると理解をいたしました。

シティプロモーションは、全ての職員が意識すべきで、既存施策との連動が不可欠であります。例えば、今検討されているふるさと納税をはじめ、人、物、金を集める各種施策は、計画作成の段階から魅力発信の視点を盛り込むことが必要であります。どうお考えかお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○山本市長公室長 ご質問にもございましたように、多くの人が応援したくなる、また、訪れたくなる、ひいては住みたくなるようなまちづくりに力点を置いた施策・事業の展開を行うことが、人、物、金を呼び込むことにつながっていくと考えております。そのために、全ての所管課が計画段階からシティプロモーションの意識を持ち、魅力ある施策となるよう、さまざまな機関と議論を深め、オリジナリティあふれる事業へと磨き上げていくことが大切になると考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ各施策にシティプロモーションの観点を取り入れるように、また、シティプロモーションは、JR千里丘駅西地区再開発や健都など、行政を超え、民間企業も巻き込んだ取り組みも必要かと思いますが、どうお考えかお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○山本市長公室長 新規事業を効果的に本市のPRにつなげていくためには、議員から

もございましたように、市内の横断的な連携だけでなく、民間企業とのタイアップも必要になると考えております。民間企業等が持ちますブランド力やノウハウをうまく活用していくことで、事業の認知度向上にもつながり、市民の関心も高め、市民参画の促進に資することも期待しております。このような魅力ある取り組みがまちの魅力を高めて、市のPRにもつながっていくと考えております。

先ほどご説明いたしましたインナーブランディングの研修におきましては、さまざまな民間企業に対して直接ヒアリングを行いましたように、今後は、民間企業との連携を視野に入れながら、これまでの発想にない本市オリジナルの事業を展開し、市のブランド力向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ市のブランド力向上に取り組んでいただければと思います。ブランド力の向上は、市民、そして職員が本市に一層誇りを持てるようになります。人材育成施策との連動、民間との連携など、シティプロモーションを行うシステムを今しっかりと構築されるよう、また、情報発信手段の拡大は必須であり、SNS、動画配信サービスなどの活用を検討することも併せて要望いたします。

最後に、防災・防犯の市内一元化についてですが、各種対策をとられたことは理解をいたしました。

その上で、吹田市や警察との情報共有、また、市内の対応状況について、どのようなものであったのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 吹田市との情報共有につきましては、事件発生当初は、吹田市危

機管理室に対し防災管財課から連絡をとっていただいております。また、摂津警察署との情報共有につきましては、逐一自治振興課と情報の交換を行っております。

市内の対応状況につきましては、昨年のたび重なる自然災害対応で得たノウハウを持つ防災管財課に協力をいただきながら、早い段階で関係部長会議を立ち上げ、広報課や教育委員会、消防本部等と連携し、スムーズに対応ができたものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 状況については理解をいたしました。

先月、摂津警察署長と話をさせていただく機会がありましたが、今回のような大きな影響を及ぼす事件は、今後も発生する可能性はどこにでもあり得ると述べられておりました。よって、この時世を鑑み、市全体の対応の迅速化が一層求められますが、どうお考えかお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 このたびの事件のように、市域を越えた事案が今後とも起こる可能性は否定できません。今後は、さらに北摂各市の防犯担当部局、摂津警察署とのコミュニケーションを深めて、対応の充実に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 対応充実が必要と理解をいたしました。

ただ、今、緊急事態の指揮対応を最も迅速に行える部署は、先ほど言われたようにノウハウがある総務部防災管財課であり、今後の対応充実化で、防犯担当を所管する市民生活部自治振興課に同様の能力を求めることは決して効率的とは言えず、検討が必要です。また、警察、他市との迅速な情

報共有を行う仕組みも必要です。これには、日ごろからのカウンターパートとの良好な関係が重要であります。つけ加え、摂津警察署長が言われていたのが、適切なコミュニケーションと迅速な連携には、各役職レベルで同等の法令等の知識を有することが必須というものであります。改めて、今回、防災管財課が吹田市の危機管理室と連携をとったとのことですが、なぜそうされたのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 吹田市警察官襲撃事件につきましては、吹田市危機管理室から本市防災管財課へ直通電話によりまず緊急連絡がございましたが、この流れは本市が指定をしたものではございません。防災部門では、常日ごろから、大阪府や近隣自治体をはじめ、警察、自衛隊など関係機関との連携強化を図っており、顔の見える関係を築いているところでございます。吹田市危機管理室は、こうした関係をもとに防災管財課へ緊急情報を入れていただいたのではないかと推察をいたしました。本市の機構上、防災と防犯の所管が別であるということ承知されてからは、自治振興課と情報連携がなされておったという状況でございます。

○嶋野浩一朗議長 松本議員。

○松本暁彦議員 吹田市の危機管理室が防災・防犯を統括しているということと、防災管財課が吹田市と常日ごろの連携、信頼関係を築いているものということでの理解をいたしました。なお、茨木市、高槻市も、危機管理課、危機管理室が防災・防犯を所管しています。

今回の事案は、適切に対応されたと評価いたします。しかしながら、本市で起きた場合にはどうだったのでしょうか。部署間調

整で生じる時間ロスは混乱を招きかねないものであります。今後、テロ等も含め、さまざまな危機への迅速な庁内対応、警察や他市との円滑な連携には、今回の本教訓も踏まえ、危機対応の一本化、すなわち防災・防犯部署の庁内一元化がまずもって必要ではないでしょうか。今、地域防災計画が修正中のところを踏まえ、ぜひとも検討することを要望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○嶋野浩一朗議長 松本議員の質問が終わりました。

檜村議員。

(檜村一臣議員 登壇)

○檜村一臣議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

まず1点目、教職員の働き方改革と産休代替講師について。

教職員の働き方改革については、第2回定例会でも質問いたしました。まず、本市小・中学校教員の時間外勤務について、第2回定例会以降の状況をお聞かせください。

次に、2点目、待機児童問題と幼児教育無償化について。

10月から幼児教育無償化が開始されますが、待機児童の現状についてお聞かせください。

次に、3点目、高齢ドライバーの運転免許証自主返納に対する補助制度について。

高齢者の自動車事故についてですが、今年4月に、東京都の池袋で高齢者が運転する車が暴走し、12人が死傷する事故が発生したのは記憶に新しいところです。また、今月3日には、高松市で高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いにより軽自動

車がホームセンターに突っ込む事故が発生しています。高齢ドライバーによる交通事故が連日報道され、このような状況に憂慮しており、高齢ドライバーによる交通事故の原因について研究していきたいと考えています。

このような中、運転に自信のなくなった、または運転する機会の少なくなった高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりが必要と考えます。高齢ドライバーの運転免許証自主返納に対する補助制度について、現在の取り組みをお聞かせください。

次に、4点目、ファシリティマネジメントについて。

高度経済成長期、とりわけ摂津市においては、昭和45年から昭和60年にかけて整備してきた公共施設等が一斉に老朽化を迎えることとなり、その対策として、平成29年3月に摂津市公共施設等総合管理計画を策定し、ファシリティマネジメントに取り組まれています。これまでの一般質問や代表質問で取り組み状況をお聞かせいただいておりますが、改めて、現在の進捗状況、今年度の取り組みについてお聞かせください。

1回目の質問は以上です。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 教員の時間外勤務時間に関する状況についてのご質問にお答えいたします。

6月、7月の平均時間外勤務を今年度と昨年度とで比較しますと、小学校で月平均1人0.8時間、中学校では月平均1人4.2時間の改善となりました。これは、今年度始めた新たな取り組み、とりわけ、部活動ガイドラインの改訂による部活動指

導時間の軽減や勤務時間外の自動音声応答での電話対応、そして、教員の印刷業務や授業準備など事務負担の軽減を図るスクールサポーターなどの成果であると考えております。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 待機児童の現状についてのご質問にお答えいたします。

これまで、待機児童対策といたしまして、施設整備等による定員拡大や保育士の確保支援など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。とりわけ昨年度は、11月に認定こども園KENTOひまわり園を開設し、今年4月には正雀ひかり園の建て替えによる定員拡大及び小規模保育事業所こどもなーと正雀保育園の開園によって定員の拡大を図ってまいりました。結果として、平成31年4月1日現在、保育所等の入所者数は2,117名、待機児童数は厚生労働省定義で29名、令和元年9月1日現在、保育所等の入所者数は2,175名、待機児童数は厚生労働省定義で143名となっております。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 高齢ドライバーの運転免許証自主返納に対する取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

運転免許証自主返納制度は、身体機能の低下などのため運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーが自主的に免許証を返納する制度であり、道路交通法の改正により、平成10年4月から導入されたものでございます。その支援の一つとして、免許証返納の際、公的な身分証明書として利用できる運転経歴証明書が交付されるようになりました。

大阪府では、高齢ドライバーによる交通事故増加に歯どめをかけ、同返納制度をより一層広めていくことを目的に、平成24年度から、運転経歴証明書の掲示により、タクシーの乗車料金の割引や店舗利用時の割引など、さまざまな支援を受けることができる高齢者運転免許自主返納サポート制度を実施いたしております。

また、本市独自の支援といたしましては、夜間外出時の視認性を高める反射材つきオリジナルジャンパーを平成26年度より支給しております。これまでの支給実績は延べ977件で、年々増加傾向にあり、運転免許証自主返納の促進に一定の効果を上げているのではないかと考えております。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 ファシリティマネジメントの進捗状況等についてのご質問にご答弁申し上げます。

これまでの取り組みといたしましては、ファシリティマネジメント、いわゆるFMの基本となる施設点検に力点を置き、施設所管課を中心としたFM連絡会を通じて、担当職員の点検に関するスキルの向上など、人材育成を目的に研修等を行ってまいりました。また、各公共施設等に関する図面、点検記録など、さまざまなデータを一元化し、必要なときにいつでも活用できるようポータルサイトを構築するとともに、修繕優先度判定の検証・実績、ライフサイクルコストの精緻化、長期修繕計画の作成などに鋭意取り組んでいるところでございます。

さらに、今年度からは、施設所管課課長級職員を中心といたしました公共施設等総合管理計画策定会議を立ち上げ、用途ごと

の個別施設計画の策定等に向け、全庁的に取り組みを行っているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 ありがとうございます。

それでは、2回目以降、一問一答方式により質問いたします。

まず、教職員の働き方改革と産休代替講師についてですが、部活動指導時間等の軽減や自動音声応答での電話対応などで軽減が図られていることについては理解しました。

そういう中で、前回の定例会でも少し触れましたが、複数の小学校において産休代替講師が未配置の状態にあると聞いています。未配置の状態が続くと、おのずと他の教員の負担が増え、時間外勤務時間に影響を与えているのではないかと思います。状況についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 1学期に代替講師の未配置期間があった小学校は3校でございます。

その期間中、教員一人当たりの授業持ち時間数が増え、また、校務分掌に関しても、一人当たりの担当業務が増えている状況にございます。

○嶋野浩一朗議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 おっしゃられるように、担当業務が増えている現状にあると思います。

その中で、もう一つお聞きしたいのが、現在、全国的に講師不足の現状があると聞いています。そのような中で、本市としてこの課題にどのように対応していくのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 講師不足の状況、特に年度途中に未配置の状況が続くということは、

本市においても大きな課題でございます。

2学期開始時点で産前産後休暇や育児休業等に入っている教職員は、小・中学校合わせて42名おります。現在、そのうち41名の代替講師を確保している状況でございます。しかし、9月以降に新たに7名の教職員が産育休等に入る見込みでございます。これまで、大阪府の講師登録者に延べ2,000回を超える電話連絡や、ハローワークへの講師募集の依頼、教員免許の取得できる関西一円の大学へ募集案内を掲載していただくなど、このような取り組みによって代替講師の任用につながりましたが、まだ必要数には至っておりません。引き続き、講師の早期確保に向け、さまざまな取り組みを続けるとともに、教員の事務負担の軽減を図るスクールサポーターの有効活用なども進めながら負担軽減に努めてまいります。

○嶋野浩一郎議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 人材確保のため、さまざまな取り組みを行っていても、なかなか必要数の任用に至っていない現状ということがあります。人材を確保することは容易ではありません。とはいえ、9月以降に7名の教職員が休みに入られる事実を変えることはできません。

そこで、答弁にありますスクールサポーターに目を向けますと、スクールサポーターは代替講師のかわりにはできません。しかしながら、教員の事務負担の軽減を図ることはできます。今年度のスクールサポーターは、小学校5校と中学校2校で、昨年よりは増えています。しかしながら、全校に配置されていないわけで、配置されている学校と配置されていない学校では教員の負担も変わってくるものと思われます。さらに、スクールサポーターが配置されてい

ない学校に産休代替講師が配置されていないようなことになれば、教員の負担は学校間で格差が大きくなることは言うまでもありません。学校間での格差をなくすためには、まずはスクールサポーターの全校配置、そして、産休代替講師をなかなか確保できない場合には、その間、スクールサポーターで補うなど、柔軟に対応していくことが働き方改革を進めていく中で求められるものではないでしょうか。そういったところの予算をしっかりと確保していただくことを強く要望し、この質問を終わります。

次に、待機児童問題と幼児教育無償化についてですが、4月1日現在の待機児童数が29名に対し、9月1日現在が143名ということで、正直、ここまで増えるかなという印象ですが、今回、10月から幼児教育無償化が始まると、さらに待機児童の増加が見込まれると考えますが、どうお考えかお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 無償化に伴う待機児童数の見込みでございますが、まず、10月から実施されます幼児教育・保育無償化の対象につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの利用料が一部上限を設けて無償となります。加えて、ゼロ歳から2歳までの子どもは、保育を必要とする住民税非課税世帯のみ無償化の対象となります。現状の待機児童数につきましては、先ほどご答弁申し上げましたが、年齢的に見ますと、低年齢児の待機が多くなっております。このため、基本的に3歳から5歳の子どもを対象とする無償化の影響は少ないと考えておりますが、その影響があらわれられると思われます来年4月入所の一斉申し込

みの状況を注視してまいります。

○嶋野浩一朗議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 幼児教育無償化が待機児童問題に与える影響は少ない見込みとのことではありますが、一定の影響はあると考えます。安威川以北では、マンション開発などで保育の需要が増えていきますし、保育士不足も待機児童の増加要因になっていると考えています。そのため、今以上に待機児童対策が求められると考えますが、今後、どのような取り組みをしていくのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 今後の待機児童対策でございますけれども、安威川以北地域でのマンション開発などにより、安威川以北地域の保育ニーズは増加傾向にあります。一方で、各施設では保育士の確保にも苦労している状況が続いております。

そのような状況の中、本年度の本市の取り組みといたしましては、既に7月に定員10名のとりかいひがし遊育園の分園が開園しており、11月ごろには定員20名のせつつ遊育園の分園が開園予定です。さらに、来年4月には小規模保育事業所の開園を予定しており、現在、事業者の選定を行っております。いずれも安威川以北地域における施設整備でございます。

来年度以降につきましては、今後のニーズ量を見込んだ子ども・子育て支援事業計画を今年度策定予定で、それに基づいて施設整備を行ってまいります。併せて、民間保育所等の保育士不足の対応として、宿舍借上支援事業補助金や、今年度から実施しております就職支援補助金などにより、今後も引き続き保育士の確保支援を行ってまいります。

○嶋野浩一朗議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 安威川以北の施設整備の話がありましたが、これは間違いなく喫緊の課題であります。保育士不足の課題についても、今までに何度も取り上げられている課題です。子ども・子育て支援事業計画の話がありましたが、今後のニーズを把握することはもちろんのこと、今年の待機児童数の伸びについては、恐らくここ数年にない伸び率だと思います。その要因がどういふところにあるのか、しっかりと分析し、今後の待機児童対策を進めていただきますよう強く要望し、この質問を終わります。

次に、高齢ドライバーの運転免許証自主返納に対する補助制度についてですが、大阪府の返納サポート制度の内容については理解しました。

本市でオリジナルジャンパーを支給している点についてですが、支給するというのはよいことだと思いますが、年々増加傾向にあることと効果を上げていることについては、必ず比例するとは思っていませんので、一度、オリジナルジャンパーの使用状況を含めてアンケートをとってみてはと思います。

それで、次に聞きたいのが、先ほど挙げた事故の例のとおり、これまでの報道では、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる急発進が高齢ドライバーによる交通事故の原因の一つとされています。このブレーキとアクセルの踏み間違いを防止する装置について、購入・設置費についての補助を東京都において独自に実施していると聞いています。また、大阪府内においては、自主返納に対する独自サービスを行っている自治体があると聞いており、茨木市や堺市では、運転免許証自主返納後の外出の支援として、交通機関の割引券を支給しています。本市においても同様の支援制度を設け

るなど、さらなる支援の拡充についての考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○高尾建設部長 運転免許証を返納された方は、これまで運転していた自動車により移動ができなくなることから、これにかわる移動手段を確保するなど、外出の機会を促進する支援が必要であると認識しております。

その中でも、公共交通に関する支援として、タクシー利用につきましては、先ほどお示ししました大阪府のサポート制度による利用料金の割引があります。

バスにつきましては、路線バスの維持・確保のため、市内循環バスへの補助金交付や、無料の公共施設巡回バスを運行するなど、地域全体の交通網の維持・充実に取り組んでいるところでございます。

このほか、鉄道駅でのエレベーター設置によるバリアフリー化など、移動経路のハード対策にも取り組んでいるところであります。

また、自転車は、身近で健康増進にも寄与する移動手段として、運転免許証返納後の有効な手段の一つとして考えられますが、一方で、高齢者による自転車事故の割合が高まっていることもあり、自転車対策をより一層強化していくことが必要であります。この秋の交通安全運動におきまして、高齢運転者の事故防止が全国重点の取り組みとなっており、基本的な交通ルールを徹底し、自転車の安全な運転技術の指導を行うなど、高齢者を対象とした交通安全教室を集中的に開催することといたしております。

自転車の交通ルールにつきまして改めて申し上げますと、大人は車道を通行し、車と同じ交通ルールを守る、子どもと高齢者

は歩道を走行しますが、歩行者が優先して通行できるよう配慮しながら車道寄りを徐行するといった交通ルールをしっかりと認識いただき、安全に運転いただくことが必要であると考えております。

今後は、自転車通行空間の整備などと併せ、ソフト、ハードの両面から自転車対策に重点的に取り組んでまいります。

○嶋野浩一朗議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 答弁の中で、鉄道駅へのエレベーター設置によるバリアフリー化などのハード対策に取り組んでいるところということや、高齢者を対象とした交通安全教室を集中的に開催し、通行空間の整備と併せて、ソフト、ハードの両面から対策に取り組むということでした。その点についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今回のこの質問に対する思いを少し述べると、高齢者の事故件数を減らすということはもちろんありますが、高松市での事故について、ホームセンターに突っ込んでいくシーンをテレビで見たりしますと、高齢者の家族はすごく不安に感じると思えます。この突っ込んだ車の近くには90歳の女性がいて、驚いた拍子に転び、軽いけがをしたということですが、最悪の事態にならなくてよかったと思ったのと、本当に怖いと思いました。

私は、自主返納の件数が増えてきた理由については、これだけマスコミ等で騒がれるので、心配する家族が説得して返納につながっているのだと思っています。家族が説得して返納してもらえるのであればそれでいいですが、中にはかたくなに返納を拒む方もいらっしゃると思います。市独自で補助制度を設けて、それが返納につながっていくかどうかはわかりませんが、何かの

きっかけになればと考えます。

ちなみにですが、ホームセンターに突っ込んだ香川県では、今年に入ってから7月までに県内での高齢者が運転する事故は564件起きています。森山市長の一昨日の交通安全大会の挨拶の中で、この件について前向きな発言があったと私は理解しています。事故件数を減らすため、また、心配する家族の不安を払拭するために、市独自の補助制度を検討いただくことを強く要望し、この質問を終わります。

次に、ファシリティマネジメントについてですが、おおむね現在の取り組みについて理解しました。今の答弁で、ある程度予定どおりに進んでいるものと理解しますが、進めている中で苦労していることなど多々あるかと思います。その点に関して何かあればお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 市長公室長。

○山本市長公室長 事業推進への課題というご質問でございます。

ファシリティマネジメントを確実に推進するためには、FM担当部局だけでなく、全庁一丸となりまして取り組む必要がございます。特に、施設所管課をはじめ、関係各課と情報共有、綿密な連携が必要となってまいります。また、施設点検をはじめ、施設の維持管理には一定専門的な知識も必要となってくる場合もございます。担当者によって経験、経緯等も異なりますことから、レベルの差などが生じないよう、そして、継続した取り組みができるよう、これからはFM連絡会等を通じて、人材育成、情報共有等に取り組んでまいりたいと考えております。今後におきましても、常日ごろから全庁的な対話・連携を心がけ、FM事業を推進してまいります。

○嶋野浩一郎議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 引き続き、関係各課と情報共有、密な連携をとりながら進めていただきますよう要望いたします。

次に、今年度取り組まれる用途ごとの個別施設計画並びに改訂版の策定について、どのように進めていくのか、お聞かせください。また、計画策定後も、社会状況、公共施設を取り巻く状況は変化していきますが、どのように対応していくのか、お聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 市長公室長。

○山本市長公室長 用途ごとの個別施設計画は、施設や事業の現状と課題を洗い出し、将来の人口動態や利用需要等を勘案して、一定方向性をお示ししていきたいと考えております。

今後、施設所管課及び関係各課と協議・検討を重ね、さらに、先ほどご答弁申し上げました策定会議での幅広い意見を取りまとめながら計画を策定する予定でございます。計画は、施設の長寿命化を基本としながらも、先進事例や各種データをもとに、施設、事業の評価・分析を行いながら、総合管理計画の基本理念でございます高質で持続可能なサービスの提供を具現化できるものと考えており、来年度、つまり令和2年度の策定を目途に、今年度中には計画案を整えてまいりたいと考えております。

また、計画策定後におきましても、計画に基づく各種取り組み等を確実に実施するとともに、その実施結果を踏まえながら、常に計画の見直しを行い、充実を図ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 将来の摂津市を描きながら、持続可能な必要とされるサービスを提供できるよう、用途ごとの個別施設計画を策定いただきますよう要望いたします。

また、前回の質問でも指摘しましたが、今後30年と長期に及ぶ計画であり、この計画を着実に推進することが、30年後、40年後へとつながっていくものです。2017年度からスタートしましたが、この初期段階でしっかり基礎を固め、市全体で着実に取り組まれるよう再度要望いたしまして一般質問を終わります。

○嶋野浩一郎議長 檜村議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして一般質問をいたします。

まず1点目、学童保育について。

女性の社会進出など、利用者は増加しております。また、さまざまなニーズが高まってきております。私ども公明党会派からも、かねてから要望書の提出を行うなど、取り組んでまいりました。今後、どのようなサービス拡充を進めていかれるのか、お伺いをいたします。

次に、2点目の学校のICT環境について。

教職員が使用する校務用のパソコン及び児童・生徒が活用しているタブレット端末の活用状況についてお伺いをいたします。

次に、3点目のこども会の活動状況と加入者数の推移について、お伺いをいたします。

続いて、4点目の自主的な防災活動に対する市としての支援について。

昨年の災害での経験を生かし、本市では、先日、28名の防災サポーターが誕生いたしました。市として、今後、自主的な防災活動について、どのような支援を行っていくのか、お尋ねをいたします。

次に、5点目、本市のよさをもっと広く

知っていただくために、郷土の文化をアピールする必要があると考えています。本市では、保健福祉部が主体となり、名所や史跡をめぐるウォーキングコースをつくられています。ウォーキング事業の状況についてお尋ねをいたします。

最後に、6点目、平成27年度より生活困窮者自立支援制度がスタートし、5年目に入りました。これまでの主な取り組み内容と相談傾向について伺います。

以上です。

○嶋野浩一郎議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 学童保育についてのご質問にお答えいたします。

学童保育事業に対するニーズといたしましては、大きく3点が挙げられると認識しており、1点目は、平日午後5時30分までの開室時間となっているものについての開室時間の延長、2点目は、現在、土曜日保育が月に1回のみの開室となっているものを毎週実施にすること、3点目は、対象児童が小学校3年生までとなっているものを高学年まで拡大することでございます。

本市では、これらのニーズに対して、優先順位をつけながら対応することとし、利用者のニーズや他市の実施状況等を勘案し、延長保育の実施につきまして優先的に実施していくことといたしております。

延長保育の実施に当たりましては、一部の学童保育室の運営を民間事業者へ委託することにより、指導員の人員体制等を整えた上で、全ての学童保育室で実施する予定でございます。

今年度、4月から7月にかけて、委託事業者の選定のためのプロポーザル審査を実施し、委託予定事業者を決定したところでございます。また、延長保育につつま

しては、今議会におきまして、延長保育料を設定するための条例議案をご審議賜っており、令和2年4月からの実施に向けて進めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 学校の校務用ノートパソコンと学習タブレット端末の活用状況について、ご質問にお答えします。

校務用ノートパソコンは、昨年度8月までに全小・中学校でOSをウィンドウズ10のパソコンに入れかえ、各校で積極的な活用が進んできております。具体的な活用例としては、プレゼンテーションソフトを活用し、わかりやすい授業に向けた教材作成をはじめとして、管内メールでの教職員間の連絡調整や掲示板での情報共有、行事予定や出張等の管理などを行っております。さらに、本年度、本システムを拡張し、児童・生徒の名簿管理、成績処理など、校務に関する情報を一元管理することで、教職員の業務改善にも効果があらわれるものと期待しております。

また、タブレット端末は、小学校は平成28年度に、中学校は平成30年度に各校45台導入いたしました。

小学校では、プログラミング学習として、命令を書いたブロックを並びかえ、キャラクターを思いどおりに動かすことでプログラミング思考を育む授業での活用や、児童の意見をタブレット端末を通して大型モニターに映し出し、話し合い活動に活用したり、昼休みなどの時間を活用して自主的に行うドリル学習などで活用されております。

一方、中学校では、インターネットを活用し、自主的な課題解決のための調べ学習や文書作成、技術科での情報処理能力を育

むスキル学習に加え、進路学習や行事の振り返り等でも活用が進んできております。

続きまして、こども会の活動状況と加入者数の推移についてのご質問にお答えいたします。

摂津市こども会育成連絡協議会の活動内容については、指導者・育成者養成講座、こども会親善スポーツ大会、ジュニアリーダー養成講座、こどもフェスティバル等、文化・スポーツ活動全般に及んでおります。また、単一のこども会の活動は、こどもフェスティバル、公民館まつり、ラジオ体操、運動会、クリスマス会、歳末夜警、自主防災訓練等、幅広い活動を行っております。

次に、こども会加入者数の推移でありますが、10年前の平成20年度は2,802人でしたが、平成30年度では1,527名と減少傾向を示しております。これは、近年の少子化や女性の社会進出など社会状況の変化に伴い、こども会指導者・育成者の担い手が減少していることが大きな要因であると考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 自主的な防災活動への支援についてのご質問にお答えをいたします。

28名の市民防災サポーターの皆さんへの支援につきましては、引き続き、防災に関する知識や技能の習得に励んでいただく機会を提供するほか、それぞれの地域で防災意識を高める啓発活動や各自主防災会と連携した活動を実践していただけるよう支援してまいりたいと考えております。

その一例といたしまして、先月29日に実施をいたしました京都大学丸山教授によります風害対策研修や今月6日の総合防災演習などのイベント情報を提供し、防災サ

ポーターの皆さんにご参加を呼びかけたところでございます。

また、自主防災会との連携強化につきましては、自主防災訓練の企画段階から参画を呼びかけるとともに、自主防災会役員の方々との交流を後押しすることで、人的ネットワークの拡充を促進しているところでございます。

このような支援を通じまして、防災サポーターの皆様が、今後、それぞれの地域において自主的に防災活動が展開できますよう、連携を図りながら支援をしてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 ウオーキング事業の状況についてのご質問にお答えいたします。

本市では、生活習慣病の予防や健康づくりのため、平成25年度より、まち全体を運動しやすい環境にする、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ事業を進めており、昨年3月には、同事業において、目標に掲げておりました市内10コース目となるウオーキングコースが完成いたしました。

また、同事業におきましては、ウオーキングコースを活用し、年間10回程度ウオーキングイベントを開催しているほか、市民の皆様に日ごろからウオーキングコースに親しんでいただくために、コースを紹介するリーフレットを配布しております。このリーフレットでは、写真つきでそれぞれのコースの見どころを紹介しており、コースをめぐることで、市内の文化や史跡、自然などを知ってもらい、楽しんで健康づくりに取り組んでいただけるよう努めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(野村保健福祉部長 登壇)

○野村保健福祉部長 生活困窮者自立相談支援事業のこれまでの主な取り組み内容と相談傾向についてのご質問にお答えいたします。

第2のセーフティネットとして、生活困窮者に対して包括的な支援を行うことを目的といたしまして、平成27年度の法施行に伴い、生活困窮者自立相談支援窓口を設置いたしました。

主な取り組み内容につきましては、生活困窮者の総合相談を行う自立相談支援事業や住居確保給付金給付事業、一時生活支援事業、就労準備支援事業や家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等、相談支援員や就労支援員等が庁内各課や地域資源と連携して包括的な支援体制を展開しているところでございます。

また、相談傾向といたしましては、短期的に解決する単純な就労支援等だけでなく、社会貢献事業や、フードバンク等を活用した住宅確保や食料支援など緊急支援を迫られるケースや、あらゆる社会資源を動員して段階的・長期的に支援を要する、いわゆる大人のひきこもりなど、社会情勢を反映するような事例も最近の顕著な傾向としてあらわれております。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員。

○水谷毅議員 それでは、これより一問一答にて質問させていただきます。

1点目の学童保育について。

一部の保育室を委託するとともに、指導員を再配置することで、まずは来年春からの保育時間の延長を進められる点、評価をいたしたいと思います。

委託に当たっては、対象となる保育室を利用される保護者の方に何度も説明会をさ

れたと思いますが、どのような意見があり、どのように対応を進められたのかについて伺いをいたします。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 昨年度実施いたしました保護者説明会では、民間委託の実施に伴い、指導員の入れかわりによる不安の声が多くございました。本市といたしましては、学童保育に係る業務委託は本市における初案件ということを考慮し、受託事業者の対象を本市において認定こども園等の運営実績がある社会福祉法人、学校法人としたことや、引き継ぎに関しましては、実地での引き継ぎを30日以上確保することといたしております。これらのことを通して、保育の質を担保するとともに、新たに運営に携わる指導員と児童との間で信頼関係を築くことで、保護者の負担軽減を図れるよう対応しております。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員。

○水谷毅議員 子どもや保護者にとって、指導員もかわり、市の直営から委託事業となることには大きな不安を抱えておられると思います。今回、社会福祉法人が請け負われる方向性で進まれておられますが、十分な引き継ぎを行うと同時に、引き継ぎ過程で保護者からの意見にも耳を傾けていただき、円滑な委託とサービスの拡充にしていきたいことを強く要望いたします。

また、保育時間の延長以外のニーズに関して、今後のサービス拡充をどのように考えておられるのか、伺いをいたします。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 学童保育事業に対するニーズにつきましては、延長保育の実施のみではないということは十分認識をいたしております。令和2年4月から実施する新たなサービス並びに民間事業者の運営を

しっかりと点検し、利用者の満足度が確保できていることを確認した上で、次のサービス拡充につきまして検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員。

○水谷毅議員 今後のサービス拡充については、先の答弁にもございましたように、現在月1回の土曜保育を全ての土曜保育の実現、また、現在3年生までの対象児童をさらに拡充することなど、目標と計画を持って必ず実現できるよう強く要望いたします。

続いて、2点目の学校のICT環境について。

校務用に関しては、教職員間の情報共有など、有効的な活用が進んでいる様子がうかがえます。また、今年度は、私どもも提案してまいりましたクラウドシステムを活用した名簿管理や成績処理などに組み込まれ、業務の効率向上に至った点、評価をいたしたいと思います。子どもたちが使用するタブレット端末についても活用が進み、より魅力ある授業への取り組みが進んでいるように思います。今後は、より多くの台数を確保し、多くの授業で活用ができることを強く要望いたします。

また、中学校に導入された据えつけ型の液晶プロジェクターは、ICT活用の授業機会を大きく伸ばしました。今後、小学校の教室にも液晶プロジェクターまたは大型テレビの早期導入を重ねて要望いたします。

さて、昨年度の更新や新たなシステムの導入により、校務用のパソコンの性能は大きく向上し、事務作業の効率化に貢献をいたしました。本市では、正規の教職員のほかにも加配教員や支援人材等が各校に配置をされていますが、当初導入された各校の

校務用パソコンの台数は不足をしていないかどうか、お尋ねをいたします。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 ご指摘のとおり、各学校で加配教員や非常勤職員等の支援人材まで十分にノートパソコンが配置されていない現状については、課題として認識いたしております。現在、各学校では、校務用ノートパソコンに限られた台数の中、旧ノートパソコンを数台確保し校務用とするなど、工夫をして活用いたしております。しかしながら、OSはサポート終了間近であるウィンドウズ7であるため、一時的な対応いたしております。教育委員会としましては、教員の業務改善の観点からも、校務用ノートパソコンを増やすことができないか、必要台数の確保に向け検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ご答弁の内容から、校務用パソコンの台数は不足しているという旨がうかがえました。昨年度の更新の際に、更新前のパソコンをリユースし、加配教員や支援人材などに提供していただきたいという要望に対し、一定台数確保していただいたようですが、現実的にはうまく動いていないことがあり、ウィンドウズのアップグレードについても課題があるようです。職員室での業務として、支援人材の方もパソコンを多用されます。いま一度、各学校での現状把握を十分にいただき、ICT機器を十二分に使えるよう、いち早く対応をお願いします。

次に、学校内でのインターネット動作環境についてです。

タブレット端末を一斉に使用すると、アクセスが集中して端末の動作が遅くなり、フリーズしてしまい、子どもたちが手待ち

になってしまうことで授業を進めるのに非常に困っているという声を耳にいたしました。

これまでの経過を考えると、タブレット端末の導入前は、パソコン用の教室で全てが有線式のLAN環境でつながっていました。しかしながら、タブレット端末になり、全ての端末が無線式LAN、いわゆるWi-Fiで接続をされています。そこで、端末と無線LANのアクセスポイントとの通信速度やインターネット契約そのものの通信速度は十分なものと言えるのでしょうか。見解をお尋ねいたします。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 ご指摘のとおり、一部の小学校では、多くの児童が同時にインターネットに接続した際、なかなかつながりにくい状況になり、授業がスムーズに行えなかったと学校から報告がございました。この件につきましては、情報政策課と協議いたしまして、速やかに改善してまいります。

なお、文部科学省の教育のICT化に向けた環境整備5か年計画では、普通教室無線LAN整備率100%という目標に対して、今、摂津市の現状は47%の整備率になってございます。教育委員会といたしましても、今後とも子どもたちが授業でより多くのICTを活用できるよう、無線LAN等を含めたICT環境充実に向け検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員。

○水谷毅議員 普通教室の無線LANの整備率が47%と伺いました。せっかく導入したタブレット端末が有効活用できるように、いち早い整備を要望いたします。

併せて、インターネットの契約自体も速やかに見直し、タブレット端末や校務用のパソコンがフル稼働しても耐え得る速度契

約への見直しについても要望いたします。

ここで残念に思ったのは、この二、三年の間にタブレット端末や校務用パソコンの導入が行われましたが、そのときになぜ使用に耐え得るインターネット環境かどうかをチェックできなかったのかという点です。導入の時期や業者が異なったことも大きな要因かもしれませんが、そこにトータルコーディネートできる人材が不足しているのではないかと懸念が残ります。現状は、ＩＣＴ機器のガイドやトラブル対応は、指導主事が兼務しておられるようです。しかしながら、指導主事は主たる大きな職責を抱えており、とても兼務できる状況ではないように思います。したがって、今後、デジタル教科書の導入も計画されていると考えますが、ＩＣＴ機器の活用を推進し、トラブル対応できる人材の配置も必要不可欠な時代に入っていると強く感じます。どうか、今回のインターネット環境の改善と併せまして、人的なバックアップ体制の強化を強く要望いたします。

次に、３点目の子ども会の活動について。

単一子ども会の活動や市のこども会育成連絡協議会の活動についてご答弁をいただきました。活動の範囲が思っていたより多彩である点が感じられました。また、加入者数の推移については、この１０年間で半数に近い減少であることがうかがえます。本市の全児童数の約３割の加入になると言えます。市として、こども会の加入促進に関してどのような対策を行っておられるのか、お尋ねをいたします。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 こども会の加入対策でございますが、こども会については、社会状況の変化や担い手不足もあり、行政がとれる

手段も限定され、加入者数を増やすことが困難な状況にあります。

今後の取り組みといたしましては、各小學校にチラシを配布し、加入者募集を行うことや、加えて、自治会にも協力をお願いするなど、こども会への加入促進対策を講じてまいります。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員。

○水谷毅議員 こども会は任意団体ですので、市からの手だてにも限りがあるかもしれませんが、できる手だてを全て講じていただきたいことを要望します。

私が今回、この質問を行った理由の一つとしては、地域のつながりがより強くなればとの思いからです。子ども同士のつながりが深まると、親同士のコミュニケーションもふえ、市が課題としている自治会の発展にも大きく影響することは間違いないと思うからです。しかしながら、現実を考えると、女性の社会進出やひとり親のご家庭もあり、子どもが子どもころと比べると大きな環境変化があることは事実だと思います。いわゆる大人の事情で子どもたちの活動範囲に影響を与えるとも言えます。

こども会に携わっている方々にお聞きした中で、一つは、こども会が自治会のもとで成り立っている場合、親が自治会に所属していないと子はこども会に入れないという暗黙のルールが地域によっては存在する旨を伺いました。子を持つ保護者は、いずれ自治会をリードして行ってほしい人材ですし、部局横断的に自治会とこども会のあり方について地域に提案していただきたいと思います。

また、こども会の活動を支える体制をいま一度見直し、役員の負担の少しでも軽減していただきたいと思います。例えば、青少年指導員やＰＴＡ、そして自治会で地域

の子どもたちを育むためにどうしたらいいのかという意識に立ち、連携を持って継続可能な子ども会を進めていただきたいと強く願います。

また、学校の連絡網等も実質存在しないという局面もあり、新入生の把握が困難で、こども会加入への働きかけも難しくなっている点も伺いました。個人情報の都合もあろうかと思いますが、学校とも検討していただき、どのようにしたらスムーズであるのか、ぜひとも市としての手だても明確にしていきたいと思います。

単一こども会での維持が難しい場合の案として、自治会の枠組みを超えてのこども会の結成について、既に合同で組織している団体もあるようですが、ブロック単位のこども会のモデルプランも市から提案し、役員の負担も軽減できるような体制づくりへの支援をお願いし、要望いたします。

次に、自主的な防災活動に対する市としての支援について。

先の議会でも全ての市民を救うための防災に関して質問いたしましたが、ご答弁にもありましたように、人的ネットワークの拡充をぜひとも早急に促進し、防災サポーターをはじめとする新たな人材が活躍できるように尽力いただきたいと思います。自治会の存在が地域防災という点では基軸になることは言うまでもありませんが、自主防災会が防災サポーターをはじめとするあらゆる人材を糾合する横軸として、特に防災に関しては、ノンセクションで縦横の強いつながりでさらに取り組んでいただきたいことを要望いたします。

さて、現状、防災活動は自治会が主体となるケースがほとんどですが、賃貸マンションや新興住宅が自治会未加入である場合にあって、防災訓練を実施された場合、防

災管財課や防災サポーターはどのように携わっていくのかについてお尋ねをいたします。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

これまでも、市では、マンション管理組合の方などからのご依頼で出前講座や防災訓練を実施しており、自治会単位に限ることなく、業務体制の許す限り、出前講座や防災訓練を支援させていただいているところでございます。

また、自治会への未加入者が中心となった自主防災活動への支援につきましては、地域防災力向上の観点から、自主防災会との連携に結びつくような形で支援をさせていただきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員。

○水谷毅議員 自主防災会との連携について期待をされていますが、現状は自治会単位の活動が主体となっております。その枠組みを超えて、どのようにして広がりを持って取り組んでいけるのか、現場ともしっかり連携の上、画期的な地域防災の流れをいち早く進めていただきたいことを要望します。

今後、自治会未加入の方が中心となって、防災サポーターなどが携わり、防災訓練を行われることも考えられますが、その場合、市の住民活動災害保障保険は適用できるのか、お伺いをいたします。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 ご質問の活動につきましては、あくまでもご近所同士の自主的な活動でございますので、他のボランティア活動と同様に、社会福祉協議会や民間会社の保険制度をご活用いただければと考えております。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員。

○水谷毅議員 市民が自主的に防災活動に取り組む場合でも保険適用ができないというお話ですが、全ての市民を救うという大きな命題から考えると矛盾を感じます。自治会の存続も危惧される現状にあって、目の前に迫る災害にどう立ち向かっていくのかを考えると、市としても新たな視点を持つべきであると考えます。

例えば、一定の要件を満たす防災活動については、市としてもその活動に保険制度の面からも支援を行うなど、ガイドラインづくりを強く要望いたします。そのためであればモデルケースになってもいいと手を挙げてくださる地域もごございます。どうか部局横断的に市民の声に耳を傾けてくださいますよう重ねて要望いたします。

次に、5点目の郷土の文化について。

健康づくり施策として、昨年、目標とする10コース目のコースが完成いたしました点、評価をいたしたいと思います。このことは本市の誇るべき取り組みであり、摂津という伝統ある名を冠した本市にとって、健都も本格的にスタートをし、健康づくりのまちである本市をもっとアピールすべきではないかと思えます。そのためにも、郷土の文化や史跡等に音声案内や説明板の設置などできないものか、お伺いをいたします。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 現在、市内10か所のウォーキングコース内に顕彰札が24か所設置されており、史跡等の概要を記載しております。顕彰札の改修を計画的に進めておりますが、ご提案の音声案内等について、今後検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員。

○水谷毅議員 市内に24か所の顕彰札があるということで、ぜひともこれらを活用

し、QRコードの音声案内などによる本市の魅力発信につなげ、他市からも見に来られるような取り組みへと実現していただきたいことを要望します。

また、ウォーキング事業の進化版として、スマホのアプリとQRコードを活用した名所めぐりの健康ポイント事業にと発展されますことを併せて要望いたします。

最後、6点目です。生活困窮者自立支援制度について。

多様な時代背景の中で、現実社会の中で何とか人生を切り開いていこうと頑張っておられる方も多数おられます。そんな中であって、どこに相談に行ったらいいのかと解決の糸口を考えると、これまでの支援の取り組みは非常に重要な役割を果たしてきていると感じます。そんな中、相談件数も増加し、相談内容も複雑多岐にわたってきています。平成27年から同様の相談体制が続いていますが、現行の実施体制で問題点はないのか、お伺いをいたします。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 議員がご指摘のとおり、近年では、ひきこもりが社会問題化するなど、相談内容も複雑多様化しており、対応に苦慮する事例も増加傾向にございます。しかしながら、これまで事業運営をしてきた実績とノウハウがございますし、また、生活保護制度をはじめとする関係制度や庁内外の関係機関との連携をスムーズに行うなど、現状におきましては、適切に必要な制度や支援につなげることができているのではないかと考えております。引き続き、自立相談支援事業の理念、あり方である、相談者の声を広く真摯に受けとめ、断ることなく一括して相談に応じる支援の実践に努めてまいります。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員。

○水谷毅議員 本市の自立相談支援事業は、担当者のご努力もあり、他市からも先駆的な取り組みをされていると非常に定評があります。私自身も個人的に相談に臨んだこともございますけども、住宅ローンが払えなくなり、明日からはホームレスという方を目の前にして、救済措置をいただいた点、また、ご主人が生活費を入れず、子どもを二人連れて独立したいが、本人は精神病を持っており、お金もない、そういったところに寄り添って対応もしていただきました。

近年社会問題のひきこもりや貧困対策など、相談者の声に広くお応えするためにも、今は課の中で行っている事業ですけれども、ぜひとも一つの係としての相談体制に向けて、さらに拡充していただけますことを強く要望し、質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 53 分 休憩)

(午後 0 時 59 分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

一般質問を続けてまいります。

光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目に、摂津ブランドの更なる構築と魅力発信についてでございます。

私は、本市の強みや魅力を広義の意味で摂津ブランドと捉えております。産業で活気あふれるまち摂津、健康づくりのまち摂津など、本市の強みや魅力をさらに構築し、市内外の方々にもっと広く強力にPR

して、摂津市のイメージ向上や、市民の摂津市への愛着や誇りの醸成につなげていく必要があると考えております。

まず、摂津市内の優れた商品などを摂津優品（せっつすぐれもん）として認定する制度は、その商品や摂津市の知名度向上及び販路開拓に向け、平成29年度にスタートしました。先日、令和元年度として新たな3商品が認定されたと報告を受けておりますが、改めまして、その内容と認定に至ったポイントについて、そして、制度開始後3年が経過しましたが、これまでの成果についてお聞かせください。

二つ目に、鳥飼地域の活性化・魅力化についてでございます。

鳥飼地域の魅力づくり研究会につきましては毎回取り上げておりますが、前回、秋ごろにかけて5回程度の研究会開催を予定しているとのことでした。まずは、現在の進捗状況と研究内容、そして、今後の進め方についてお聞かせください。

以上、2点でございます。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

(松方市民生活部長 登壇)

○松方市民生活部長 摂津ブランドの更なる構築と魅力発信についてのご質問にお答えいたします。

今年度の摂津優品（せっつすぐれもん）は、欄間職人が作る名刺入れ、除菌・消臭剤、セイバーオードリンSP、及び、古川皓一作バイオリンの3点が認定されました。

欄間職人が作る名刺入れは、銘木を材料に、大阪欄間の伝統と特徴である透かし模様を櫻・富士山など杢目に合わせてデザインした特徴のある名刺入れでございます。

また、除菌・消臭剤、セイバーオードリンSPは、安定型次亜塩素酸ナトリウムを

用いた弱アルカリ性の商品で、取り扱いが容易であることが特徴でございます。

3点目の古川皓一作バイオリンは、手づくりによる高い精度のバイオリンを製作されており、本市で唯一のバイオリン工房であり、地域の音楽のブランド化に貢献されているという認定委員のコメントがございました。

今年度認定されました3点を含めまして11点となっております。

認定された摂津優品（せつつすぐれもん）の成果については、一例ではございますが、平成29年度に認定しました男十撫せっけんについては、認定前、年間3,000個の販売数が、認定後には6,000個、その次年度、2年目については1万個と、販売数を2倍、3倍以上と増やしております。

認定事業者は、認定されたことがきっかけで購入される方が増加し、リピーターの方が増え続けていることが販売数量の増加の要因だと考えているとのことでございます。中小企業支援策としまして、一定の成果がこのような上がっているものと考えております。

○嶋野浩一郎議長 市長公室長。

（山本市長公室長 登壇）

○山本市長公室長 2040年に向けた魅力ある地域づくり研究会の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

本研究会につきましては、7月に第9回目を、8月に第10回目を開催し、テーマごとの分科会形式にて、地域防災・防犯及び地域福祉について、将来起こり得る課題とその対応策などについての検討を行っております。

また、各分野での対応策の検討におきましては、これまでの研究テーマに共通する

分野でございます地域コミュニティに焦点を当てた議論を展開いたしております。

今後、今年10月を目途に、将来生じると想定されます地域課題や魅力創出に向けて考えられる取り組みなどを整理し、取りまとめを行う予定にいたしております。これらの研究を通じて、地域の実情や法的制約等も踏まえながら、所管部局を中心に具体的な施策の実現に向けた詳細な検討へとつなげてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、これより一問一答方式で行わせていただきます。

一つ目の摂津ブランドの更なる構築と魅力発信について、2回目の質問をさせていただきます。

新たな認定品の内容とこれまでの成果についてお聞かせいただきました。一定の成果が得られているようで安心しました。

私は、摂津市のブランド力をさらに構築すべく、摂津優品（せつつすぐれもん）をもっと輩出し、その魅力を発信することで、さらなる需要を呼び込むべきと考えております。本市が大田区や東大阪ブランドに類するような摂津ブランドを築くことができれば、中小企業にとってのやりがいと誇りにつながると考えます。

本市として、優良な中小企業に対し、もっと積極的に働きかけ、次なる摂津優品（せつつすぐれもん）を創出する必要があると考えますが、今後の進め方についてお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 摂津優品（せつつすぐれもん）の募集につきましては、市の広報やホームページなどを通じて行っております。また、大阪府の大阪勧業展などの展示会でもPRをし、中小企業事業者には機会

を捉えて働きかけております。

摂津優品（せつつすぐれもん）につきましては、市内の中小・小規模事業所で生産・製造・加工され、一定の基準を満たした優れた商品を市として認定する制度でございます。第2回目の摂津優品（せつつすぐれもん）の認定から食品も認定商品いたしました。しかしながら、認定商品は市内での商品の生産・製造・加工を条件としていることなどから、応募商品にも一定の限界がございます。

今後の摂津優品（せつつすぐれもん）の進め方でございますが、認定事業者に対して、当初3年間の集中的な支援期間とし、のぼりの作成や展示会への出展の補助などを行っております。まずは、3年間の摂津優品（せつつすぐれもん）の認定の成果を認定事業者や関係機関に確認し、今後の方向性を探ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。

本市には4,000以上もの中小企業が存在し、そのポテンシャルは非常に高いと私は捉えております。その業界ではトップクラス、あるいはシェアナンバーワンにもかかわらず、摂津市民ですら知らない企業があると感じており、そんな優良企業にスポットを当て、表出化すべきと考えております。

先ほど触れました東大阪ブランドは、国内で自社のみが製造しているオンリーワン製品、特定市場でトップシェアのナンバーワン製品、従来製品にはない付加機能・価値を有するプラスアルファ製品という三つの認定基準があり、いずれかを満たす製品を市がブランドとして認定しております。東大阪市は国内でも有数なものづくりのま

ちですが、その大半は本市と同様に少人数の小さなまち工場であり、技術力がある反面、営業力が低い企業が多いと聞いております。そんな中、企業同士の販売を促進すべく、企業向け商品の認定を行っているのです。

一方、本市の認定基準は、摂津市らしさやコンセプトなどの5項目となっており、一般消費者向けのみの認定となっております。企業同士のビジネスマッチングを促す意味でも、オンリーワンやナンバーワンといった企業向けを意識したたくみといった技術的な視点を加えてはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 議員がご指摘のように、他市のブランドにつきましては、オンリーワン、ナンバーワンとしての企業向け商品を認定商品としていることについては認識しております。また、中小企業支援策として有効であるとも考えております。しかしながら、摂津優品（せつつすぐれもん）につきましては、市民の方に市内の中小企業の商品をまず知っていただくことを目的に、一般の消費者向け商品を認定しております。一般消費者向けでの3年間の成果を確認後に、企業向け商品を扱う事業者も市内で多くおられることを確認しておりますことから、オンリーワン、ナンバーワンとしての企業向け商品の認定についても研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 光好議員。

○光好博幸議員 前向きなご答弁ありがとうございます。摂津優品（せつつすぐれもん）に認定されることで、市内外でもその技術力や魅力が認知され、ビジネスチャンスにつながることを考えられますので、先進事例も参考にしながら、ぜひご検討くだ

さい。

視点を少し変えますが、摂津市を象徴するブランドの一つに、今、注目度が増している鳥飼なすがございます。市内では唯一なにわの伝統野菜に認定されており、鳥飼なすの歴史や特徴、調理法などをまとめた「鳥飼茄子ア・ラ・カルト」まで発行されており、摂津ブランドのさらなる構築に向け、これを生かさない手はありません。昨年は、地震や台風の影響もあり、鳥飼なすも不作であったと聞いておりますが、改めて現在の取り組み状況についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 昨年の8月、大阪府北部農と緑の総合事務所のご協力によりまして、大阪府中央卸売市場、仲買業者、市内の生産農家、そして摂津市との間で協議を重ねまして、昨年からの市内の生産農家が栽培した鳥飼なすが市内の一部小売店舗におきまして販売されることとなりました。大阪府中央卸売市場への出荷状況につきましては、昨年は台風等の影響もあり、9月のみの1か月間の出荷となりましたが、約400個余りを出荷いたしました。比較的天候に恵まれました本年7月から8月の途中経過でございますけれども、この月におきまして、各月700個余りが出荷されておる状況でございます。

○嶋野浩一朗議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。昨年度から取扱店舗並びに出荷数が増えていると認識いたしました。

しかしながら、今年の夏は、数多くの市民の方々から鳥飼なすの売り場についてお問い合わせがございました。市民にとってはまだまだ手に入れるのが難しい状況であり、PRも不足しているのではないかと感

じます。その一方で、鳥飼なすの認知度も高まってきておりますので、今がチャンスです。鳥飼なすをもっとなじみ深いものにするには、さらに生産量を増やし流通させることで露出度が上がりますし、そろそろ保存という考えから裾野を広げていく時期に来ているのではないかと私は考えます。鳥飼なすのさらなるPRに向けたお考えと今後の方向性についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 先ほどのご答弁もありましたように、昨年、大阪府中央卸売市場を通じました小売店舗への販路が開拓できましたことによりまして、今後は、市民の皆様へ、スーパーマーケットなどの野菜売り場におきまして、実際に鳥飼なすを手にとっていただく機会がより身近に提供できるようになればと考えております。

また、最近では、市内の生産農家から他市の地産地消型の小売店舗に独自に鳥飼なすを出荷されている状況も見受けられ、徐々にではありますが販路は拡大されているところでもあります。今後も、なにわの伝統野菜の一つであります鳥飼なすの栽培技術の継承を絶やすことのないよう、継続して保存・奨励に取り組むとともに、生産農家の増加や生産量の増加を図っていくことで流通量を増加させ、摂津市の特産品として、市内外の皆様からなじみ深いものとして認知していただけますよう、より一層の取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 光好議員。

○光好博幸議員 前向きなご答弁ありがとうございます。期待しております。

摂津ブランドの魅力をPRする方法として、摂津優品（せつつすぐれもん）では、平成30年に関西大学の学生と連携し「a

another settu」という冊子を発行、さらに本年3月には、地域のテレビ放送でも、商業者や飲食店などを取材し、摂津市の魅力を発信しました。また、ちょうど1年前の「満天☆青空レストラン」という番組では、鳥飼なすが取り上げられ、その魅力やお勧め料理などを紹介し、大きな反響があったと認識しております。これからもいろいろな方法でPRすべきです。

例えば、市内飲食店とのコラボ企画として、鳥飼なすをメニューとして提供してもらうというのはどうでしょうか。より多くの方々に鳥飼なすを食べてもらう機会づくりとなり、摂津ブランドのPRや店の宣伝にもなります。まさにウイン・ウインです。鳥飼なすを通じて市内商業者の活性化にもつながるのではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 議員がご指摘のように、鳥飼なすを、農作物や直接加工の商品のみとしてではなく、摂津ブランドのキーワードとし、メニューとして取り扱う市内飲食店をつなげてイベント化していくという企画は、市内商業者の活性化につながるのではないかと考えております。メニューとして取り扱う市内飲食店は、既にコミュニティプラザのレストランでも実施しており、鳥飼なすのメニューは好評であると伺っております。鳥飼なすの供給量や生産時期による販売期間の予測の難しさ、また、取り扱う店舗の数やPR発信の時期や方法など、まだまだ多くの課題がございますので、どのような方法があるのかを検討しながら研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。種々課題はあろうかと思いますが、ぜひ具現化に向け検討いただきたいと考えております。

今回は、摂津優品（せっつすぐれもん）や鳥飼なすをキーワードに、摂津ブランドについて述べさせていただきましたが、視点を変えることで新しい価値が生まれます。いろいろな角度から本市の強みを見きわめ、摂津市生まれの製品や食材などを生かしながら摂津市の魅力を高めなければなりません。もっと新しい価値、すなわち摂津ブランドをさらに構築し、その魅力を発信していくことに期待しております。要望とさせていただきます。

続きまして、二つ目の鳥飼地域の活性化・魅力化についてに移ります。

研究会の進捗状況や今後の進め方などについてお聞かせいただきました。既に計10回開催され、10月ごろをめどに、想定される地域課題や魅力創出に向けて、考えられる取り組みなどを整理し、取りまとめるとのことでした。当該研究会では、昨年実施した2040年問題を背景とした行政課題などの分析及び解決に向けた基礎調査の結果を踏まえ、議論することとなっております。調査結果からも、鳥飼地域は他の地域に比べ、加速度的に人口減少、少子高齢化が顕著になっておりますが、鳥飼地域の全体構想をどのように考えておられるのか、お考えをお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 市長公室長。

○山本市長公室長 ご質問にもございましたように、鳥飼地域におきましては、他の地域と比較いたしますと、人口減少と少子高齢化の同時進行が特に顕著な状況になるという見込みを持っております。地域の方々が、自分が今暮らしているまちや生まれ育

ったまちに愛着や誇りを感じたり、また、市内外に魅力を発信できるまちづくりを進めていくためにも、人口構造の変化が地域にどのような影響をもたらすのかを見据えながら、地域の特性を生かしたまちづくりに向けて、目指すべき地域の姿を今後研究していく必要があると考えております。

○嶋野浩一郎議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。目指すべき地域の姿を研究していく必要があるとのご答弁でした。

しかしながら、この深刻な状況を鑑みますと、もはや待ったなしの状況にきているのではないかと私は感じております。これまで、鳥飼地域につきましては毎回取り上げてきましたが、今後、強力に進めていくためには、当該研究会では限界があるのではないかと考えます。鳥飼地域の課題に係る対策は、当該研究会での結果を踏まえつつ、まずは鳥飼地域全体のまちづくり構想、すなわちグランドデザインを描くことから始めるべきと考えます。グランドデザインは、市民が愛着や誇りを持ち、市内外の人からも魅力的に思われる目指すべき鳥飼地域の姿や戦略を明らかにすることに主眼を置き、描くものです。これをきっかけに、さまざまな施策や活動が生まれ、にぎわい創出につなげるための青写真であり、達成に必要な財源やスケジュールの詳細を規定するものではありません。グランドデザインを描くことにより、点の議論を面で捉えることができ、それぞれの施策や必要な機能の優先順位も明確になってくるものと考えますが、鳥飼地域全体のグランドデザインを描くという構想はお持ちなのか、改めてお考えをお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 市長公室長。

○山本市長公室長 先ほどもご答弁申し上げ

ましたが、鳥飼地域の人口減少、少子高齢化が進展する中、その地域特性を踏まえた持続的な発展を可能にいたすまちづくりを進めていく上で、将来を見据えたビジョンを持ち、今後想定されます課題に対応していくということは大変重要であると考えております。また、まちづくりを効果的に進めていくためには、特定の分野のみではなく、総合的な視点を持ちながら、各施策と連動した取り組みが必要であるとも認識いたしております。

他の自治体におきましては、議員からもございましたが、対象地域を限定いたしました全体構想、グランドデザインを策定し、地域の魅力創造と多様な世代が安心して暮らすことができる都市モデルの構築を目指した取り組みを進められておられるところもございます。手法はさまざまではございますが、本市におきましても、有効的な取り組みにつなげるため、先進事例等々を検証しながら研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。

鳥飼地域のグランドデザインは、千里丘や正雀地域の利便性を生かした現役世代が暮らしやすい地域社会に対し、鳥飼地域の人口減少、少子高齢化の進展を悲観するものではございません。むしろそれを強みとした地域社会を構築していくために、誰もが住み慣れた鳥飼地域でいつまでも暮らせる総合ビジョンを立ち上げるものでございます。その中で、鳥飼地域全体を俯瞰的に見つつ、各地区にゾーニングし、それぞれのコンセプトを明確にした上で進める必要があると私は考えております。

鳥飼西部に位置するモノレール南摂津駅に着目しますと、幸いモノレール南摂津駅

付近には多くの商業施設が集結し、にぎわいづくりを取り戻しかけております。しかしながら、特に高齢者の方々は、移動手段の確保が困難であり、その費用負担もばかになりません。例えば、移動しやすいまちというコンセプトを掲げ、モノレール南摂津駅周辺を核としたにぎわいづくりを仕掛けてはどうでしょうか。

堺市では、65歳以上の市民が市内の路線バスや乗り合いタクシーを100円で利用できるおでかけ応援制度が導入されております。市が高齢者の方々の外出を支援し、外出機会を増やすことが目的であり、高齢者の生きがいづくりやにぎわいづくりにつながっておると聞いております。

また、公共交通空白地域の解消に向け、デマンド型交通を導入する自治体も急増しております。これは、運行方式、ダイヤ、出発地を自由度の高い組み合わせにより、さまざまな運行形態が存在し、高齢者の多くの方々はバス停ですら遠いと感じられておりますので、有効な手段です。

加えて、利便性向上の観点でいいますと、大阪中央環状線からモノレール南摂津駅前ロータリーへのアクセス改善も効果的であると考えます。公共交通の維持・確保・改善を進めることは、移動しやすいまちを実現することであり、運転する機会の少なくなった高齢者の方々が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりにもなり、市民が安心して暮らしていけるまちづくりになるものと考えます。特に、高齢者の方々がモノレール南摂津駅付近の商業施設などに日々安心して通えるよう、バスやタクシーを100円のワンコインで利用できる制度やデマンド型交通を導入するなど、交通体制を再整備するべきと私は考えますが、お考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○山本市長公室長 近年、地域公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しております。利用者数の減少や交通事業者の経営状況が深刻化するなど、地域公共交通ネットワークの縮小が大きな社会問題になってきております。地域交通網の維持・改善につきましては、将来を見据えた魅力あるまちづくりを進める上で重要な取り組みであると認識はいたしております。

また、鉄軌道の駅につきましては、各種バスの乗り入れや商業施設も立地しております。重要な社会資源の一つになると考えております。これらの交通利便性を向上させるためには、個々の事業主体で考えるのではなく、さまざまな事業所と連携したネットワーク化が重要になってくとも考えます。全体の地域公共交通網を検討していく必要があるということも考えております。

○嶋野浩一朗議長 光好議員。

○光好博幸議員 ご答弁ありがとうございます。理解いたしました。

一方、鳥飼東部に目を向けますと、人口減少がさらに顕著ではありますが、強みもあります。大阪高槻線と鳥飼仁和寺大橋が接する交差点から高槻方面は、交通環境が整備されており、安全通行が確保されております。2027年に鳥飼仁和寺大橋が無償化されますと、交通量もますます多くなることが想定されます。

そこで、この付近に道の駅をつくり、地域活性化の拠点としてはどうでしょうか。これまで、道の駅は郊外が主流でしたが、都市型道の駅も増えており、市街地の中心に出現した新しいタイプの道の駅で地域活性化に成功している事例もございます。また、最近では、シティプロモーションや、にぎわい創造の拠点としての役割も担って

おります。例えば、人々が集う交流とにぎわい・情報発信の都市型道の駅と称し、地域のたまり場、休憩の拠点、自然環境と一体となったコミュニティ活動の拠点、情報発信の拠点など、それぞれコンセプトを掲げ、取り組んでみてはどうでしょうか。このあたりは住工混在地域であり、車通勤の方々も多いため、道の駅を設置することにより、交流人口も増えると私は考えます。具体的には、地元の銘木団地で扱っている製品や材木を使ったテーブルや椅子を配置し、産直市場を設け、先ほど申し上げました鳥飼なすをはじめとする地域の特産品を販売するとともに、摂津優品（せつつすぐれもん）をPR・販売促進をするなど、地域活性化と併せて摂津ブランドの発信にも有効な手段と私は考えます。鳥飼地域の活性化の切り口として検討してはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○山本市長公室長 多くの方々が集まり、地域のつながりや地域資源を生かしたにぎわいを創出する場づくりは、地域の魅力を高め、活力を維持させていく上で重要であると考えております。他の自治体におかれましても、地域の活力をいかに維持していくかという課題に対し、観光振興や産業振興、そして、地域の拠点の形成等によって交流人口の増加や定住促進に向け、取り組みを進められているということも承知をいたしております。より効果的に地域の活性化につなげるためにも、施設単体での整備だけではなく、社会資源として、民間の商業施設等々を含め、議員のご質問にもございました、点と点を結んで線として、やがて面とすることで全体を活性化するという視点を持ち、ハード・ソフト両面から今後研究をしてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。お考えを理解いたしました。私は二つ申し上げましたけれども、地域活性化の一つのアイデアとして捉えていただければと考えます。

これまで、2点、ゾーン別に具体的な提案をさせていただきましたが、ほかにも課題は山積しており、ご答弁にもございましたように、ハード面、ソフト面の両面から進める必要がございます。ハード面でいいますと、義務教育施設や福祉施設あるいは社会教育施設などのさまざまな施設のあり方と配置、ソフト面では、教育、福祉、公共交通、スポーツなどに関するさまざまな施策の検討、さらには防犯・防災の観点など、非常に多岐にわたる取り組みになることが想像されます。具体的には、鳥飼地域で老朽化の進む新鳥飼公民館や鳥飼体育館も課題であり、単学級化が進む鳥飼小学校や鳥飼東小学校、第五中学校にかかわる教育に関する課題、それに加え、コミセン化や防災機能を付加するといったことを考慮するなど、それぞれの課題を点ではなく面で捉え、複数の課題を同時並行的に解決する構想を描く必要があるのです。それには専門性も必要となり、この垣根を越えたチームで練り上げていく必要があると私は考えます。部長をトップとした部局横断的な組織体制の構築について、お考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○山本市長公室長 各地域の特性を生かした魅力あるまちづくりにおきましては、さまざまな分野との連携が求められるとともに、議員からもございました専門的な行政課題に対する迅速な対応も必要であると考えております。本市におきまして、これま

でも、部局横断的かつ限られた期限内に解決しなければならない課題に対応するため組織体制の構築を行った経緯もありますので、本市の実情に応じた取り組みとその方向性を定めた上で、推進体制については検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。理解いたしました。ご答弁の中で推進体制について検討していくとのことでしたので、期待しております。よろしくお願いします。

鳥飼地域の問題は、全体構想をベースに短期・中期・長期にわたる取り組みが必要であり、早急にグランドデザインづくりを進めるべきです。グランドデザインの具現化を図り、常に将来を見据えて一歩進んだよりよいまちづくりを進めていく必要があるのです。次年度には、しかるべき予算と組織体制を構築し、具体的な検討に移るべきと私は考えますが、市長の思いをお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 市長。

○森山市長 光好議員の質問にお答えをいたします。

ただいま、いろいろなご提言をいただきました。

最近、鳥飼方面に、外食産業というんですかね、集客施設が次から次へとできておりますけれども、シンクタンクのいろんな市場調査等々、やっぱり鳥飼地域の可能性を予期しているといいますか、そういうことで大型のああいう店舗がどんどん増えてきているんだと思いますので、鳥飼地区は捨てたものではないということではないかと思っております。

今、鳥飼地域のお話を中心にいろいろご提言いただきました。午前中もお話ししま

したけれども、狭いところにたくさんの事業所があって、3分の2近くが準工業地域だと、つけ加えて山も谷もないということになりますと、どうしてもハードな粗削りな感が拭えないわけでございます。そんな中で、いつも言いますけれども、のどかな風情、たたずまいが全くないわけではありませんで、そういったものを残しているのは、どちらかといえば安威川以南だと思います。中でも鳥飼地域が非常に顕著ではないかと思っています。

これからのまちづくりを考えるときに、ただ開発だけして人口をふやしたらええというものではないと思いますけれども、こういった風情、たたずまいとの整合性を図って、この鳥飼地区の今後の再構築をしっかりと考えていかななくてはならないと思います。もちろん、今まで進めてきましたF Mとの整合性もしっかり図らなくてはなりません。このまちづくりは一朝一夕にはなりません。中長期にわたるしっかりとした展望を持たなくてはならない。ご指摘のとおりだと思います。

目の前の問題といたしましては、鳥飼地区におけるコミュニティの集客的な施設の整備等々に答えを出しながら、一方で中長期のしっかりとした方針をつくっていきたいと思っています。その方法といたしましては、例えばコンサルタント方式がいいのか、それとも第三者機関の設置がいいのか、それとも、今おっしゃったような庁内的なP T、つまりプロジェクトチームがいいのか、いろんな方法があるかと思いますが、この辺も含めて、新年度に向けて、まずはそういった方針をしっかりと定めていきたいと思っています。

以上でございます。

○嶋野浩一郎議長 光好議員。

○光好博幸議員 市長答弁ありがとうございます。市長の思い、理解いたしました。

自民党・市民の会としましては、鳥飼地域の活性化・魅力化の実現に向け、先ほど市長答弁にもございましたけども、全体構想に基づくプロジェクトチームにより推し進めるべきであると考えております。次年度にその構想を本格的につくり上げるためにも、まずはプロジェクトチームを立ち上げていただきたいと強く望んでおります。今後も継続してこの問題に関し取り上げていくことを申し上げ、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○嶋野浩一郎議長 光好議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1番目の摂津市の知名度向上についてでありますけども、知名度向上につながっているとは思いますが、これまで、ホームページのリニューアル、健都を中心とした健康づくりにおきましても実施されてこられました。また、これまで、同僚議員からも、摂津市に入ってこられたところに地名を入れた看板設置をするなどの知名度向上への質疑や提案も行っていました。摂津市の名前をいかに多くの人に知ってもらえるか、摂津市が位置する場所をイメージしてもらえるかといったことも大切であると思います。これまでの摂津市の知名度向上への取り組みと認識について、まず初めにお尋ねをいたします。

次に、2番目の一時避難所へのプレート等の設置についてでありますけども、自治会によるハザードマップ作成につきまして

は、平成27年度から取り組まれて4年が経過をしております。私が住んでいる鳥飼東小学校区連合自治会におきましても、昨年度に、地域内の企業やマンションの方などにもご理解を得ながら、また、市の担当職員や自治会の会長、会員などにもご協力を得てハザードマップの作成となりました。自治会会員などからは、近年の全国的な自然災害や、以前も豪雨により道路が冠水になったことなどもございましたが、そのことも踏まえて必要なこととの意見も多くございました。

そのような中で、単一自治会、複数の自治会、そして、小学校区単位としてのハザードマップ作成の取り組みにおける小学校区単位での一時避難所の平均箇所数について、まず初めにお尋ねをいたします。

次に、3番目の訪問理美容サービスの利用向上についてでありますけども、当サービスは、自力・介助により外出しての理美容店を利用することが困難な要介護3以上などの一定の条件はあるものの、平成30年度から開始していただき、今年も、そしてまた昨年もそうでございますが、他市の議員からも内容についての問い合わせもございました。そういう中で、本市における今までの利用状況などについて、まず初めにお尋ねをいたします。

次に、4番目の災害や事件時の学校・保育所・幼稚園等での預かりについてでありますけども、6月16日の日曜日午前5時半ごろに、吹田市内の警察官が何者かに刺され、拳銃を奪われる事件が当時発生いたしました。そしてまた、逃走中との報道もある中で、摂津市におきましても、16日には「不急の外出は控えてください」などといった内容の放送もございました。また、当日のイベントなどが中止となるなど

地域にも大きな影響がありました。

今回の事件は、翌17日午前7時までに犯人が逮捕されたことから、小・中学校などにおきましては平常どおりの登校となりました。災害や事件発生などにおきまして、学校、保育所、幼稚園が臨時休校になったとしても、会社はよほどのことがない限り休みにはならないと思われませんが、その場合に、保護者は、子どもを家に残して仕事に行くのか、急遽仕事を休むのかの選択が必要となってくるケースがあります。6月の事件発生におきましては、保護者の方から、月曜日以降休校になったら、急なことではあるけども仕事が休めるのかわからない、あるいは親のところに預けなくてはいけない状況があるということの話もされておられました。災害や事件などが発生した場合に、出勤に悩むひとり親、共働き世帯などの負担軽減に向けまして、学校、保育所、幼稚園での預かりが可能な体制も必要なことではないかと思いますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○嶋野浩一郎議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 摂津市の知名度向上についての取り組み等についてのご質問にお答えいたします。

本市の話題が報道機関に取り上げられることで、取り組んでいる内容もさることながら、摂津市という名が広く知れ渡ることが期待できます。そのため、定期的な記者会見だけではなく、各部署と調整を行いながら、話題として取り上げられるタイミングも意識しながら報道機関への情報提供を心がけているところでございます。

このことに加えまして、本市を売り込

む、いわゆるシティプロモーションの取り組みも重要であるとの認識もしております。本市にございます地域資源に磨きをかけてニュース価値を高めることや、ニュースとなり得る先進的な取り組みを新たに作り出すことが必要であると考えております。

これらの取り組みが本市のさらなる知名度向上につながるよう、効果的に情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 自治会によるハザードマップ作成についてのご質問にお答えをいたします。

これまでハザードマップの作成に取り組まれた自治会数につきましては、平成27年度にモデル地区となっていた香和自治会と鳥飼中自治会の2自治会をはじめ、平成28年度には味舌東地区の3自治会と別府小学校区全自治会、平成29年度には鳥飼小学校区の5自治会と、平成30年度には鳥飼東小学校区全自治会及び味生小学校区全自治会の計7小学校区39自治会となっております。

また、これまで自治会独自で確保されました緊急一時避難場所の数につきましては75施設で、1小学校区の平均は約10件となっております。

○嶋野浩一郎議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 訪問理美容サービスの利用状況についてのご質問にお答えいたします。

訪問理美容サービスは、平成30年度に開始したもので、自力または介助により理容店、美容店を利用することが困難な介護を必要とする高齢者の自宅を理容師または

美容師が訪問する際の出張費について、年4回を上限に、1回当たり2,000円を助成するものでございます。対象者は、在宅で生活している65歳以上の要介護3、4、5の方となっております。

平成30年度の利用状況でございますが、利用者は5人でございました。令和元年度の9月5日時点の利用状況につきましては、利用者は二人となっております。

なお、ご協力いただいている店舗は、理容店が7店舗、美容店が3店舗でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 災害や事件発生時の学校・保育所・幼稚園等での預かり制度についてお答えいたします。

災害や事件発生時の学校等の臨時休業の措置は、登下校はもとより、時には外出すること自体危険であるという観点から実施することもございます。災害や事件が終息するまで、ご家庭において安全に過ごしていただきたいと考えております。しかし、突発的な事象等により臨時休業を実施した場合には、保護者が仕事を休めないため、困っておられることも十分理解できます。教育委員会としましては、現在の対応を基本としながらも、ご指摘の対応について、他市の状況を調査してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目から一問一答をお願いをいたします。

まず初めの摂津市知名度向上についてでありますけれども、地方自治体が行う宣伝、広報、営業活動などのシティプロモーションの取り組みも行っておられますし、また、知名度向上につながる効果的な情報発

信とのご答弁でもございました。そのことも本当に大切なことなんだろうと思います。

先日、団体の研修参加として滋賀県に行く機会がありまして、そのバスでの移動途中におきまして、交差点名の看板の左上部に「大津市」または「草津市」といった行政名が入っているのを見ました。近くに座っていた方も「このあたりが大津市なんです。交差点の看板に書いてあったから」と言われており、当該市の名前を認識されているんだということを私も感じました。

摂津市内の中央環状線や府道大阪高槻線、あるいは大阪高槻京都線などの幹線道路は、車の交通量が多いと思いますし、また、道路管理者は大阪府でもありますけれども、摂津市の名前を記載した交差点名の看板を設置すれば、より多くの方が摂津市の名前を目にする機会にもなりますし、摂津市道でも同様でございます。そのことによって摂津市という場所の認識も向上するのではと思います。交差点名の看板への「摂津市」と記載することにつきまして、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○高尾建設部長 交差点に設置されます道路標識の中に摂津市の名称を記載することについてのご質問にお答えいたします。

道路上におけます道路標識は、交通の安全と円滑を図ることを目的に、速度制限や道先案内などの情報を通行者が短時間に判読するため、できる限りわかりやすく表示するものでございます。その設置につきましては、国土交通省令の道路標識設置基準で統一的な様式が規定されており、交差点の道路標識は現在地の地点名を表示するものとされております。

なお、交差点以外で摂津市の名称を記載

した道路標識は、大阪中央環状線の鳥飼大橋をはじめ、幹線道路や高速道路などの市境界部に設置されております。

こうしたことから、議員がお示しの交差点内の道路標識につきましては、現行法令の趣旨を鑑み、状況を変更して表示するには至らないと考えておりますが、しかし、幹線道路や高速道路、新幹線の沿道といった多くの市外の方が目にする場所におきましては、知名度向上のため、看板やサインなどの表示をすることは重要であると認識しております。

○嶋野浩一郎議長 村上議員。

○村上英明議員 今、摂津市の名称を記載した行政の境界に設置してある道路標識におきましては、この境界を通り過ぎたらもうないわけでございますし、また、摂津市の名前は視界には入りません。また、道路標識の法令の趣旨を厳密に守っていくとの姿勢の方向であったということでもございますけれども、その一方で、先ほどご答弁でもありましたけれども、シティプロモーションの概念も幅広くありますけれども、市の知名度の向上もその一つであります。道路を管理する立場としても、摂津市という知名度、認知度を高めていこうとの思いもさらにこれから持っていただきたいと思いますし、また、部署に関係なく、将来にわたり活力のある摂津市を維持・向上していくための市の認知度の向上に向けた取り組みを行っていただきたいと、この点につきましてはお願いし、要望とさせていただきます。

次に、2番目の一時避難所へのプレート等の設置についてでありますけれども、先ほどのご答弁で、30自治会、75件ということでございました。そしてまた、小学校区単位での平均は10件とのことでござい

ました。中層や高層の住宅・企業の有無など、地域の状況に差がある中で、ハザードマップを地域でつくっていくということも本当に大きなよい意味合いがあると私は感じております。

その一方で、避難所となる学校や公民館などの場所は、行事やスポーツなどで見たり聞いたりして、常にとっても過言ではないと思いますけれども、平時の生活をしている中で自然と場所がわかっていますが、地域防災マップに記載の一時避難所におきましては、協力いただいた企業やマンションなどは、平時の生活をしている中では何げなく通過してしまっていることもございますし、また、防災マップ配布から日にちが経過していけば、市民の方もそうですが、協力いただいた企業やマンションなどの方も避難場所の認識が薄くなっていくということも考えられます。

したがって、平時の生活をしている中で見える一時避難所の位置付けとしていく中で、いざというときに避難という判断と行動につながっていくと思います。そのためにも、一時避難所の入口付近に、例えば「ご協力いただいた一時避難所です。〇〇自治会」あるいは「〇〇小学校区連合自治会」といった表示プレートを設置していくことも大切なことではと思いますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

○井口総務部長 避難所の表示についてのご質問でございます。

災害時に円滑な避難行動がとれますよう、公共施設の避難所につきましては、避難所誘導看板や避難所看板を設置し、周知・啓発を行っているところでございます。また、各自治会が独自に協力要請されました民間施設の緊急一時避難場所につき

ましても、公共施設の避難所と同様、より多くの方々へ周知・啓発が必要であると考えておりますが、これらの緊急一時避難場所につきましては、各自治会と民間施設の所有者様との間で交わされた覚書による協力施設でございます。そのため、議員がご指摘の表示プレートの設置につきましては、改めて緊急一時避難場所の各所有者様にご協力を求め、ご承諾をいただく必要がございます。

○嶋野浩一郎議長 村上議員。

○村上英明議員 先ほどご答弁いただきましたけども、この表示プレートの設置要請といえますのは、自治会と民間企業やマンションとの協議でもよいとは思っておりますけども、表示プレート設置の了解が得られた際の表示プレート作成代につきましては、やはり市負担ということも考えて検討していただきたいと、この点は要望とさせていただきます。

避難行動の関係からもう1点お尋ねをいたしますけども、避難されたときなどにおきまして、聴覚障害など、外見からは障害のあることがわかりにくいことなどにより、支援が必要であることが理解されにくい状況もあるかと思えます。障害を持っておられる方が障害内容を記載したバンダナを着用していただければ、避難所に来られたときに、避難所を運営する側からもより適切な対応もできると思いますので、平時も含めて希望者に配布してはどうかと思いますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

○井口総務部長 何らかの配慮を要する方々への対応につきましては、避難行動時や避難所生活時において、ご自身の症状などをうまく周囲に伝えられないことが懸念さ

れ、円滑なサポートが受けにくい状況も想定されます。そのため、障害者団体等への出前講座や防災タウンページを通じまして、災害時に備えて、障害の状況や必要な配慮、かかりつけ医や緊急の連絡先など、事前に配慮内容を記載したカードを作成しておいていただくよう呼びかけているところでございます。議員がご提案の配慮内容を記載できる着衣を配布する件も含めまして、引き続き、福祉部門と連携しながら、要配慮者への迅速なサポートに努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 村上議員。

○村上英明議員 先ほどご答弁もいただきましたけども、やはり避難所に来られたときなどにおきましても、視覚や聴覚などに障害がある人が、災害時におきまして、例えば目が不自由ですとか耳が不自由ですなどのメッセージが書いてあるバンダナを着用することで、周囲の人に障害を知らせるということも一つできるのではないのかと思いますし、また、第三者からのより適切な対応ができるのではとも思っております。そういう意味で、希望者への配布を福祉部門とも検討していただくということでご答弁もございましたが、しっかりとまたこの点につきまして、やはり避難所に来られた方への配慮という面も含めてご検討をお願いしたいと思います。

そしてまた、今年も豪雨によって九州方面など全国で災害が発生していますけども、先日の台風15号による千葉県災害義援金給付も実施されていますけども、このような他地域での災害が本市で起こった場合にどのように対応していくのかといったこともそれぞれ検討しながら、今後の防災・減災に生かしていただきたいと思いますので、この点も要望とさせていただきます。

す。

次に、3番目の訪問理美容サービスの利用向上についてでありますけれども、利用件数はこの2年で7件ということでしたが、その件数もそうでございますし、また、理美容店の方からも、思っていたまでには至っていないというお声も聞いております。従前からお店に行かれています方などもおられるとは思いますが、対象となる要介護3以上の在宅高齢者からは、たまたまかもしれません、当サービスを認識していない方もおられました。今後も対象者は増加していく傾向にあると思いますので、周知方法を検討して、より多くの方々に知っていただくことも大切であると思います。必要な方に利用していただくことなど、今後への考え方についてお尋ねをいたします。

○嶋野浩一郎議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 訪問理美容サービスの利用者が少ない原因といたしましては、議員がご指摘のとおり、慣れている理美容店を継続して利用しておられることや、介護保険制度のデイサービスやショートステイの利用時に散髪のサービスを受けておられることなどがあると思われます。

周知方法でございますが、広報誌やホームページで周知するとともに、高齢福祉サービスの紹介冊子に掲載し、高齢介護課の窓口で広く配布しております。また、サービス利用対象者の最も身近な存在でございますケアマネジャーや地域の民生児童委員などにも配布し、周知していただけるよう協力をお願いしております。今後も引き続き、さまざまな機会を捉えまして周知を図り、訪問理美容サービスの利用向上に取り組んでまいります。

○嶋野浩一郎議長 村上議員。

○村上英明議員 先ほど答弁でもございましたけれども、やはり身近な存在のケアマネジャー、あるいは地域ということも踏まえての民生児童委員、また自治会などへの周知も図っていただくとともに、在宅のみではなくて、また今後、施設入所者も当サービス対象となるようなことも含めて検討をお願いし、この点は要望とさせていただきます。

次に、4番目の災害や事件時の学校・保育所・幼稚園等での預かりについてでありますけれども、寝屋川市では、本年9月から、突発的な事件や災害が発生した場合、子ども、学校、保育所、幼稚園などに預けるか、また、あるいは自宅で見るというのを保護者が選択できる自主登校園制度を始めたということが新聞報道でもございました。このような制度を使うような状況にはなってはほしくないとは思いますが、やはり災害、事件の発生は考えておかなければいけない部分だと私は思います。災害であればその度合いや、事件であれば内容や場所によつての判断もあるかと思いますが、やはり児童や子どもたちの歩いての登校・登園というのは危険と私も思いますので、その部分は、例えば車などでの送り迎えを原則とするといったことも踏まえて、預かりについての対応を今後も検討していただきたいとお願いを申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

1番目、幼児教育・保育無償化実施にあたり摂津市として取り組むべきことについて

てお伺いいたします。

10月から幼児教育・保育の無償化が多くの問題を抱えながらスタートいたします。幼児教育・保育の無償化そのものについては、経済的負担が軽減される子育て世代にとどまらず、少子化対策の進展など、社会全体にとっても大きなメリットがあると思います。だからこそ、今回の無償化の矛盾や問題点を共有し、国に改善を自治体から求めるとともに、自治体として問題を緩和するための取り組みが求められていると思います。

そこで、次の二つの問題を質問します。

一つは、認可外保育施設などの安全確保についてです。

認可保育所、幼稚園、認定こども園以外で今回の無償化の対象となる認可外保育施設などの施設利用者数の現状、サービス内容について、初めに具体的にお答えください。

もう一つは、保護者への負担となる給食費の実費徴収についてです。

保育料の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた給食の副食費、おかず代が、一部免除世帯はあるものの、多くが自己負担となります。保育所における給食は保育の一環です。ですから、給食費も保育料と同じように無償にするべきで、摂津市として副食費の負担を軽減する措置が求められていると思います。そこで、初めに、今回、副食費が自己負担となる人、免除となる人の人数、また、給食費を無償にするために摂津市が必要とする費用額についてお答えください。

次に、公立就学前施設のあり方についてです。

今年7月、摂津市と摂津市教育委員会が、公立就学前施設の認定こども園化、ベ

ふこども園やとりかい幼稚園と鳥飼保育所の統合、子育て支援センターの認定こども園化、公立幼稚園の通園区と通園バスの廃止、また、公立せつつ幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として民営化するなどとした「公立就学前施設のあり方について」という方針を発表しました。公立就学前施設のあり方は、摂津市の子育て施策のみならず、摂津市の将来像にかかわる重要な問題だと思います。それぞれ実施時期を2年後から3年後に定めていますが、そのための準備は既に始まろうとしています。

そこで3点質問します。

第1に、2年後に子育て支援センターを認定こども園化することについてです。

保育を必要とする待機児童が多い安威川以北の保育所施設を、なぜ保育を必要としない児童を受け入れる認定こども園にするのか、安威川以北での待機児童数、子育て支援センターを希望しながら入所待ちとなっている児童数と併せてお答えください。

第2に、3年後にせつつ幼稚園を認定こども園として民営化していくことについてです。

公立の就学前施設は、児童福祉のよりどころとして、地域の子育て拠点として、また、保育の質の維持・向上を図るとりでとして大変重要な施設です。近年の統廃合や民営化によって公立施設は大変減少しています。また、隣接地には、公立保育所から民営化された民間の認定こども園が運営されています。なぜせつつ幼稚園を民営化するのか、お答えください。

第3に、子ども・子育て会議におけるこの方針に対する意見書は、保護者への丁寧な説明、保護者の意見に耳を傾けること、納得を得る努力を求めています。保護者などへの説明や意見聴取、また、保護者の納

得を得られているかなどの認識を伺います。

三つ目に、中学校給食の見直しについてです。

デリバリー方式選択制中学校給食が始まり、4年経過しました。昨年度の喫食率は4.4%と低調なままで、残念ながら学校給食とは言えない状態が続いています。抜本的な見直しが求められている中で、今年度、学校給食の調査委託予算が計上され、その事業者の選定が行われたと聞きます。初めに、今回のこの調査の目的についてお答えください。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 無償化の対象となる認可外保育施設等についてのご質問にお答えいたします。

10月から実施されます幼児教育・保育の無償化では、保育所や認定こども園、幼稚園のほかにも、支給される月額に上限はあるものの、認可外保育施設もその対象となります。なお、無償化となるためには、本市に届け出を行い、国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の経過措置が設けられているところでございます。

その他、一時預かり事業や病児保育、ファミリー・サポート・センター事業の利用についても無償化の対象となりますが、いずれも保育が必要という認定が必要となります。

認可外保育施設数でございますが、現在届け出のある施設で申しますと五つ、基準を満たしているかについては、申請に基づき現在精査中でございます。

利用者数につきましては、市外の施設をご利用の方も含め、現在、無償化に係る支給認定の申請を受け付けており、間もなく一定の人数が把握できるものと考えております。

続きまして、給食費の実費徴収についてのご質問にお答えいたします。

現在、給食費のうち、主食費は3歳児以上を対象に実費徴収、副食費は保育料の一部として徴収しており、いずれも保護者の方に負担をしていただいております。無償化となりますと、主食費、副食費ともに実費徴収となりますが、保護者の方に負担していただくことについて変更はございません。ただし、副食費につきましては、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降は免除となります。

副食費を実費徴収する方の人数でございますが、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立の幼稚園を含め、約1,630人、免除となる方の人数は約470人でございます。また、主食費を含め、給食費を無償にする場合に必要な費用は約1億1,400万円でございます。

続きまして、公立就学前施設のあり方について、3点のご質問にお答えいたします。

1点目、子育て総合支援センターの認定こども園化についてでございます。

認定こども園の特徴といたしましては、保護者の就労にかかわらず、教育・保育を一体的に提供できることでございます。多様な環境の子どもたちが一緒に過ごすことにより、子どもたちの世界が広がることが期待されます。また、就労により保育部分に入園したものの、その後、仕事をやめることになっても退園・転園する必要はなく、引き続き通園することが可能となります。

す。このような理由などから、令和3年度に子育て総合支援センターの認定こども園への移行を予定しております。

また、安威川以北地域における厚生労働省定義の待機児童数ですが、9月1日現在で143名、子育て総合支援センターを第1希望として待機されている方は11名となっております。

次に、2点目、せつつ幼稚園の民営化についてでございます。

これまでも、旧味舌小学校跡地を活用した施設建て替えによる定員増、都市公園を活用した新園の設置など、安威川以北地域の公共用地を活用しながら待機児童の解消を図ってまいりました。その結果、この5年間で500名以上の定員増を図ってまいりましたが、現在も安威川以北地域を中心に待機児童の解消には至っておりません。

そのような中、せつつ幼稚園は、今年度、定員に対する充足率が45%となっており、施設の有効活用が図られておりません。また、園舎でございますが、建築年度が昭和45年となっており、老朽化が進んでおります。このような状況から、せつつ幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園とすることで、市の関与を明確化しつつ、民間の力を活用して待機児童の解消につなげたいと考えております。

次に、3点目、保護者への説明についてでございます。

幼稚園の在園児は、令和3年度の認定こども園化、令和4年度の民営化の影響はございませんが、来年度入園を希望される保護者の方に対しましては、入園説明会等で市の方針を説明してまいります。保育所の保護者の方に対しましては、10月、11月に説明会を実施する予定でございます。

通園バスの廃止につきましても、在園児

には影響のないよう配慮いたしておりますが、保護者に対しましてはアンケート調査を行っており、7割弱の方が廃止はやむを得ないと回答されている状況でございます。

○嶋野浩一郎議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 学校給食実施方式の検討に係る調査の目的についてのご質問にお答えいたします。

今回の調査につきましては、本市において適切な学校給食のあり方を検討するための基礎資料の作成を目的といたしております。学校給食には、自校方式のほかに、親子方式やセンター方式などさまざまな実施方式がございますので、その方式によって、中学校給食のみならず小学校給食にも影響が出てまいりますことから、小学校給食も含めた学校給食全体についての調査となっております。

○嶋野浩一郎議長 安藤議員。

○安藤薫議員 一問一答で質問していきます。

認可外保育施設の安全対策についてです。国が定める認可外保育施設の指導監督基準と認可保育所の違いについてお答えください。

○嶋野浩一郎議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 認可保育所の設備・運営に関する基準は、国が定める基準に基づき、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で規定されております。一方、認可外保育施設の設備・運営に関する基準は、国が定める認可外保育施設指導監督基準に規定されております。

認可保育所と1日に保育する乳幼児が6人以上の認可外保育施設で比較した場合、基準の相違といたしまして、大きなものは

二つございます。一つ目は、保育室の一人当たりに必要な面積、二つ目が、保育に従事する者の保育士等の資格保持率でございます。いずれも認可保育所の基準のほうがより高い水準が求められております。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 認可外施設での子どもの死亡事故がたびたび報じられています。10年前にはラッコランド京橋園、3年前には同じく認可外施設のたんぼぼの国で乳幼児が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。厚生労働省の集計によりますと、2004年から2015年の間の認可外施設の死亡事故発生率は認可施設の26.7倍という数字もあります。今ご説明いただきました認可外保育施設指導監督基準というのは、認可保育所の基準よりも低く、さらに、この最低基準も満たしていないような施設が5年間にわたって無償化の対象になるということで、あまりにも子どもの命を軽んじるものだと言わなければなりません。国は、地方自治体が条例によって5年間の猶予期間を短縮することを認めています。お隣の吹田市では、指導監督基準を満たさない施設を無償化の対象から除外する条例を既に制定しています。お隣の茨木市など、幾つかの自治体でも条例制定を検討していると聞きます。摂津市でも条例を制定し、劣悪な施設が基準を満たすまで無償化の対象にしないようにすべきだと考えますが、見解を問います。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 条例によりまして、基準を満たさない認可外保育施設を無償化の対象外とする自治体は、ごく少数ではございますが、我々も確認はいたしております。本市といたしましては、まずは、無償化の対象であるか否かにかかわらず、基準

を満たしていただくよう指導していくことが重要であると考えております。その上で、認可保育所等の利用を希望されても入所できない状況に配慮する必要もあろうかと考えますことから、現在の認可外保育施設の利用状況と他市町村の動向を確認しながら、条例の制定とその内容について検討していきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 事故を起こした認可外施設というのは、事故の前から行政の指導を何度も受けながら改善を図ってこなかったところであります。保護者は、保育所を探す中で、行政の認可外施設の資料から少しでも安全な施設を選んだということですが、痛ましい事故につながりました。待機児童への配慮は当然必要ですけれども、それを理由に劣悪な施設を劣悪なまま無償化の対象にすることは、保護者に間違った情報を提供するとともに、子どもの命をあまりにも軽んじる姿勢だと言わなければならないと思います。早急に条例制定の検討を進めるように強く求めておきたいと思えます。

次に、今回の無償化の対象となっているファミリー・サポート・センターについてお聞きします。

保育資格を持たないで預かり保育等を行うファミリー・サポート・センターの安全対策はどうなっているのでしょうか。ファミリー・サポート・センターでも、2010年、八尾市で乳児の死亡事故が起きています。摂津市のファミリー・サポート・センターにおける無償化の対象サービスの実態と安全確保のための取り組みについてお聞きします。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 ファミリー・サポー

ト・センター事業において無償化の対象となる活動内容は、原則預かりとなっております。預かりと併せて利用される送迎については無償化の対象となりますが、送迎のみの利用は無償化の対象外となります。また、保育の必要があると認定され、保育所、認定こども園などを利用している方がファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の費用は、無償化の対象外となります。以上のことから、無償化の対象になる方はかなり限定されるものと思われます。

安全対策につきましては、登録いただいた援助会員には、救命法講習、事故防止や乳幼児の健康観察のポイントなど相互援助に必要な知識を付与する講習会の受講や、お子さんを預かる場所での事故、けがの防止のため、援助前には必ず安全チェック表に基づき屋内・屋外の安全点検を行っていただいております。また、依頼会員の不安解消や、相互の信頼関係を結び、安心できる援助を行うために、お子さんの状況など援助に必要な事柄について話し合う事前の打ち合わせや、相互援助活動中のお子さんの事故などに備え、補償保険に加入をしております。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 厚生労働省のファミリー・サポート・センター実施要綱によりますと、預かり中の子どもの安全対策のために、9項目、24時間の講習受講が望ましいとされていますが、この受講状況等、実態はどうなっていますでしょうか。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 厚生労働省の実施要綱の中で、援助を行う会員への講習会の実施方法につきましては、救急法講習は必須項目となっておりますが、その他の項目に

つきましては受講が望ましいとされているところでございます。

本市では、まず入会時に、会則や保険など、事業を円滑に進めるために事業全般の講習を1時間行い、相互援助の理解を深めていただいております。また、新規の援助会員向けの講習会では、救急法講習として、救急車が到達するまでの対処法やAEDの使用方法などの項目を2時間実施し、基礎講習会では、保育のポイントと子どもの好きな遊びとして、保育におけるかかわりと対応、乳幼児の健康観察のポイントや子どもの遊びなどの項目を2時間、子どもの心身の発達と病気やけがの対処法として、体の発達と心の育ち、子どもの病気やけがの対処法などの項目を2時間実施しており、厚生労働省が参考として示されている講習項目をほぼ網羅し、援助会員の過度の負担にならないよう工夫をしながら、相互援助に必要な安全対策として実施をしております。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ファミリー・サポート・センターも年間約300件ほどのご利用があるようです。無償化の対象になるのはまだ限られているとのことではありますが、安全対策についてはしっかりと行っていたかと思いますが。

次に、給食費実費徴収の質問に移ります。

従来から自己負担だった主食費は、公立と私立の施設間でこれまでも金額の差が生じていました。今回から新たに負担となる副食費についても公立と私立との差が生じれば、さらに公私間での自己負担額の差が拡大してしまいます。公立と私立の格差を広げないような調整などが必要だと思いますが、民間の実態をしっかりと把握すると

ともに、格差を生じさせないための市の取り組みが必要だと考えます。いかがでしょうか。

○嶋野浩一郎議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 副食費は、各施設において、食材料費をもとに金額が設定されることとなります。公立保育所におきましては、副食費の金額を国が示します基準額の4,500円に設定する予定でございます。施設によって提供される給食内容が異なりますことから、市内で副食費の差が生じる可能性がございます。私立の施設に対しましては、国や市の副食費の考え方を参考にしながら設定していただくようお願いしております。

○嶋野浩一郎議長 安藤議員。

○安藤薫議員 無償化についてですが、近隣の門真市とか守口市、また、大阪南部のほうの太子町などでも、多くの自治体で順次給食費の無償化を実施していくという動きが見られています。摂津市でも給食費の負担軽減に取り組むべきだと思いますけれども、改めてお考えについてお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 給食費は、在宅で子育てをされる場合でも生じる費用でありますことから、現行制度におきましても保護者が負担すべきものとなっております。国が設置した無償化措置の対象範囲等に関する検討会におきましても、給食費は無償化の対象から除くべきとの報告をまとめられております。このような考え方のもと、本市におきましても、給食費は引き続き保護者の方に負担していただくべきものと考えております。

○嶋野浩一郎議長 安藤議員。

○安藤薫議員 今までは副食費は保育料に含

まれていて、収入によって保育料の減免がされていたわけで、実質上は保育料と一体となっていたものなんですね。これを、保育料を無償とするかわりに、今回の制度改定で副食費だけ外に出してしまった。せっかく保育料が無償になったのに、そういった給食費が改めてかかってくる、しかも公私間での格差が出てくるということは、私は大きな問題、矛盾だと思います。

今、無償化を進めている自治体がどんなことを財源にしているのかというのを聞いてみますと、例えば、各自治体で、これまでの保育料は市独自で減免を行っています。摂津市でも約3割、公定価格よりも減免をしてきました。これは単費で実施をしてきています。今回の無償化によって摂津市の負担分は25%部分になります。30%負担していたものが25%の負担、しかも、それは基準財政需要額に算入されるわけですから、そういったメリットを利用して給食費の減免に活用しているという自治体があります。

改めて、摂津市のこれまでの30%減免分、それから新たな市の負担分の差額についてお示しをいただくとともに、そういったお金を活用する可能性についてお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 本市の保育料につきましては、これまでも国の基準よりも3割ほど減額いたしまして保護者負担の軽減を図ってまいりました。その軽減によります市の負担は約9,500万円となっており、無償化により国と府の負担が発生しますことから、市の負担が約2,380万円に減少すると見込んでおります。しかしながら、幼児教育・保育の無償化では、公立施設にかかる費用は本市が10分の10を

負担することになります。また、認可外保育施設、預かり保育などを利用した場合も無償化の対象となり、副食費の免除分についても新たな市の負担が発生してまいります。そのようなことから、無償化に係る来年度以降の市の負担は3,000万円から4,000万円増加すると見込んでおります。現状では給食費の無償化につきましては困難であると考えております。

○嶋野浩一郎議長 安藤議員。

○安藤薫議員 地方の負担が突然舞い込んできたという制度の改定でありますから、いろいろな矛盾はあるかと思いますが、この無償化は、やっぱり制度的にはかなり不十分な点がありますので、改めて国へ改善を求めつつ、今後ともまた議論をしていきたいと思っております。

時間の関係で次に移ります。

公立就学前施設のあり方についてです。

子育て支援センターの認定こども園化についてお聞きします。

依然、安威川以北の子育て総合支援センターの待機児童が多くいますね。しかも、子育て支援センターの現在の入所数は、弾力的受け入れによって定員を約8名上回っているようです。今、最優先に取り組むべきは、まだそれほど需要のない1号認定の子どものために認定こども園化するのではなくて、待機児童があふれている、そして、弾力運用によって施設に詰め込まれている、しかも、一時保育の受け入れも不十分だという2号・3号認定の子どもをしっかり受け入れる保育所の定員を増やすことにあるのではないのでしょうか。見解を伺います。

○嶋野浩一郎議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 子育て総合支援センターにつきましては、認定こども園移行後

の定員といたしまして、保育部分130名はそのままとし、幼稚園部分として、4歳児10名、5歳児10名の計20名の設定を予定しております。認定こども園に移行した後は、施設規模的にこれまでのような弾力運用はできなくなりますけれども、せっつ幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行し、保育部分の定員を設定することで、本市全体の保育の定員数を増加させ、待機児童の解消につなげたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 安藤議員。

○安藤薫議員 定員を上回る詰め込みの上に待機児童も多い、一時保育の受け入れも不十分だと。それでもなお幼稚園機能を追加するということに納得はできません。保育を必要とする児童の受け入れは認定こども園化するせっつ幼稚園でとのことですけれども、場所も、それから運営形態も全然違うものですから、それはやっぱり同率に語るべきではないと思うんですね。

せっつ幼稚園の民営化について聞いていきたいと思うんですけども、公立施設の民営化の理由に、運営費も施設整備費も一般財源化されていると、先ほどもありましたけれども、保育料も10分の10になっていると。民間に委ねたほうが国の補助が受けられるということはよく挙げられます。しかし、これは、国の地方財政措置を考えると、おかしい話ではないでしょうか。2015年3月の参議院総務委員会で、我が党の議員がこの問題を取り上げて正しました。当時の高市総務大臣が、「公立保育所の運営費について、国庫負担金の一般財源化に伴い、地方交付税の算定に当たって、従来の国庫負担金分も含め、地方負担の全額について基準財政需要額に適切に措置されるよう、市町村の実際の公立保育所の入

所児童数に応じた補正を行っている。したがって、公立保育所の施設整備費、運営費については、国庫補助金の一般財源化による影響が生じないように、適切に地方財政措置を講じている」とおっしゃっています。国庫負担の一般財源化を民営化の理由にするということはもうやめたほうがいいと思いますが、その点のお考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 本市の考え方といたしまして、民間に委ねるほうが経費面・サービス面ともに効果的な行政サービスは、民営化や民間委託を導入してまいります。就学前施設におきましても同じ考え方でございまして、せつつ幼稚園の民営化により経費面の効果はございます。また、サービス面におきましても、保育定員を設けることによる待機児童対策だけではなく、延長保育や預かり保育の拡充、病児保育事業の実施といった新たな子育て支援サービスも期待できるところでございます。このようなことから、せつつ幼稚園を令和4年度に民営化する予定でございます。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 地方財政措置については一切触れなかったわけですが、これまた議論を場所を変えてやっていきたいと思えます。

民営化について、もう一つお聞きします。

保育の定員増は、全て民間業者に今まで頼ってきました。先ほども500人程度の定員増を図ってきたとおっしゃいましたが、全て民間であります。少子化が急速に進んでいく中で、これまでどおり民間業者に頼り続けていいのかという問題です。摂津市、とりわけ安威川以北では、いまだ待

機児童は深刻な問題ではありますが、今、少子化が進行し、地方や都市周辺地域では、少子化によって保育施設で定員割れも生じ始めていると。近い将来、過剰施設になるのではないかという不安も広がっていて、今回、この間の民間事業者の募集に当たっても、手が挙がらないという事態も各地で起きていると報告を聞いているところであります。せつつ幼稚園の隣接地には別の民間認定こども園が存在していることから、民間事業者を公募しても応募がないんじゃないか、随意で契約を頼まざるを得ないのではないかという不安もあります。事業選定についての公平性、透明性、適正な競争を阻害するという問題も生じかねませんけども、見解を伺います。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 民営化について、民間事業者が中長期的な人口減少を考慮すると消極的になるのではないかということでございますけれども、今までの保育所の民営化時と同様に、建物の無償譲渡や一定期間の土地の無償貸付けを実施することなどで民間事業者へのインセンティブが働くものと考えております。

また、せつつ幼稚園の民営化につきましては、公平性等の観点から、公募により事業者を選定したいと考えております。公募により選定されました事業者には、小学校との縦の連携はもとより、就学前施設同士の横の連携についても密にして運営していただく必要があると考えております。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ちょっと別の話題を聞きます。

認定こども園化した場合、1号認定、いわゆる幼稚園部に入る児童について、これまで公立幼稚園は2年保育でした。これを

認定こども園化することによって3年保育にするお考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 本市における公立幼稚園は、幼児教育の需要に対しまして、私立幼稚園を補完する形で整備をしております。そのような経緯の中、現在では、3年保育の需要に対しては私立が担い、2年保育の需要に対しては公立が担っております。子ども・子育て会議でも意見がございましたが、2年保育については一定数の需要がありますことから、公立におきましては2年保育を継続してまいります。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 公立幼稚園の定員割れが進んできた原因として、やはり2年保育というのがネックだったんじゃないかと思っているんですが、今ご答弁いただいたのは、2年保育に需要があると、民間とのすみ分けだとおっしゃいました。小さくとも需要があれば対応するのは公立施設ならではだと私は理解しました。障害児保育など、本当に困難を抱えている子育て世帯に寄り添って保育を支援できるということも公立の意義であり、民間でできることは民間でと言われますけれども、公立だからこそできる保育サービスを今取り組むべきだと思います。

私は、子育て総合支援センターは、隣接する旧三宅小学校跡地の施設を活用して保育所の定員を増やす、せつつ幼稚園は公立で残して、公立だからこそ可能な待機児童受け入れのための施設運営を併設するように見直すべきだと考えますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 旧三宅小学校跡地の

活用ということでございますけれども、現在の待機児童の状況が、せつつ幼稚園の周辺地域であります南千里丘、正雀、三島で多く発生していること、せつつ幼稚園の施設の有効活用が図られていないことを勘案いたしますと、現在の方針が最適であると考えております。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 次に移ります。

通園バスの廃止についてです。

公立幼稚園の通園区を廃止すると、通園困難者を生むことが想定されます。在園児に影響がなければよいというものではないと思うんですね。民間幼稚園では通園バスが運行されていますので、バス存続の立場からもしっかりとした検討が必要ではないかと思いますが、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 公立幼稚園の通園バスは、利用者数の減少によりまして、一人当たりの運行費用が高額となっており、今後もさらに利用者数の減少が見込まれております。一方、市内では、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始されて以来、民間の保育園が認定こども園へ移行するケースが増えており、新設園と合わせると、認定こども園の数は11施設ございます。より身近な場所に幼児教育を受けることができる施設が立地し、保護者の選択肢も広がっておりますことから、通園バスを廃止するものでございます。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 公立施設を希望する人は本当に多いんですね。信頼感だけではありません。かかる負担についても無視できないんです。就学前施設のあり方については、やはり摂津市のこれからの将来のまちづくりにとっても大変重要な議題でもありますの

で、広く市民を巻き込んだ丁寧かつ慎重な議論が必要です。10月、11月から説明会を開くと言っていますが、結論ありきの拙速な運営を行わないよう強く求めるとともに、今後も引き続きこの議論をしていきたいと思います。

次に、中学校給食の見直しです。

受託事業者は決まっているとのことですので、受託事業者、それから調査内容、調査結果の報告の時期などについてお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 教育次長。

○北野教育次長 受託事業者につきましては、公募型プロポーザル方式により、8月に株式会社大大阪支社に決定させていただいております。学校給食関連業務の実績を57件有しており、提案内容もすぐれたものでございました。

調査内容につきましては、給食の実施方式について、法的条件や敷地形状などの前提条件の整理、また、現地調査を実施し、改修の要否や概算経費の試算などを専門的に行います。さらに、食育や衛生管理、学校行事の対応など、さまざまな視点でメリット、デメリットの課題分析を行うものでございます。

なお、調査結果につきましては、1月中に中間報告、本年度中に最終報告としております。

○嶋野浩一郎議長 安藤議員。

○安藤薫議員 今の中学校給食調理業務委託契約は来年度末までとなっています。今回の調査結果は今年度末に報告されるわけですから、再来年度以降の給食のあり方に反映されるべきだと考えますが、調査結果の活用方法についてお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 教育次長。

○北野教育次長 当該調査の成果物につつま

しては、特定の方式に限って調査をしたり、特定の方式に限定して提案をするものではなく、さまざまな方式についての条件や仕様、メリット、デメリットなどについて分析した資料でございます。したがって、本市の学校給食について、中長期計画を策定する際の基礎資料として活用してまいります。

○嶋野浩一郎議長 安藤議員。

○安藤薫議員 300万円近くの予算をかけてハード面からの調査をするわけですから、中長期的な資料にとどめず、一日も早く見直しに活用していただきたいと思います。

学校給食の見直しを考える上で、学校給食の目的という視点からも考えるべきだと思います。摂津市の中学校の就学援助認定率は、去年は26.9%でした。今年度の1学期の喫食率は4.9%と少し上がっていますが、やはり経済的な配慮という点をしっかり考えないと、全ての子どもたちに等しく学校給食の目的を果たすことができないと考えますが、選択制ではなく全員給食が必要だと思いますけれども、改めて見解を伺います。

○嶋野浩一郎議長 教育次長。

○北野教育次長 就学援助等の経済的な問題についてのご質問であると思いますが、現在の中学校給食の単価につきましては、1食当たり300円となっております。月額にすれば約6,000円程度になるため、経済的な面でさまざまなご意見があることは承知いたしております。保護者の負担につきましても、可能な限り解決策を検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 安藤議員。

○安藤薫議員 時間がありませんのでこれぐらいにしておきますが、本調査は前向きに

しっかり生かしていただきたい、学校給食の目的達成を柱に、小学校と同じような給食を目指す見直しを求めて終わります。

○嶋野浩一郎議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、三好義治議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、健康増進法の一部を改正する法律について質問していききたいと思います。

この件につきましては、これまで、3月の代表質問、6月の一般質問でも、この法律以上の取り締まりを行う摂津市行政に対し、喫煙者に対する配慮をお願いしたいと訴えてまいりました。私は、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせる環境整備を第一に考えて、常に禁煙ではなく分煙対策を進めていくべきだと思っております。

6月以降、公共施設内での分煙について検討はなされてきたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、憲法で保障されている人権についての考えは、6月では中途半端でございましたので、改めてお答えをいただきたいと思っております。

それと、阪急正雀駅前周辺を路上喫煙禁止区域にしておりますが、小さな飲食店が多いということも6月に指摘をさせていただき、分煙措置をとるのは難しい店も多くあるということも伝えてあります。支援策はそれ以降どうされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、摂津市水道事業経営戦略についてですが、経営戦略の目的については、私は、公会計の原則である資本維持と料金適正化を図るものと思っております。しかしながら、今回の戦略を見ますと、令和5年度には、現水道料金から25%の料金改正

を行う計画となっております。その中で、いろいろ資料を見て分析していきますと、まず、給水人口に関しましては、家庭用の給水人口8万6,000人で計算しております。朝から答弁でありましたように、この摂津市は産業のまちということの中で、昼間の人口が計算いたしますと9万2,000人、それから、産業は4,000数社からあります。その中にも大口需要者もしております。この人口動態の収益を考える上で、産業人口を除いて計算するのはいかなものかと思っておりますので、お答えいただきたいと思っております。

それから、水道経営を考えていくのに、収益を考えるのと併せて支出を抑えていかなければならない、まさにコスト削減をやっていかなければならないと思うんですが、この経営戦略では有収率90%を超えているから安全・安心であると言っておりますけども、平成30年度の決算を見ますと、有収率91.5%と年間で87万トンが漏水しているのが現状でございます。この戦略で書いている考え方と現在の漏水率についてもお聞かせいただきたいと思っております。

そして、経営戦略の中での設備投資についてですが、設備更新計画でも、122億円の更新計画を90億円まで平準化するという数字が出ております。その中で、設備投資で優先順位をつけていくとなっておりますが、先ほど言いましたように、配管工事については、毎年5億円、10年間投資することになっております。漏水率がそんなに高いのに悠長なことをやっておっているのか、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

企業債についてでも、設備更新で全体の8割を企業債で賄うとなっておりますが、

今後の市民負担を考えると、全体的に私が言いたいのは、10年間でそれだけ設備投資をしなければならないのか、更新計画があるんやったら延命措置も必要やと。現状を見ておったら、この設備の工事期間をずらしていつているだけですからね。こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 公共施設での分煙についての検討についてのご質問にお答えをいたします。

本市は、健康増進法の改正を受けまして、本年7月1日より市庁舎の敷地内全面禁煙を実施いたしました。また、併せまして、消防庁舎、上下水道部庁舎、環境センター、リサイクルプラザ、市立集会所、ふれあいの里、みきの路、バクの家、障害者総合支援センター、地域福祉活動支援センター及び市営住宅につきましても、7月1日から敷地内全面禁煙を実施いたしております。

なお、既に敷地内禁煙を実施いたしております施設を除くそのほかの公共施設につきましては、大阪府受動喫煙防止条例が施行されます令和2年4月1日に敷地内全面禁煙を予定いたしており、この9月1日より利用者の方へご案内をさせていただいているところでございます。第一種施設につきましては原則敷地内禁煙とすべきとの厚生労働省の見解をもとに、分煙ではなく全面禁煙の方向で進めております。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 喫煙に対する人権への関係するお問い合わせでございます。

このたびの本市の本庁舎等への対応につきましては、法に定める対応、また大阪府条例への対応として、また、健康・医療のまちづくり、市民の健康増進を推進している本市としての状況を考慮する中で実施したものであると考えております。喫煙をする自由としての権利を尊重した上で、一定の制限はございますが、合理性があるとも考えております。

喫煙に際しましては、ルール、マナーを守りながら現在も喫煙をされている状況にございますので、このようなことをお続けいただくことが肝要ではないかと考えております。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

(松方市民生活部長 登壇)

○松方市民生活部長 本年9月1日より、阪急正雀駅前の正雀地域を路上喫煙禁止及び環境美化推進地区としております。

議員がご指摘のように、正雀地域には、正雀駅前商店街や正雀本町商店街に所属する飲食店をはじめとして、小規模な飲食店がございます。これらの飲食店に対しましても、来年4月からの健康増進法の一部を改正する法律による飲食店の原則屋内禁煙を規定として、本市のホームページにも啓発しております受動喫煙防止対策、併せて受動喫煙の防止対策の助成金、また、特別控除・税額控除といった制度のお知らせ、それから、受動喫煙対策によるコールセンター、こういうものを市のホームページで6月からご案内させていただいているところでございます。

また、併せて、大阪府のほうも、受動喫煙防止対策相談ダイヤルというものを開設いたしまして、こういうことについて、各商店街、それから各商工会を通じてご案内をしているところでございます。

今後とも引き続き啓発をしてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 それでは、三好義治議員の水道事業の経営戦略についてのお問いに対してお答え申し上げます。

何分多岐にわたる質問でございましたので、もし答弁漏れがありましたらご指摘いただきますようお願いいたします。

まず、上下水道ビジョンにつきまして、将来の上水道事業のあるべき姿を定めまして、そこからバックキャスティングという方法によりまして、今から10年後にはこれぐらいの位置には来ていないといかんだろうというところで、じゃあ、今と10年後の差を引き算しまして、何が足りないのか、何をしなければならないのか、今何をすべきかということを施策に展開して、事業としてビジョンの中で書かせていただいております。

また、経営戦略の位置付けといたしましては、水道ビジョンを実現するための財政収支、それから資本的な投資の収支均衡を図るという意味で、ビジョンをバックで支えるといえますか、後ろ盾になるものだと考えております。

それから、ご質問の中で、令和5年度に25%というお話がありました。これにつきましては、前回6月議会の一般質問の中でも私は答えさせていただきましたけれども、現状の部分でいいますと、法定耐用年数で300億円、これで更新をするということは基本的にはないんですけれども、そうした場合には、300億円ではとても成り行かないということで、これは厚生労働省の今までの経験則に基づいた耐用

年数基準表でございますけれども、こちらに基づいて再計算をいたしますと約122億円という需要が出てまいりました。これで計算しましても非常に高い改定率になりますので、そこから基幹管路、それから電気設備、水質検査機器等々、どうしても水道として必要なものを一つずつ厳選いたしまして、90億円に圧縮をいたしまして、これはあくまで試算でございますが、算定した結果、25%という数字が出てきましたけれども、これにつきまして固執して考えているわけではございませんので、今後とも給水原価をなるべく下げられるように努めてまいりたいと考えております。

それから、企業債の問題でございますけれども、現在、企業債は、平成30年度に起債残高が30億円を突破いたしまして、36.6億円の減債高を持っております。たしか平成26年度末でようやく30億円を切って、それから大体28億円から29億円で推移していたんですけれども、今回、平成29年度、平成30年度の2か年間で、太中浄水場の電気計装設備といいまして、太中浄水場から中央、鳥飼、それから千里丘送水所の弁の操作、ポンプの操作、それから圧力の調整、受水の調整などをする制御のコンピューターですけれども、遠隔制御機器を約10億円強で整備させていただきました。これにつきましては、全く国費はつきませんので、単費ということで80%起債を張らしていただいた結果、毎年大体2億円償還をしておるんですけれども、その分の差額6億円ぐらいが増えてしまったということでございます。

今後につきましては、もちろん今の市の残高、それから起債残高も、やはり通常の我々の1年間の給料といえますか、水道料金は税抜きで約18億円でございます。た

だ、平成30年度決算では、決算書をご覧のとおり18億円を切りまして17億7,000万円ほどになりましたけれども、これの3倍、約55億円ぐらいにキャップをはめまして、それと損益勘定留保資金を見比べながら、これと均衡をとりながら、損益勘定留保資金を枯渇させることのないような経営判断をしてみたいと考えております。

それから、管路の更新でございますけれども、平成29年度末ですけれども、本市の老朽管率、いわゆる耐用年数を過ぎた管路の比率は41.08%でございます。これは、このままいくと非常に高くなって、漏水率が非常に高くなります。先ほど、不明水量といいますか、漏水率がどうなのかというお話も出ました。このあたりは、この老朽管との因果関係が非常に深いと考えてございます。

その更新でございますけれども、今回、この10年間の更新需要を90億円に絞ったわけですが、管路の更新費用としましては56億6,100万円、平成の元号で申しますと、平成31年度から平成40年度まで毎年5億6,000万円程度の更新をしていきたいと考えております。その中で、毎年5億6,000万円を使って、一番優先すべきは基幹管路なんですけれども、その次に優先すべきは、老朽管のうちで破損の履歴のあるものであるとか埋設年度が古いもの、それから、破損すると非常に影響が大きいものなかが地域にはございますので、そちらを優先第2位としてやっていきたい。それから、優先の第3位としましては、破損履歴はあるんだけど、まだ老朽管には達していないもの、こういうプライオリティーをつけながらやっていきたいと思っております。

また、その他の管路で、重要な施設である緊急避難所でありますとか病院施設につながっている管路というのは、やはり基幹管路とともに優先して整備をしてみたいと思っております。今のところ、90億円の中で管路に回せるのは56億円余りということで、基幹管路につきましては、施工済みは2,718メートル、2.7キロ、それから、今後の整備延長は、この10年間ではあと3.4キロほど、金額にしまして10億8,000万円ほどかけて基幹管路をやっていききたい。

また、そのほかの普通铸铁と言われるもの、これは内面のライニング塗装のないものでございまして、普通の鉄管のようなものでございますので、これらにつきましては耐用年数を相当超えたものが今22.8%ございます。水道ビジョンの中では、これをゼロ%に持っていきたくったんですけれども、ゼロ%に持っていきますと、やはり投資が非常に大きいということで、申しわけないですが、90億円に絞った中で、残存率は10年後には10%ということで、そちらの解消のほうも含めてやっていきたいと思っております。

それで、年間の整備延長としましては、大体5,300メートル程度を整備しまして、それを、現在の配水管延長は238キロメートルでございますけれども、これで割った率が大体2.12%ということで、これは経営戦略の一番後ろのページのところに目標値として書かせていただいております。こういう形でやっていきたいと思っております。

それから、省エネ関係のことのご質問もあつたと思います。この省エネといいますのは、やっぱり本市のような起伏のない、自然流下でもって送水・排水ができない市

にとりましては、原価の中でも他市に比べて非常に高いという状況になってございます。その中で、平成24年度から平成26年度まで、中央送水所に10台あったポンプを4台にまとめさせていただきました。ちょっと出力を上げたんですけれども、インバーターの可変速90キロワット3台、それから、停電対策としまして、これは固定速ではございますが、エンジンポンプを整備させていただいて、その結果、経費といたしましては、電気の使用料が約15%減額できました。

そういうことから、今後につきましては、一番古いといいますか、固定速のポンプがまだ大分残っておりますので、特に千里丘送水所でございますけれども、これについては、75キロワットのブースターポンプが2台、それから、45キロワットのポンプが1台ということで、ポンプの更新につきましてもやっていきたいと思っております。あと、鳥飼送水所のほうのポンプの更新も併せてやって、給水原価の抑制に努めてまいりたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 あと、漏水の件ですね。

それは答弁されましたか。部長、有水率から見た漏水対策と、それと昼間人口の点について、端的に答弁をお願いできますか。上下水道部長。

○山口上下水道部長 昼間人口につきましては、本市は給水区域が行政区域内としておりますので、現在8万6,103人ということで給水人口としております。ただ、昼夜間人口比率が平成27年の国勢調査におきましては110.2%ということで、大体6,000何名の方が多く来られるということで、配水量といいますのは、もちろんこの昼間人口の方がおられてこそその配水量でございますので、我々はその配水量を

もとに分析をしておりますので、結果としては、その人口増といいますか、昼間人口の増の部分も含んだ上で、工業用でありますとか、産業用でありますとか、そういう分析をしながらビジョンの中で水量の推計をいたしております。

それと、漏水率そのものは、すいません、今、漏水率はなかなか申し上げられないんですけれども、去年の不明水量で申しますと、去年が42万5,945トン、それから、今年が50万6,889トンとなっております。約8万トン余り増加しております。これにつきましては、恐らくでございますけれども、先ほど申し上げました普通鑄鉄管のほうがやっぱり埋設年度が相当古いということと、あと、内部ラインもないということで非常に脆弱化しておりますので、こちらのほうの長期漏水というものがあつたのではないかと。実際に、太中浄水場のほうから見ると、何か月間にわたって千里丘送水区のほうで相当な水量が出ているということで、何か月間か探して水をとめたという実績もございますので、今回、不明水量がこれだけ大きくなっているのは、やはり老朽管からの長期にわたる漏水が原因であると考えております。

今後につきましては、今もそうですけれども、市内を5地区に分けて、5年に一度、その地区を回って漏水調査を実施して、見つかった漏水については即座に修繕をしておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午後3時 5分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

三好義治議員。

○三好義治議員 それでは、一問一答で行い

ます。

健康増進法の一部を改正する法律についてですが、るる質問していきたいとおっしゃったのですが、時間配分の関係で、今回は、このたばこについては、冒頭申し上げましたように、やっぱり喫煙者に対しても今後配慮を十分考えていただくよう要望しておきたいと思います。

次に、水道についてですが、先ほどご答弁いただいた部分でなかなか理解が。多分、私が質問した部分を、答弁者、理事者側がなかなか理解できてなかったのではないかと考えております。

一問一答で行います。

まず、摂津市の産業分類について、有効給水量を将来展望として入れていった中で、並行しながら人口動態、要は家庭内給水を盛り込んだのが今回の経営戦略と理解いたしております。しかしながら、昼間の人口は8,000人から増えてきます。それと大口需要家もありますが、これを入れてなくて本当の経営戦略と言えるのでしょうか。どうでしょう。

○嶋野浩一郎議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 先ほどからあります昼間人口が夜間人口よりも8,639人多いということで、その結果として今回1,015万トンの配水量が出てきたものと我々は考えております。通常は、毎年、決算書等に、有効有収水量の内訳といたしまして、一般用でございますとか公衆浴場用、臨時用、市外給水用という一般的な内容の区分で表示はさせていただいておりますけれども、もちろん、昼間、市外から通勤通学で来られた方、それから大阪市などに通勤で行かれる方の差が多いわけですが、その部分を全く無視しているわけではなくて、その部分については、やはり

年間の配水量の中で、その方もお使いになった部分として1,000何万トンという配水量が上がっているわけですから、先ほど申しました一般用とか臨時用とかいう区分だけではなくして、いわゆる昼間人口の方も含めて使われた配水量、有収水量を、生活用でありますとか、業務・営業用、工場用、その他の項目に区分をして分析させていただきまして、年間有効水量、平成30年度は928万立方メートルでございましたけれども、生活用は89.1%で約827万トンでございます。業務・営業用は4.0%で約37万立方メートル、工場用は6.7%で約62万立方メートル、その他としましては0.2%で2万立方メートルとなっております。我々は、この現状分析におきましては、大型開発等の増加でありますとか大口事業所の毎月の使用水量というのはいつも毎月きっちりと見ておりますので、その動向もしっかりと見きわめながら、今後も水量の予測をやっていきいたいと考えてございます。

○嶋野浩一郎議長 三好義治議員。

○三好義治議員 水道で、手元で月1回そういう分析をしても、なかなか我々は見えないんですね。この戦略を見ると、これからの20年スパン、30年スパンの分の給水量の結果の数値をあらわしているので、私は、人口動態と併せて、やっぱり産業分析も行いながら昼間の人口の動態を調べていく、そして、大型給水というのはどういう状況になってくるといったことを分析するのが本来のあるべき姿だと思うんです。なぜ表に出ないんですか。

○嶋野浩一郎議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 先ほど決算書の中で示しておりますのが、一般用、公衆浴場用、臨時用、市外給水用、これは、料金体系と

して料金表に載っている区分でもって徴収を上げたものについて、それと一致するような形で載せておるということでございます。ただ、将来推計をする場合につきましては、もちろん料金の体系の区分だけではあきませんので、先ほど申しました生活用、営業用、工場用、その他の項目に区分をして計算した結果、今回のビジョンの水量が出てきて、それをベースとして、その水量だったら、じゃあ、幾らの給水収益になると。人口は前回からちょっと低いのではないかというお話もありましたけれども、それと単位当たりの水量を掛けた形で水量分析をしておるということでございますけれども、これにつきましては、通常は中で分析をして水量分析に生かしておるということで、毎月公表という形では今までもいたしておりません。

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。

○三好義治議員 なかなか答弁がわかりにくくて、もうちょっと明快に答えていただきたいと思います。

私が気になっているのは、J R 東海という大口需要家が井戸の水を汲み上げて給水を買わなくなりました。約1億円損害をこうむっています。大口需要家のこれからの動向を見ておかないと、こういう戦略的なこともなかなか出てこないやろうということを、もうこれは意見として言うときます。答弁不要です。こういう考えでもってこれからビジョンをもう1回見直していただきたいということでお願いしておきます。

それと、漏水調査で、この意見書の数字の中に業務成績の欄に載っているんですね。総配水量1,014万9,800トン、有効有収水量92万8,386トン、これを差し引くと86万7,414トン、

メーターの誤差とか消火栓で使ったといったことも減らすと、約60トンが漏水になるん違うかと。その漏水の中で、漏水調査をする上で、太中と千里丘と中央と鳥飼の4配水池の漏水・有収率はどうなっているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 この場で暫時休憩します。

(午後3時39分 休憩)

(午後3時42分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

上下水道部長。

○山口上下水道部長 有収率についてでございますけれども、平成29年度が93.2%に対しまして、平成30年度は91.5%悪化して91.5%となりました。主な要因といたしましては、大阪北部地震の減免水量が8万3,955トンと、漏水量の増加が大体8万944トンと見込んでおります。それから、平成30年度の有収率につきましては、総配水量では対前年度で1万3,910トン増加している反面、有収水量は16万8,425トン減少しております。有効無収水量、これは不感水量でございますとか事業用水量、消火栓用の水量でございますけれども、これが9,401立方メートル増加しているものの、不明水量につきましては対前年度より8万944トン増加して50万6,889トンとなっております。その原因といたしましては、例年発生する短期漏水に合わせて、漏水期間の長い長期漏水が増加したためと考えております。先ほどちょっと申し上げましたが、その長期漏水の中でも、千里丘地区の部分で、平成30年度、年間約36万6,000トンほどの大規模漏水のあった箇所がございます。これを見つける

のにちょっと手間取りまして、こちらのほうの不明水量が大幅に増加した要因でございます。

○嶋野浩一郎議長 三好義治議員。

○三好義治議員 漏水対策、配管更新は、僕は、漏水調査をやっていくのがまず第一優先、それで老朽化対策も兼ねてやっていると。配管工事をやったら有収率は下がっていくのが当たり前と思うんですね。ところが、この計画を見ますと、最終10年経過したところでも有収率は94%しかないんです。それと、漏水対策やと言いつつも、平成31年から毎年5億6,610万円、これは、9年間、毎年同じ数値を挙げているんですよ。どこで漏水調査をやっていきますという計画ですか。

○嶋野浩一郎議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 管路につきましては、議員が先ほどおっしゃいましたとおり、10年間で5億6,100万円、年間5億6,610万円ということで、ここは平準化してやっていこうということでございます。これとは別に、漏水調査はまた入札をしまして、今年も、ついこの間、入札をして業者が決まって、今、調査に入ったところなんですけれども、市内を五つの区域に分けまして、5年で一回りするような形で、そこで漏水箇所を把握して、それで漏水が見つかった箇所につきましては、これは事業ではございますけれども、配水・給水費の収益勘定のほうの投資のほうではなくして、あくまでも収益収支のほうの修繕費、これにつきましては、この3年ほどで2,000万円程度から6,300万円程度まで金額が上がっておりまして、これは非常に漏水が多いというのを如実にあらわした数字かと思っております。

○嶋野浩一郎議長 三好義治議員。

○三好義治議員 配管更新で5億6,000万円を毎年同じ平準化していくというのが本来の戦略かと言うてんねん。私は、今、更新で、漏水が有収率91.5%やったら、まず第一優先で漏水箇所を直さなアカんやんと。これは、次に人災が起こるんですよ。水が漏れておったら陥没してくるし、今度、道路にも影響してきますよ。水道料金が4年後に25%上がるのをいかに抑えていか、コストダウンをやっていくかといったら、まずは漏水対策。そういった取り組みをなされていくのに、今の曖昧な毎年5億6,000万円、ほんで、配管は漏水したら2,000万円で修理しまんねんって、5億円と数千万円と、どういう比率で仕事をしているんですかと聞いているんですよ。

○嶋野浩一郎議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 毎年5億6,000万円といいましても、場所も違えば、管径も違えば、500ミリの管もあれば300ミリも100ミリもあります。先ほど言いましたが、我々が管路の中で重要視しておりますのは300ミリ以上の基幹管路でございますけれども、もう一つ重要視しておりますのが、今回のビジョンから初めて入れさせていただきましたけれども、普通鑄鉄管、曲がり管とかの異形管、それとか古い鑄鉄管です。先ほども申し上げたかもしれませんが、内部にライニング塗装のないものといいますのは、中に相当動脈硬化のような形で鉄さびができます。そうしますと、地震とか、例えば水量の流れが少し変わっただけでも、それがべりっと剥がれ落ちて赤水の原因になってしまうということで、そちらのほうの解消ということも目指しております。その中で、毎年この10年間で、じゃあ、今年はこことここをや

ろうかという形で、あるときは500ミリはしないけれども、300ミリと150ミリ、100ミリの普通铸铁管を主にやろうという年もあれば、やっぱり基幹管路のところを今年度はやりましょうという年もありますので、これは資金との兼ね合いもありますので、額こそ毎年大体この枠の中でいかないと、損益勘定留保資金でありますとか、ある年に急激に起債発行をしないかんとかということになりますので、そういう平準化を図りたいという意図もございます。

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。

○三好義治議員 今の答弁を聞いておったら、去年は漏水がトータル86万7,000トン、91.5%といったら無水も入れていますけど、これは、1か月20立方メートル使う家庭から見たら3,614世帯分が賄えるんですよ。それと、今の20トン減らして68トンで有収率93.5%、10年後の94%を目標にしても、10年間それだけ漏水を発生させるんですかと聞いているので、こういう経営戦略で、ほんまに曖昧だったらあかんよということを私は伝えているんです。この件については平行線になるから答弁はもういいです。

それと、今度、設備更新をやっていく上で、この金額も50数億円かかるようになっているんですね。例えば、受電盤をかえて、配電盤をかえて、操作盤をかえて、ポンプをかえるんやったら、キュービクルという受電盤はもう1年2年延ばせやと。これは、法定耐用年数が過ぎていても、毎年1回の点検ができるんやから。ほんで、まずはポンプをかえるんやったら、操作盤をかえて配電盤といったことを分割しながらやっていくような計画部分であつたら実現可能な計画なんやけども、何でもかんでも

一斉にやりますという計画になっているから指摘しています。これはもう指摘だけしておくので。

それと、もう1点は、さっき言うてたように、配管の材質と継ぎ手は更新しますけど、配管工法は見直しをされているんですか。

○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 配管といいますか、管の材料は、今は耐震化といいますとGX管でありますとか、昔は、阪神・淡路大震災以降、耐震性があるということでK型管というのを入れておったんですけども、摂津市の場合につきましては、地層が軟弱だということで、いわゆる耐震化率と耐震適合率、耐震適合率といいますのは、例えば山手の地盤のかたいところで摂津市と同じ管を埋めていても、管自体は耐震性はないんですけども、地盤がかたいから何とかこの管は大丈夫ということで、耐震適合率が非常に高い場合がございます。でも、摂津市の場合は、非常に地盤に沖積層が多いということで弱いので、本来のGX管とか、そういう管自体が耐震化されたものでなければ耐震適合率にも入ってこないということで、耐震化率イコール耐震適合率となっております。

今、配管につきましては、今言いましたGX管を使っておりますので、地震が来てもすぽんと抜けるような材質のものは使っておりません。抜けるんじゃなくて、伸縮継ぎ手のような形で、ジャバラのように折れ曲がるような形の分の伸縮してすぽんと抜けて漏水を起こすような管は使っておりません。今後、そういう耐震性の強い配管ですずっとやっていきたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。

○三好義治議員 私は、せっかく更新していくんやったら、今後、更新したら、30年間、40年間大丈夫だという配管施工が大事だと思うんです。これから自然災害、地震が起きたときに、埋設配管やったら漏水したらわからない、これがきょうのずっと答弁をいただいている部分なんですね。そこから一步踏み込んで、今、千葉県でも、電線も全部地中化ということの中で、私は共同溝をヒアリングのときにも提案していたんですが、300Aから500Aの間のメイン配管については、管路については共同溝、これは関西電力も大阪ガスもNTTも協力しながら、摂津市でノー電柱工事を目指すのに、水道からまず率先してやっていく考えはないのかということもお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 共同溝でございますけれども、私も水道とかガスとか全部絡めた共同溝というのはあまり聞いたことはないんですが、摂津市におきましては、南千里丘の無電柱化、それと健都のほうの一部無電柱化ということで、NTTとか関電のあたりの共同溝を道路認定に合わせてそこで埋めているということは知っております。

今後ですけれども、平成30年度配水量のうち、有効に使われた割合である有効率といいますのが94.0%ですから、6%が無効であったということなんですね。有効率が91.5%ですから、100%配水したうちで、94%は有効に使われたんだけれども、料金として回収できるのはそのうちの91.5%であったということでございます。

そして、大阪府下のほうですけれども、平均値93.6%を今回は下回っておりますけれども、今後、先ほども議員が言って

おられましたが、漏水対策にしっかりと努めながら、共同溝の関係の新しい工法につきましては、私どももあまりよくわかっていないところもございますので、どこか他市の事例とかをいろいろ探しながら、新しい工法として採用できるかどうか、情報収集に努めて研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。

○三好義治議員 限られた時間です。私がきょう質問したのも、この戦略の中で、4年後に25%水道料金を値上げしなければならないということを見て愕然といたしました。中身を分析すると、まだまだ分析の余地、計画変更の余地があると思いますので、できるだけ市民負担がかからないように、水道経営をこれからも着実にやっていただくことをお願い申し上げて質問を終わりたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、子どもの貧困対策一児童扶養手当申請について質問します。

8月27日付朝日新聞に「ひとり親困惑の夏」という記事が掲載されました。児童扶養手当を受給するひとり親に不正受給対策として交際相手や妊娠の有無などを詳細に確認する自治体があり、母子家庭になったことへの罰則のようですという受給者の声を紹介しています。

高松市では、昨年、夜間に男性職員が母子宅を訪問し、たんすの中を携帯で撮影するというショッキングな事件がありまし

た。事実婚状態の異性はいないかという調査ですが、女性は、この後、鬱病で仕事を休んだとのこと。記事は、一方で、千葉県松戸市などでは、異性との交際は自由、生活状況を確認すれば資格を満たすかわかると、受給者以外からの収入や同居人の有無などで確認していると伝えています。

この問題を調査する大学教授は、個人の交際状況を窓口で幾ら尋ねても不正防止効果は疑問、多くのひとり親がハラスメントだと感じている、本当に支援が必要な親子を孤立させると是正を求めています。

摂津市では、ひとり親への支援策である児童扶養手当の申請や相談体制はどうなっているのか、お尋ねします。

2番目に、専門的な認定で必要な人すべてに介護サービスを提供することについて質問します。

介護保険・総合事業は、市町村の責任で行われています。摂津市の総合事業の考え方についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 ひとり親家庭に対する相談体制についてのご質問にお答えいたします。

児童扶養手当をはじめとするひとり親家庭の相談体制といたしましては、母子・父子自立支援員を配置し、関係機関との連携を密にし、離婚前から就労や経済的な相談など、ひとり親家庭の生活の安定と自立のための支援体制を整えております。電話や窓口対応では、各種制度を必要とするひとり親家庭に活用していただくため、プライバシーに配慮し、ひとり親家庭に寄り添った対応を行っており、制度の適正受給のた

めに必要な要件確認以外は行っておりません。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 介護予防日常生活支援総合事業についてのご質問にお答えいたします。

介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業は、市町村独自の事業であり、本市では平成29年4月から実施しております。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り健康で自立した生活を送れるよう、総合事業実施後も、要支援1または2の方を対象とした訪問介護と通所介護につきましては、サービス内容と介護報酬を現行どおりに介護予防給付から総合事業に移行いたしました。多様な社会資源や多様な主体を活用した生活支援サービスを実施する総合事業でございますが、ケアマネジャー等の支援のもと、必要な方に必要なサービスが提供できるよう、また、利用者が希望するサービスが選択できるよう、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、2回目の質問です。これからは一問一答形式で行います。

まず、児童扶養手当についてです。

先ほどの朝日新聞の記事は、大阪府や京都府の一部では、民生委員に家庭訪問をさせて交際状況などを聞き取っている、まるで戦時下の隣組の監視、時代錯誤でおかしいという大阪府のシングルマザー支援組織代表の訴えが紹介されていますが、摂津市ではいかがですか。お答えください。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 児童扶養手当の認定事務でございますけれども、厚生労働省の

取りまとめた児童扶養手当事務処理マニュアルに基づき、児童扶養手当を支給するには、認定請求書に戸籍謄本などの共通して必要な添付書類と、受給要件事由により個別に必要な添付書類の提出が必要となっております。それらの書類の確認を行い、支給要件に疑義のある場合は、市の職員、民生委員が協力して聞き取りや実地調査を実施することとなっております。それらのことから、離別した配偶者が摂津市に住所を有する場合、生計を一にしていない旨などの受給者本人の申立書に民生委員の確認証明をいただくこととしております。

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 元配偶者が摂津市内に在住というだけで不正受給を疑い、民生委員の確認をさせているとのこと。これはひとり親にとって大変な負担ではないでしょうか。

あるシングルマザーから話を聞きました。離婚時、彼女と子どもは家に残り、元夫が出ていきました。しかし、子どもとの交流はこれからもしたいと、元夫は彼女たちの家の近くにマンションを借りたそうです。彼女は、これからの不安を抱えながら児童扶養手当の申請に窓口を訪ねたときのことをこう言いました。「市役所の人はとても親切にしてくれました。でも、民生委員のところに行かされたことだけが本当に嫌だった。見ず知らずの民生委員に離婚をしてと説明をしなくてはならなくて、民生委員も何で来たのかという感じでした。これから、この民生委員がしょっちゅう様子を見に来るのかと、ものすごく嫌に気持ちになりました。結局、訪ねてきたことはなかったけど」とのことです。彼女は、周りのシングルマザーは民生委員の確認がなかったと聞いて、「どうして私だけ。元夫が

近くに住んでいるだけで疑うなんて失礼だ。子どものためにしたことなのに。子どものことなんてどうでもいいのですか。疑われたくなかったら交流するな、子どもを連れて市外へ出ていけというのですか」と怒りが抑え切れないようでした。

これは、ひとり親だけではなく、民生委員にとっても負担の大きい問題です。全国的に民生委員のなり手が減少しています。今年度の一斉改選後、摂津市の民生委員の数はどれくらいになるのでしょうか、教えてください。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 民生委員の一斉改選後の委嘱数に関するご質問にお答えいたします。

今年度、民生委員、児童委員の一斉改選を予定しており、一斉改選後となる12月以降の委嘱数でございますが、現時点で、定員145名のところ、131名になるものと想定しております。

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 摂津市でも、民生委員のなり手が少なく、さまざまな努力をしても定員に14名も足りないとのこと。新たななり手を確保するためには、民生委員活動の見直しをし、活動しやすい環境整備が求められます。

2016年、大阪府地域福祉推進審議会、民生委員・児童委員制度のあり方検討部会が報告をまとめました。調査によると、民生委員が抱える悩みや苦労は、精神的負担の項目が身体的や経済的負担を上回っている、精神的負担が一番多いのは、プライバシーにどこまで踏み込んでいいのかわからない、2番目は、個人情報など必要な情報を把握できないことでした。民生委員が行う確認を証明事務といいますが、確

認できないことに証明を求められることが大きな負担となっていることがわかります。大阪府の発行する民生委員・児童委員活動ハンドブックは、証明事務で対応するもの、対応しないものを分けています。対応しないものの一番最初に書かれているものをお読みください。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 民生委員・児童委員のハンドブックの記載内容についてのご質問にお答えいたします。

大阪府が発行しております民生委員・児童委員ハンドブックには、証明を求められた場合でも対応しなくてもいいものとして三つのケースを記載しており、その一つ目としまして、状況確認ができないものとして、本人や対象者と面識がなく、生活状況の確認が困難な場合や曖昧な場合と記載されております。

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 ハンドブックでは、確認できないことは対応しなくていいとなっています。しかし、実際には確認せざるを得ないのが証明事務の実態です。あり方検討部会は、特に形骸化している証明事務については、廃止等も含めて対策をとるなど早急の対応が望まれる、法律に基づく証明事務などは、法改正等により廃止も含めて検討すべきと強調しています。摂津市の民生委員の証明事務についての見解をお伺いします。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 民生委員が行う証明事務に関するご質問にお答えいたします。

民生委員が行う証明事務につきましては、各種法令、通知等に規定されているところでございますが、昨今におきましては、民生委員においても面識のない世帯が

多く、こうした世帯の情報を証明することにつきましては、民生委員にとりましても大きな心理的負担となっているところでございます。

証明事務に対しましては、全国民生委員児童委員連合会でも大きな問題と捉えまして、一部行政においても手続の見直しが行われた結果、毎年の証明件数は減少傾向にあるようでございますが、この問題につきましては、そもそも民生委員が機関等と同様の証明能力を有するのかが大きな争点であり、昨今の社会情勢を考慮すれば、証明事務そのものを再考する必要があるものと考えております。

本市におきましても、この問題につきましては、市長会等を通じまして国や大阪府に対し再考するよう要望しているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 市長会等を通じて証明事務そのものの再考を国や大阪府にも要望しているとのことでした。それなら、独自の証明事務を民生委員にさせることはダブルスタンダードと言われても仕方ありません。即刻改善すべきではないでしょうか。改正子どもの貧困対策推進法は、市町村の取り組み強化を求めています。摂津市においても、母子・父子自立支援員による相談など支援の充実が図られているとお話でした。しかし、児童扶養手当申請時にハラスメントだと感じる対応をされたひとり親が摂津市に悩みを相談するのでしょうか。最初につらい思いで対面をした民生委員に相談に行こうと思うのでしょうか。ひとり親を孤立させ、民生委員活動の負担にもなる民生委員の確認及び申立書の提出は廃止すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 児童扶養手当の提出書類につきましては、これまで、不正受給防止のため、支給要件の疑義のある場合には必要書類の提出を求めているところでございます。一方で、ひとり親家庭の事務手続の負担の軽減のため、提出書類の簡素化や改善にも取り組んでおり、引き続き、個人情報保護など、社会情勢の変化にも対応する中で、廃止も含めた見直しが必要であると認識しております。今後も、他市の状況も参考にし、適正受給に必要な書類の改善に取り組んでまいります。

○嶋野浩一郎議長 増永議員。

○増永和起議員 大変いいご答弁をいただいたと思っています。廃止も含めた見直しが必要とのご答弁でした。ぜひ早急に廃止していただきたいと重ねて強く要望しておきます。

次に、介護保険についてです。

摂津市は、市町村の責任となった総合事業移行後も、質を落とさず、現行どおり必要な人に必要なサービスを提供してきたとのご答弁でした。我が党としても高く評価をしてきたところです。

必要な人に必要なサービスを提供する第一歩が要介護認定です。要介護認定の審査は専門家が行い、医師の意見書も必要です。しかし、介護事業費圧縮を狙う厚生労働省は、総合事業開始に伴い、認定審査にかわって、簡易な基本チェックリストというもので利用者を振り分けてもよい、医師の意見書も要らない、振り分けは必ずしも専門職でなくてもよいとしました。他市では、サービスを受けさせない水際作戦に使われ、デイサービスに通えなくなった、ヘルパーに来てもらえなくなったなどの事例も発生しています。摂津市は、これまで原則全ての利用者に要介護認定の申請をして

もらっていました。ところが、突然方針を変え、簡易な基本チェックリストによる振り分けを導入したようです。いつどのように運用を変えたのか、お答えください。

○嶋野浩一郎議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 基本チェックリストでございますが、こちらにつきましては、総合事業が始まりました平成29年度から導入しております。これまでは、高齢介護課窓口やケアマネジャーが趣旨を説明し、相談者の希望によって利用するというものでございました。しかし、介護保険事業者から、利用者視点に立って、少しでも早く介護サービスにつないで介護予防に取り組めるようにしてほしいとの声が上がってまいりました。このようなご意見を受けまして、市としましても、それぞれの方の状況に応じたサービスがより早く提供できるよう、申請方法の選択肢として基本チェックリストを示す必要があると判断いたしまして、医師会や介護保険事業者連絡会等、関係機関のご意見もお聞きしまして、本年7月から要介護認定の更新時に対象者への案内を行うことといたしました。

○嶋野浩一郎議長 増永議員。

○増永和起議員 総合事業開始時から導入しているということですが、今までは、原則全員認定審査会での判定であり、基本チェックリストは判定結果が出る前に早く利用を始めたい人や非該当になった人のみの利用だと、これまで何度も議会で答弁してこられました。それが、今年7月からは、更新時に対象者へ市から案内を送ることです。大きな方針変更です。チェックリストの利用者は今まで年間何人だったのか、今回の変更での見込み数は幾らか教えてください。選択肢として示すことですが、対象者に送る案内には、チェッ

クリストでの申請書だけでなく、これまでどおり認定申請書も送るのかもお答えください。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 チェックリストの利用者の状況でございますが、平成29年度は4名、平成30年度は2名でございます。

今回、この10月から更新認定申請対象者における申請数は1か月で15人ございました。今後の見込みにつきましては、年間おおむね約200人程度と想定いたしております。

それと、どのような案内を送っているのかということでございますが、案内につきましては、要介護認定の更新のお知らせという文書と介護予防日常生活支援総合事業利用申請書を送付いたしております。

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 今、2名から4名だったチェックリストの利用者が今後200名にふえると。これは大変な変更です。もう一度お聞かせいただきたいんですけど、チェックリストの申請書というのがありますよね。それから、もう一つ、今までどおりの認定申請書というのがあります。お知らせの紙は同じかもしれませんが、この申請書両方ともを対象者全部に送っているんですか。それとも、それぞれ別々に送っているんですか。もう一度お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 まず、基本チェックリストの対象者でございますけども、どのように抽出しているかといいますと、本市の職員が、要支援1あるいは2の認定更新者について、直近の給付実績が総合事業のサービス利用のみの方を抽出いたしまし

て、要支援1の区分支給限度額内であるかどうか、総合事業以外のサービスを利用していないか、また、近々利用希望がないかなどを確認いたしまして基本チェックリスト対象者を抽出しております。案内につきましては、その要介護認定の更新のお知らせの文書と介護予防日常生活支援総合事業利用申請書を送付しているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 つまり、摂津市が対象者を抽出して、その抽出した人には、今おっしゃっていた摂津市介護予防日常生活支援総合事業利用申請書がチェックリストの対象者に対して送られる分で、これを今までどおりの認定書と分けて送っている、チェックリストの対象者には今までどおりの認定申請書は送っていないということでご答弁があったと思います。これは選択をするということではなくて、市がチェックリスト利用に誘導しているということなんですよ。今まで我が党は、何度も議会でチェックリストについて市の考え方を正してきました。原則全て認定審査を受けると何度も答弁いただきました。ところが、今回の変更について、議会への説明はいまだになされておりません。議会軽視だと言わざるを得ないのではないのでしょうか。なぜ議会へ説明がないのか、お答えください。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 基本チェックリストにつきましては、平成29年、総合事業開始時から、サービス利用を急ぐ方などに利用されてまいりました。利用者にとりまして、申請から結果までの日数が短期間であること、また、認定の有効期間の設定がございませんので、更新申請の手続が不要になる等の利点があります。こうしたことか

ら、対象となる方に対し、申請方法の選択肢の一つとしてご案内をすることにいたしましたのでございます。今までと同様の認定申請も可能でございますので、選択肢を広げたという考え方でございます。今後、ご意見をお聞きする中で課題等が発生しましたら、それにつきましては適切に対応をしていきたいと考えております。（「議事進行」と増永和起議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 私は、なぜ議会への説明がないのですかということをお聞きしているんですよ。今まで何回も議会で私は質問させていただきました。昨年の10月にも、今年の3月にも、この基本チェックリストについて質問しています。そのときには、原則全ての人に認定審査を受けてもらうことに変わりはないという答弁がずっと続いてきたんですよ。でも、今のお話のとおり、今、大きく運用を変えてはるわけでしょう。それについて、どうして議会に対しての説明がないのかということを知っているんです。より早くとか、そんな話はもう最初の答弁でいただいていますよ。そうじゃなくて、どうして議会に説明がないのか、今まで答弁を行ってきたことに対して、それと違うことをやっているのに、何にも議会に知らせることもなくやっていくんですかということをお聞きしているんです。今の答弁だって、そういうことだったら信用ならないじゃないですか。私たちは、市の答弁に対してやっぱり信頼しているわけです。そやのに、大したことではないから答弁したと違う中身を勝手にやってしまうんだということになるのであれば、今答弁していることはあしたにどうなっているかわからない、これなら議会の信用がないじゃないですか。どうして説明が

ないのか、ちゃんと教えてください。今の答弁では全然納得できません。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 突然の方針変更というご質問かと思われませんが、我々としては、チェックリストにつきましては平成29年度から検討はしていたと。確かに常任委員会等のご答弁では現状報告ということにとどまっております、先の方針につきましては述べてはおりませんでした。しかしながら、チェックリストにつきましては、選択肢としてもともと存在するものでございまして、ケアマネジャーが利用者に十分説明した上で利用するという面では今までと変わりはないと考えているところでございます。

○増永和起議員 議事進行。

○嶋野浩一朗議長 議事進行の場合は質問に入りませんので、端的におっしゃってください。増永議員。

○増永和起議員 今までの答弁と違うことをこれからやっていこうとするときに、何も議会に対して説明がないということはどういうことかということを知っているんです。でないと、今答弁いただいていることもあしたにはわからないということになるのではないですか。

○嶋野浩一朗議長 そしたら、具体的にいつのどの答弁と違うのか、おっしゃっていただけますか。増永議員。

○増永和起議員 2018年10月23日、民生常任委員会で私が基本チェックリストについて尋ねています。それに対して、高齢介護課の課長は、「こちらのほうは必ず介護認定を受けていただくということでさせていただいております」という答弁をいただいております。そして、2019年3月18日の民生常任委員会でも、また、

基本チェックリストにつきましては、要支援認定を受けている更新対象者のみ本人の希望によって利用できる、これは最初からおっしゃっている一番の最初の導入時からということですね。ということには変わりなく、平成29年度の利用者は3人となっておりますということです。こういう答弁をいただいて、もし変更があるのなら、議会にこうしたいと思っているというお話があると信用することはこれからできないということですか。

○嶋野浩一朗議長 今年3月の答弁については、今、平井理事のおっしゃっておられる答弁と同じ趣旨ではありませんか。増永議員。

○増永和起議員 いえ、違います。本人の希望によって利用できるというのは、一番最初の答弁、総合事業が始まったときからの答弁です。今は対象者を分けてはるわけです。で、新しくこれから基本チェックリストの対象者だと市が認めて、そこにはチェックリストの用紙しか送っていないということになっているわけです。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 総合事業につきましては、基本チェックリストにより利用できるサービスということでございまして、先ほどご答弁させてもらいましたとおり、認定調査に要する時間も短く、認定の有効期間の設定がないということでございますので、一定そういった更新申請の手続が不要になるという利点があるというのは、この制度としては、従前、平成29年度の総合事業を導入したときから、そこには変わりございません。

そのような中で、実際のところは、要支援の認定者の方が受けるサービスと通所型・訪問型サービスにつきましては変わり

はございませんし、ケアマネジャーがケアプランの作成でありますとか相談支援を行うことも同様でございます。この点につきまして、従来は対象者へのこういったサービスがあるということの周知が不十分であったと我々は認識しておりまして、今回、対象者の通知を行うものとしたというところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 押し問答になるようですので、もうくぎを刺しておきます。今までと違うことをしようと思わはるんでしたら、それはやはり議会にちゃんと説明してください。でないと、私たちはこの議会に何のためにいるのかわからなくなります。議会で質問を受けて、市が答弁したことには大きな責任があります。私たち議員は市民から負託を受けて質問しているわけです。今まで質問してきたことを議会への説明もなく勝手に大きく変更するようなことがまかり通るのなら、議会そのものの信用を失います。今後はこういうことのないように、今からの質問にはしっかりと責任を持って答弁してください。

基本チェックリスト利用の拡大は介護保険・総合事業を削減することが目的ではないのか、水際作戦でサービスを受けさせないようにすることはしないのか、要介護認定の申請権を奪おうとしたものではないのか、チェックリストの実施は専門職が行うのか、チェックリストを選択しても要支援の認定を受けたときと比べ不利益になることはないのか、この5点、しっかりお答えください。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 ただいまの5点のご質問にお答えいたします。

まずは1点目、このチェックリストの運用の変更について、総合事業費の削減ではないのかというご質問でございますが、基本チェックリストにより受けることができる訪問型サービスあるいは通所型サービスの内容は、要介護認定による要支援1、2と判定された方と同じ内容でございますので、総合事業費の削減を目的としたものではありません。

2点目、サービスの利用を妨げる水際作戦ではないのかというご質問でございます。こちらにつきましては、基本チェックリストにつきましては原則ではなく選択制としていただいておりますので、認定申請やサービス利用を妨げるものではないと考えておりますので、水際作戦ではございません。

3点目、基本チェックリストの案内は認定の申請権を奪うものではないのかというご質問だったかと思えます。こちらにつきましては、サービス利用の内容にかかわらず、ご本人の希望により認定申請を行うことができますので、申請権を奪うということではございません。

4点目でございますが、基本チェックリストは誰が実施するのかということでございますが、こちらにつきましては、要介護認定の調査を行っているケアマネジャーの資格を有する本市の認定調査員が実施しているところでございます。

最後に、5点目、基本チェックリストを受けて不利益になることはないのかというご質問だったかと思えます。総合事業のみのサービス利用の場合、認定を受けて利用するサービスと同様でございますので、不利益になることはございません。また、基本チェックリストで総合事業対象者となった場合、支給限度額は要支援1相当となっ

ておりますが、更新前まで週2回デイサービスに通っていた要支援2の方は基本チェックリストの対象から外しております。必要なサービスが受けられるよう、本人の希望に沿うものでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 事業費削減が目的ではない、水際作戦のようなことはしない、認定申請権を奪うものではない、ちゃんと専門職が行う、チェックリストを選択しても不利益になることはないというご答弁をいただきました。でも、これがあしたにも変わってしまつて、いや、そんなに大した変更じゃないんですよ、専門職じゃない人がええと言うのは、ずっと厚生労働省は言うてますということになるかもしれない。私はそこを言っているんです。この今摂津市が言っていた中身は、私はきちんと利用者のため、市民のためを思って考えて出させていただいている分だと思えますけれども、これをきちんと守っていただく、変更があるならきちんと知らせていただく、こういうことがなければ信頼できません。お願いいたします。

厚生労働省Q&Aのまとめがあります。要介護認定の申請権が保障されないといけないんですけれども、それは、例えば基本チェックリストが不服だったとしても、行政処分ではないので不服審査請求はできないとこの厚生労働省Q&Aには書いてあるんですね。その根拠として、相談者が希望すれば要介護認定等を受けることができること、相談者に対しては、相談の目的や希望するサービスの聞き取りとともに、サービスの目的や内容、メニュー、要介護認定等の申請手続等について十分な説明を経た上で基本チェックリストに記入するからと

書いてあります。つまり、十分な説明があって、要介護認定を受けることもできるということが十分わかって、その上でチェックリストを選んでいるはずだということなんです。果たして摂津市は対象者にこれだけの十分な説明を行っているのでしょうか、お答えください。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 基本チェックリストにつきましては、先ほどご答弁しましたとおり、ケアマネジャーの資格を有する本市の認定調査員が実施しております。相談に来られた方に対しては、希望するサービスをまず聞き取るとともに、利用できるサービスの種類でありますとか、いつでも認定申請ができることなどにつきまして十分に説明し、理解、ご納得をいただいた上で実施しているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 大阪市では、基本チェックリスト利用者も含め、全員要介護認定の審査を受けると聞きました。それは、医療情報なしにチェックリストだけでサービスを提供するのは危険だからだとのこと。摂津市のケアマネジャーからも、ケアプランをつくる時には医師の意見書を踏まえて作成する、医療情報がなければケアプランが正しくできているか心配だという声も聞いています。この点についてはいかがでしょうか。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 医療情報につきましては、主治医意見書のほか、本市では、医師とケアマネジャーがご本人の状態に変化があった際に情報交換を図る医療と介護の連携シートを作成し、活用を図っているところでございます。このシートによりまして随時状況把握が可能でございますので、

主治医意見書がなくても高齢者の心身の状況について把握できるものと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 増永議員。

○増永和起議員 医師の意見書がなくても、医療の情報については随時連携シートなどできるというご答弁でした。しかし、それは必要やと感じたときにやるということで、医師の意見書が更新のたびにきちんと出てくる要介護の認定審査とはまた違うと思うんですね。そこはやはり気づかなければ通り過ぎてしまうかもしれないようなこともありますので、しっかり考えていただかないといけないかと思います。

チェックリストの利用は、あくまで本人の選択で、摂津市も先ほどから選択肢を広げているんだということをおっしゃいました。簡単で早い、何度も更新しなくていいから便利、それだけではなくて、医師の意見書もない、専門家や行政が責任を持つ判定ではないなど、不利益につながる情報も提供すべきです。対象者に送る案内に、チェックリスト用だけでなく、認定申請書も同封することも要望しておきます。何より、市民のためと言うなら、原則全て認定審査を受けるという今までのあり方に戻すよう強く要望して私の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 増永議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時33分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 三 好 俊 範

摂津市議会議員 香 川 良 平

摂津市議会継続会会議録

令和元年9月24日

(第3日)

令和元年第3回摂津市議会定例会会議録

令和元年9月24日（火曜日）
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（18名）

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	弘 豊
9 番	増 永 和 起	10 番	渡 辺 慎 吾
11 番	森 西 正	12 番	三 好 義 治
13 番	檜 村 一 臣	14 番	三 好 俊 範
15 番	香 川 良 平	16 番	松 本 暁 彦
17 番	光 好 博 幸	18 番	嶋 野 浩 一 朗

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市 民 生 活 部 長	松 方 和 彦
環 境 部 長	山 田 雅 也	保 健 福 祉 部 長	野 村 眞 二
保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志	建 設 部 長	高 尾 和 宏
上 下 水 道 部 長	山 口 猛	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	小 林 寿 弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹
消 防 長	明 原 修	会 計 管 理 者	岩 見 賢 一 郎

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛 渡 長 子	事 務 局 次 長	溝 口 哲 也
事 務 局 総 括 参 与	藤 井 智 哉		

1 議 事 日 程

- 1, 一般質問
森 西 正 議員
三 好 俊 範 議員
藤 浦 雅 彦 議員
香 川 良 平 議員
弘 豊 議員
南 野 直 司 議員
- 2, 議 案 第 4 2 号 令和元年度摂津市一般会計補正予算（第2号）
議 案 第 4 3 号 令和元年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
議 案 第 4 4 号 令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議 案 第 4 6 号 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
議 案 第 4 7 号 摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 4 8 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 4 9 号 摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 0 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 1 号 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 2 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 3 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 4 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 5 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 6 号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 7 号 摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 8 号 摂津市法律相談員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例制定の件
議 案 第 5 9 号 摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例制定の件
3, 報 告 第 1 1 号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
4, 議会議案 第 9 号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の件
議会議案 第 1 0 号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書の件
議会議案 第 1 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程4まで

(午前 10 時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、松本議員及び光好議員を指名します。

日程 1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

外国人研修センター建設計画についてですけれども、この開発にかかわるこれまでの経過についてご説明をいただきたいと思っています。

1 回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。

建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 鳥飼野々一丁目地内研修所・宿舍の開発許可に係るこれまでの経過についてのご質問にお答えいたします。

まずは、開発許可に係る行政手続ですが、開発面積が 500 平米以上の建築物の建築を目的とした開発を行うときは、都市計画法第 29 条の規定により、摂津市長の開発許可を受けなければならないとされております。また、同法第 32 条の規定により、開発許可を申請しようとする者、いわゆる開発申請者は、あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならないとされております。本市における開発許可申請におきましては、事務の円滑な処理と適正な法の運用を図るため、同法及び摂津市開発協議基準により審査するとともに、摂津市事前協

議制度実施要綱に基づく事前協議を併せて行っております。

続きまして、この手続に基づく経過について申し上げます。

当該研修所・寄宿舍の開発許可申請につきましては、まず、昨年 8 月 13 日に事前協議書を受理し、第一種中高層住居専用地域である建蔽率、容積率の制限や、建築基準法に基づく建築の用途に合致するかなどを審査するとともに、公共施設管理者との協議を経まして、9 月 4 日に事前協議が整い、完了いたしております。

次に、同法第 32 条に基づく公共施設管理者の同意に関する協議が昨年 10 月 16 日に申請されました。その際、本市開発協議基準に基づき行政指導を行いますが、その中で、周辺住民に十分に説明を行うよう、本市から開発申請者へ強く指導を行ってまいりました。以降、開発申請者は、本年 1 月までに 5 回の説明会を開催し、その議事録を提出されるとともに、2 月 8 日には、早急に公共施設管理者の同意を行うよう、本市に意見書を提出されました。本市からは、さらに、周辺住民に説明を十分尽くすよう開発申請者に要請し、4 月 19 日に 6 回目の説明会が開催されたと報告を受けております。

そうした中、開発申請者から、4 月 25 日、本市に対し行政不服審査法に基づく不服の申し立てが行われましたが、8 月 30 日に同申し立てを却下いたしております。

一方で、同法第 33 条の規定では、申請の手続が同法に違反していないと認めるときは開発許可をしなければならないとあり、加えまして、第 32 条第 3 項で、公共施設の管理者は公共施設の適切な管理を確保する観点から協議を行うものとしてされており、本来の公共施設管理者の立場を

超えた理由、いわゆる他事考慮により協議
手続を遅延させたりすることは、法の趣旨
を逸脱した運用となるおそれに留意すべき
であるとされているところでございます。
申請から1年がたとうとする中、周辺住民
の同意が得られないという理由で、同法第
32条、公共施設管理者の同意を留保し続
けることは、法の趣旨を逸脱した状態であ
り、違法性があるとの法律の専門家からの
指摘もされているところです。

都市計画法におきましては、都市計画の
内容、都市計画の制限、及び、その事業に
関し必要な事項を定め、「都市の健全な発
展と秩序ある整備を図り、もって国土の均
衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する
ことを目的」としております。加えまし
て、同法における役割として、「都市の住
民は、国及び地方公共団体がこの法律の目
的を達成するため行なう措置に協力し、良
好な都市環境の形成に努めなければならない
」と記されております。

本市におきましては、同法の目的と趣旨
を鑑み、市開発協議基準に基づく行政指導
と開発許可手続の現状等を総合的に判断し
た結果、9月3日に同法第32条に基づく
同意を行いました。また、同法第29条の
規定に基づく開発許可に関する申請が同申
請者から行われたところであります。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、これからは一問一
答でさせていただきたいと思います。

2回目です。

住民の資料等をまとめて経緯や中身を説
明させていただきたいと思います。

平成29年11月、元地権者から、家を
売るので敷地内にあるお地蔵を移設してほ
しい、そうでないと家の買い手がつかない
という相談が地元にあったそうです。元地

権者敷地内にあるお地蔵を鳥飼野々実行組
合が費用を出して移設されました。その
後、元地権者は、「跡地は11戸の分譲住
宅です。近隣の迷惑にならないよう不動産
会社には伝えてあります。安心してくださ
い」と、近隣には頭を下げられています。

平成30年春には、元地権者邸が解体工
事をされ、当時、多くの近隣住民が、解体
時に2棟の建物が建つという立て看板を見
られています。

9月22日、不動産会社が、南側の道沿
いには分譲住宅4軒を販売し、残りの敷地
は、ベトナム、フィリピン等から来日した
人たちに、企業委託を受けて、1か月、日
本文化や暮らし方等を学ばせ、各企業に送
り出す施設を建設しますと、前鳥飼野々自
治会長に説明に行かれています。

10月13日、第1回説明会が事業主、
運営会社、設計者、施工者により行われま
した。施工者は、元地権者から土地を購入
した不動産会社でもあります。ここで初め
て分譲住宅ではなく外国人研修センター建
設計画を知った住民がほとんどでありまし
た。施工者の代表取締役は、元地権者跡地
については、分譲住宅を建設するという条
件で元地権者から土地を購入したと明確に
おっしゃいました。元地権者の隣の住宅
も、分譲地になるのならということで施工
者に土地を売却されています。この隣の土
地の購入により計画が変更され、外国人向
け研修センター及び宿泊棟の建設計画が始
まったというのが施工者の説明でありまし
た。そして、「計画は変更するもの」と開
き直った発言や、「住民の理解を得らずと
も許可がおりれば建てる」と、住民感情を
逆なですするような発言をされ、住民から
の厳しい質問が出ると、けんかでもしよ
うかという威圧的な態度をとられていま
した。

事業主は、住民の不安に対しても、13年の実績を言うばかりで、具体的な対策や責任のとり方についても答えをはぐらかすという態度を示されていました。事業主は、事業内容には賛同するが、立地条件が悪いので反対するという住民意見を、外国人という偏見があって反対していると決めつけているような態度もとっています。

この説明会後から、計画変更は元地権者をだまして人道的に反する許されざる行為であり、事業主、設計者、施工者は、住民の不安を解決しようとする誠意が全く見られず、「地元の同意を得られずとも計画を進めていく」という耳を疑うような発言もあり、閑静な旧村をはじめとする住宅地で、人の顔が見える出入りの少ない地域である元来の風土・環境を壊す施設の設置と、住民意見はどうでもいいと進めていく計画には断固反対するとなって、外国人向け研修センター及び宿泊棟設置計画に反対する会、鳥飼野々自治会会長、藤森自治会会長、若葉自治会会長の連名で、鳥飼野々自治会内での外国人向け研修センター及び宿泊棟設置計画に反対する署名の活動が開始され、鳥飼地区をはじめ約30自治会の賛同をいただかれました。

10月28日、第2回説明会が開催され、第1回同様、かみ合わないまま終わっています。「なぜそんなに反対の声があるのにこの場所で計画を進めるんですか」という質問に、設計者から「そんなん安いからや」という声が聞こえてきました。その隣で「しーっ」と、事業主は設計者が発言しないように制止をされていた場面もあり、住民は、この場になぜ最高責任者が出席をして説明しないのかと、運営会社の代表理事の出席を要望されていました。

10月29日、森山市長に1,852筆

の反対署名を提出されました。

11月9日、第3回説明会が行われました。住民は、前回、代表理事の出席を要望しましたが、この説明会での出席はなく、それどころか、「そんな話は知らない」と言い張り、うそをついているとしか思えないことを「間違えただけ」と言い張るなどの発言に、住民はますます業者を信用できなくなり、さらに不安が増すようになっていきました。また、強い言葉で詰め寄られると、「何、やるんか」とけんかを始め、施工者は暴力でも振るうかのような態度をとり、最後は、「帰ろ、帰ろ」と、説明会を放棄し、帰っていかれました。

12月12日、森山市長に4,690筆の署名を3自治会長と住民十数名とで提出され、前回提出した分と合計して6,542筆となりました。そのとき、市長は「業者に厳しく指導する」とおっしゃいました。

12月17日、第4回説明会が開催されました。説明会前に事業者が、「少人数で代表者のみ出席の説明会を」と要望されました。住民は、代表理事から直接説明を聞きたい人が多くいるから、今までどおりのスタイルでの説明会の開催を希望されました。しかし、代表理事が少人数の説明会ならば出席するとのことで、住民が譲歩した形で説明会が行われ、住民は計画撤回を求めたが、かみ合わないまま終わっています。

平成31年1月8日に住民が取得した全部事項証明書では、平成30年4月6日に元地権者邸の約1,150平米が施工者に売却され、7月13日に元地権者の隣地者宅の約440平米が施工者に売却されていました。そして、8月15日に、元地権者と隣地者の両土地約1,590平米のう

ち、約1,150平米が施工者から外国人研修センターとして事業主へ売却をされ、施工者名義のままが分譲住宅4軒分として440平米ほどあるのが判明しました。不動産会社から事業主へ1か月ほどで転売されていることには、住民は疑問を感じております。

1月9日、私が行政文書公開請求をし、1月22日に写しの交付を受けた内容では、平成29年10月10日、元地権者邸約1,150平米のうち約420平米だけの開発として、不動産会社からの事前協議を市は受け取っていました。不思議なことに、11戸の分譲住宅ではなくて、専用住宅（分譲2戸）で申し出されていました。住民に説明すると、元地権者から不動産会社が購入段階で、11戸の分譲住宅は表向きで、元々外国人研修センターのために購入したのではないのか、最初から元地権者に外国人研修センターと言うと売ってくれないのでと、不信感がさらに強くなりました。そうでなければ、開発区割りを小さくして、開発協議ではなく建築の確認申請だけで済ませようとして、規制逃れをしようとしたのではないかと進めたのではないかと。

平成31年1月15日、第5回説明会が開催されました。住民が運営会社から35項目の質問リストを渡し、計画撤回を求めたが、以前と同じくかみ合わず、代表理事は「市に対して訴訟を起こす」と発言されました。

1月23日、計画地に開発計画公開標識を立てた上、代表理事に至っては、摂津市に対して「もう説明会はしません」と伝えたそうでもあります。市長の住民の理解を得るようという指導をも全く無視するような形であります。

1月末から2月頭に、皆さんもご承知の

とおり、各テレビ局で全国ネットにてこのセンターの件が報道されました。説明会で住民の「大人だろう」という部分が放映されました。住民に品がない、柄が悪いという声もありましたが、計画は変更するもの、住民の理解を得られずとも許可がおりれば建てるという事業者からの誠意のない説明では、住民の「大人だろう」という発言は理解できるところでもあります。

2月8日、35項目の質問リストの回答が返ってきました。第4回説明会で「社会貢献については、地域住民は含まれていない」との事業主からの発言があったので、「一番身近な地域住民を含まずに社会貢献と言えるのか」との回答は、「私たちの事業は国際貢献事業、社会貢献事業と信じ、事業を営んでいます」と。「現状の地元の反対のある中で計画をあくまでも進めるという考えに企業倫理があると思いますか」との回答は、「弊組合は、企業倫理を遵守し事業を営んでいます」と。第4回説明会で「運営会社が管理している実習生が失踪したことがある」との発言を受けての質問で、「失踪者が今まで何名かあったそうですが、それが何年に何名あったのか、その場合の対処法と、その後どうなったのか、具体的に事例を教えてください」との回答は、「研修センターでの研修期間での失踪はありません」と、質問と回答がかみ合っておらず、最後に、「以上、回答させていただきます。なお、この回答により、ご質問に対する回答は尽くされたと存じますので、住民説明会は終了させていただきます」とありました。

この一連の流れに対し、市長は「訴訟を受けて立つ」と答えていただき、多くの市議会議員も反対署名に署名をされ、訴訟を起こされた場合、受けることに賛成すると

いう発言もされています。

2月22日、森山市長に3自治会長が2,837筆の署名を提出され、前回、前々回提出した分と合計して9,378筆となりました。

4月10日、森山市長が住民に説明に来られ、「地域住民の立場になって考えてみます。訴訟を受けて立つかどうかはそのときの判断だ」と、一、二か月前と発言が変わっておりました。住民からの「事業者は、1月15日の説明会以後、何の音沙汰もない。ほったらかし。説明する場を設けるよう働きかけてください」という要望に、市長は、「先方に伝えます」と言って帰っていきました。

4月19日、市長の声かけにより第6回説明会が開催されましたが、同様に、住民は計画撤回を求めたが、かみ合いませんでした。

令和元年8月31日、市長が住民に出向かれ、「摂津市が違憲状態になる可能性があるため、許可をおろさざるを得ない」と説明をされました。

9月2日、建築課から鳥飼野々自治会長に、近日中に申請書類を受理し、3週間ほどで許可をおろすと連絡がありました。

先週、行政不服審査申し立てで却下という答申が出たとお聞きをしました。書類を見ましたが、8月28日に行政不服審査申し立ての答申が出て、4月25日に事業主が市に不服申し立てをし、7月2日が諮問日となっております。まず、4月25日に申し立てをしているということは、6日前の4月19日に第6回説明会をしたが、その段階で不服申し立ての準備に入っていたことになります。「不服申し立てをもうすぐするのに、説明会なんかしても無駄やのにな。まあ、一応市長の顔を立てといた

るわ」ということではないのでしょうか。

9月3日、同意をしたと聞きました。行政不服審査申し立てで却下ということはどのようなことなのか、ご説明をいただきたいと思います。

以上、2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○高尾建設部長 お答えいたします。

行政不服審査法での却下という意味でございますが、まず、本市が都市計画法第32条に基づく公共施設管理者の同意を留保していることに対する開発申請者からの不服申し立てにつきまして、本市から行政不服審査会へ諮問しました。その結果が、本来であれば容認または棄却という申し立ての是非の結論が出されるべきところを、却下という結果になりました。この却下というのは、平成7年の最高裁の判決で、同法第32条の同意には公権力の行使に当たる処分性が認められないと判断された事例をもって、この申し立てを行政不服審査法では不適法の対象として退けられ、同申し立ての内容について何ら審議されなかったということでございます。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 答申書を何度も読み返しました。審査会の結論として、これを却下するのが妥当と判断すると。事業主の審査請求の主張として、速やかに同意することを求めるということであります。

請求の中で、事業主の主張に事実と違う部分がありますので、説明をさせていただきたいと思いますが、「住民説明として5回もの住民説明会を開催した。また、住民からの質問状に書面により回答したことで説明は尽くした。正当な理由なく地元自治会長の押印がもらえないことから、建築課の指導のもと、『住民説明について』と題

する報告書を作成して、住民からの質問に対する回答書を添えて提出し、同意をもらえるようお願いした。回答書の提出後は、住民からの追加の質問等を含め、連絡はない。したがって、申請は何ら不備のない状態となっている。平成31年4月11日の摂津市長本人との面談において、もう一度住民説明会をしてほしいと要望されたことから、4月19日に第6回住民説明会を開催した」との部分で、質問状の回答の最後に、「以上、回答させていただきます。なお、この回答により、ご質問に対する回答は尽くされたと存じますので、住民説明会は終了させていただきます」と一方的な解釈をされています。

また、2回目の質問で説明しましたが、市長へ依頼し、第6回説明会の開催の話を事業者にしていただくよう要望したのは住民からであります。説明を尽くしたというのは、事業主自身がシャットアウトした身勝手さを住民や市に責任転嫁している内容ではないのでしょうか。

また、「周辺住民の一部に感情的な反対があること等を理由として管理者同意をしないことは、いわゆる他事考慮として、趣旨を逸脱した違法な運用と言わざるを得ない」との部分で、「周辺住民の一部」という使用は間違いであり、「周辺住民の大部分の感情的な反対がある」というのが正解であります。

そして、審理員、いわゆる建築課以外の職員の意見書の結論としては、「不作為は不当であるとするのが相当である。最高裁平成7年3月23日判決において、不同意の処分性が否定されている。しかし、高松高裁平成25年5月30日判決では、不同意の処分性を肯定している。高松高裁判決の判断を採用し、処分性が認められるもの

として審理をした。したがって、今後における当該開発行為の円滑かつ確実な実施を勘案してのこととはいえ、不作為庁がなおも周辺住民から反対意見が見られることを理由として協議同意の手続を留保している行為は、審査請求人の主張する他事考慮に当たり、法規範の趣旨を逸脱した不当な運用であると認めるのが相当である」というのが、審理員、いわゆる建築課以外の職員が出した意見書であります。

そして、審理員の意見書をもとに、審査会の判断の理由として、「最高裁平成7年判決の以前、管理者同意の処分性については、下級審裁判例においても、有力な学説においても、肯定説と否定説とが対立していた。そのような中、同判決により最高裁が否定説の立場から対立の解消を図ったものであって、それに対する学説の批判は少なくなかったものの、以降、肯定説に立つ裁判例は、高松高裁判決のほかは見当たらない。高松高裁判決の説意するところも、否定説に対する批判としてはいま一つ決めに欠けることでもあるから、純粋に学理的な議論は起き、少なくとも実務の場においては、差し当たり最高裁平成7年判決の判断に従うのが適切であると考えられる。管理者同意の処分性については否定され、申請に係る管理者同意について、別意に解すべき特段の事情も認められない。管理者同意の処分性が認められないから、管理者同意が処分性を有することを前提として、不作為の違法性を主張し、速やかな管理者同意を求める審査請求は不適法である。したがって、第1審査会の結論のとおり答申する。」、そして、審査会の結論として、これを却下するのが妥当と判断するという結論で、なぜ同意をしたのか、許可を出そうとするのか、お聞かせいただきたいと思います

います。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○高尾建設部長 行政不服審査の申し立ては却下の結果になりましたが、一方で、これ以上住民同意を理由により留保することは違法性があると法律の専門家から指摘されているところでありました。そのため、今回、行政不服審査の結果をもって判断したのではなく、この1年間、開発申請者に周辺住民へ十分説明を尽くすよう指導を徹底してまいりましたが、住民が同意しないという理由により留保することは、いわゆる他事考慮で手続を遅延させることになり、法の趣旨を逸脱した状態であり、違法性があると指摘されておりますことから、現在の状況等を総合的に勘案し、同法第32条に基づく同意をすることといたしました。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 この審査会で、結論としてこれを却下すると。最高裁平成7年判決は、不同意の処分性を否定するということでありますよね。高松高裁の不同意の処分性を肯定するということではなくて、こちらのほうをとられたわけであります。そこが私は理解ができません。用途区域でこの建物を建ててはいけませんという法律が、全国に北海道から沖縄県まで一律にあるわけです。一律にあるところで、おのおのの市町村が、開発協議基準とか指導とか、そういうものをつくっているわけです。そこは、法律の中でこれでは足りませんよというところを、おのおのの市町村が、これを守ってくださいね、指導してくださいねということをつくっているわけですよね。その部分を、いや、法律だからということで、ここの部分を守らなければならない、当然そこは最低条件です。その最低条件を守りながら、さらにおのおのの市町村

が、おのおのの地域の状況があるわけですから、開発協議基準、指導を守っていく中に、摂津市でいうと、自治会長の印鑑があり、自治会の同意といたしますか、印鑑が要るということであるわけですから、この印鑑がないというところで許可を出す、開発をしていくということ、この辺はいかがなものかと思うんですけれども、部長、どうですか。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○高尾建設部長 本市開発協議基準におきまして、開発申請者は、周辺の住民及び土地所有者に対し、当該開発行為の内容、その他必要事項について説明会をしなければならず、また、説明の内容を、自治会長の押印をいただいた上で、説明経過書により報告しなければならないとしております。この自治会長の押印は、当該自治会の開発に同意しているかどうかを確認するために求めているものではなく、住民への説明を行った事実の確認として求めているものであります。

一方で、都市計画法第32条の規定により、公共施設管理者との協議、同意におきましては、国土交通省開発許可制度運用指針にも、この協議はあくまで開発行為に関係がある公共施設の管理者の適正等を期することが目的であり、本来の公共施設管理者の立場を超えた理由により協議手続を遅延させたりすることは、法の趣旨を逸脱した運用となるおそれに留意すべきであるとされております。

そのため、市開発協議基準に基づき、行政指導として求めている自治会長の押印の有無により同法第32条の同意を留保する場合、同法の趣旨を逸脱するおそれがあるため、現状等を総合的に勘案し、このたび同意したものでございます。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○奥村副市長 それでは、私のほうから開発協議基準の総括的な答弁をさせていただきますと思っております。

まず、行政処分あるいは行政指導を行う際には、一定の手続をやはり守らなければなりません。この手続をいわゆる行政手続といいます。行政手続を守ること自体は、やはり自治体行政の基本であり、かなめであると我々は考えております。

自治体は、その事務を進める中で、住民あるいは事業者と、契約、行政処分、行政指導という3種類のやりとりを交わしております。まず、契約は、自治体との個別の約束によって、住民、事業者の権利や義務を発生させるものと言えます。次に、行政処分は、法律や条例の根拠に基づいて、自治体が一方的に住民の権利や義務を決めるもの、例えば許可、認可、決定などがあります。最後に、行政指導があります。権利や義務が発生しない自治体から住民、事業者へのお願いやアドバイスであり、法律や条例の根拠がなくても行うことができるとされております。

今回の開発協議基準は、あくまで市の要綱レベルのものであり、行政指導の一環でございます。行政指導は、処分のように、相手方に義務を課したり権利を制限したりするような法律上の拘束力はなく、相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであります。したがって、行政指導を受ける者に義務が生じるものではございません。

行政指導の一般原則が、行政手続法第32条及び摂津市行政手続条例第29条に同様の内容で規定されております。文言をいいますと、行政指導の一般原則第29条では、「行政指導にあつては、行政指導に携

わる者は、いやしくも当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない」、第2項としては、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」、このように規定されております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 今、ご答弁いただきましたけれども、開発協議の地元説明経過書の中で、自治会含め、2自治会長の印が要ると、そこは同意の印鑑ではないということでもあります。でも、実際、経過報告書に、説明会をしましたと、例えば自治会長が反対なんですと、みんなから理解を得られないんですよ。ここの部分の経過報告書に、説明会は事実やりましたと、やりましたけれども内心は反対なんですということ、印鑑を実際に押されますか。実際、そのところは、経過説明書に、実際に説明会をしました、そこに間違いありませんということでの印鑑を押すのであって、自治会長が、内心では感情的には住民が反対ですと、反対やけども、説明会をしましたからということ、いや、間違いありませんと印鑑を押すことはありませんよね。その記載をする部分と内心のところの中身とがイコールになるはずであります。ということでありますと、実務からいうと、ここでも答申書の中に出てはいますが、少なくとも実務の場においては、差し当たり最高裁平成7年判決の判断に従うのが適切であると考えているという、まずその部分を進めていかなければならないと思うんですけ

れどもね。

市長にもう1回お尋ねします。なぜ答申でそういう答えが出たのに同意を出したのか、許可を出そうとするのか。今、事務的なことでの説明はいただきました。市長として、その点、どういう考えを持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一郎議長 市長。

○森山市長 森西議員の質問にお答えをいたします。

よく言うんですけど、摂津市といいますと、市の3分の2近くが準工業地域なんです。これは、先人のいろんな知恵で用途地域がそういうふう決められております。ということは、住工混在ということが視野に入っていると思うんです。それだけに、やっぱりそこにお住まいの方、また、移転してくる事業所等々の共生をしっかりと図ることを我々は常に視野に入れなくてはならないと思います。そういう地域でありますから、摂津市はいろんな基準をつくっております。それぞれの分野において、1年間に約2万件ぐらい公印が押されると思うんです。開発行政では、その基準となるのが都市計画法、建築基準法等々だと思います。何度も今までも意見が出ていましたけれども、法律があるから、法律が通ったら何でもええやないかというわけにはまいりません。そういうことで、市独自の基準といいますか、要綱をつくっております。

先ほど申し上げましたように、摂津市はきっての産業都市でありますから、この独自の基準は他市に比べるとかなり厳しいものであります。例えば、普通500平米以上となっておりますが、摂津市の場合は300平米以上、これは一つの例ですけれど

も、かなり厳しい規制をかけておりますが、この印鑑についても、印鑑をとってこいと決めている自治体はほかにはないかもわかりません。それぐらい印鑑をとるようにと要綱の中で定めておるわけでありませう。ただ、この印鑑は、説明会をしたという一つの事実をあえて証明するといひますか、わかりやすくするという意味での印鑑でございまして、今日までいろんな開発がありましたけれども、なかなか印鑑をいただけないという事例は多々あります。でも、これはでき得る限りもらっていただくようにという厳しい指導はしてまいりましたけれども、これがないからといって全てがだめということは法律的にも許されないことになっております。

そういうことで、この案件につきまして約1年たちました。先ほども言いましたように、開発行政、都市計画法、建築基準法、独自の基準、要綱に沿っていろいろとチェックをしてまいりました。その上で、民が、いろんな意見の相違といひますか、トラブルはまますけれども、その場合は、行政はあくまで中立でなくてはなりません。ただ、今回のこの件につきましては、中立であらなくてはならないんですけれども、私は、ずっと地元の市民の皆さんの目線で、厳しく申請者等々に指導を迫ってきたところでございませう。現地にも説明等々に出向き、また、直接事業者に指導するといったようなことで、今まで開発行政でそこまで私自身がやったことは一度もございませうけれども、今回、こうして何とか共生できる方法はないのか等々を探るためにも取り組んできたところでございませう。事業所に対して移転を含めた撤退も迫ってきたところでございませう。そんな中で、いろんな取り組みを担当課もしてまい

りましたけれども、先ほど出ました不服審査申し立て等々におきましても審議がなされない理由は、法にのっとって市が許可をもう出すべきものであるという上に立っての却下と私は承ったわけでございます。そんな中、要綱による期限の1年が目の前に迫ってまいりました。行政として何らかの判断を迫られているわけであります。そういう意味で、1年を前に同意をすることにいたしました。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 同意判の件ですけど、まず、これから開発業者が仮に自治会長に建てます、開発しますと経過説明書に書けば、これは経過報告書として自治会長の判がなくとも通るわけですよ。そういうことですよ。ほんなら、もう説明しましたということになるわけですよ。だから、今後、摂津市の中でそういう開発が進められるのではないかということを危惧しているわけです。その自治会長の印鑑というのは、確かに説明を受けましたというところの確認の判であるわけですよ。そこが必要ではないんですかというところであります。

法的な部分ですけども、これは審査会の中で最高裁の判決の前例が出ています。そこが出ているのに、なぜ市のほうとしては、いや、同意を出さなあきませんねんと、却下をしなければなりませんねんということになるのかわからないんですよ。そこは、第三者が決めた答えが、ここは違法性がないと出ているのに、なぜそれを進めようとするのかがちょっとわかりません。私は、第三者、別の機関でやっぱりその判断を下されるべきではないか、それが訴訟だと思うんですけども、向こうが訴訟をするというときに、市としては受けて立

つというお答えをいただきたいと思うんですけども、市長はいかがですか。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 訴訟ということのお話でございますけれども、まずは、この件については一定の判断をせざるを得ないということで、同意をすることにいたしました。このことは今申し上げましたが。その上で、訴訟が起きれば、これは訴訟を受けて立たなくてははいけません。市から何か法律違反等々があれば、訴訟というものはありますけれども、こちらから訴えるということとはございません。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 市長が訴えるとか、市から訴えるんじゃないかと、向こうから訴訟をされたときに、それを受けて立つべきではないかと言うているんです。その点、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 別にこの件だけじゃなくて、訴訟が起きた場合は受けて立つんですね。どんな訴訟でありましようとも、訴訟が起きれば行政として受けて立つということになると思います。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 同意をして許可を出すと、それは訴訟はないですよ。それは訴訟ということはないわけですから、その点だけ言うて質問を終わりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 森西議員の質問が終わりました。

三好俊範議員。

(三好俊範議員 登壇)

○三好俊範議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

私からは三つの質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、R P A導入検討の進行状況についてです。

R P A、いわゆるロボティック・プロセス・オートメーションは、事務作業をロボット化し、単純作業からある程度複雑化された作業までをも自動的に入力や算出してくれるシステムとなります。このR P Aは、以前、公明党の水谷議員からも質問がありましたけども、私のほうからももう一度質問させていただきたいと思います。

この作業分野は、教育分野、税、年金、保険、人事給与など多岐にわたって期待されておりまして、全国的に検討が進んでおり、さらに、導入コストも110数万円ほどと、今までのI Tシステムに比べ非常に低コストで、働き方改革において救世主になるのではないかとされておりまして。既に、とある銀行では、年間20万時間の人件費の削減に挑んでいる企業もございます。そこで、1回目は、そのR P Aの動向について、全国的にどのようなになっているのか、お聞きいたします。

次に、様々な見守りシステムの導入についてです。

昨今、吹田市の銃強奪事件、寝屋川市の誘拐事件など、身の回りの危険を身近に感じてしまうようになりました。吹田市の事件の際には、私も消防団員として見回りに出動いたしましたけども、出歩いている人がほとんどいない中、子ども一人で外に出歩いている子も、数人ですけども見かけまして、大丈夫かと不安になりました。そこで、こちらについての1回目、本市において、子どもの見守り体制について、現状どのようなになっているのか、改めてお聞きいたします。

次に、保育料算定時の多子計算に係る年齢制限の撤廃についてでございます。

今回、10月からの幼児教育無償化に伴い、さまざまな議員から質問がありました。3歳から5歳までの無償化、ゼロ歳から2歳までの一部無償化など、教育にかかわる分野には、これからさらに力を入れていかないといけないと私も考えておりますけども、今までにもあった制度ではありませんけども、幼稚園、保育園の第2子半額、第3子以降無償化になるといった制度、しかし、これには年齢制限があります。1号と2・3号認定の子どもでも違いがあるとお聞きしておりますけども、そこで、このような多子計算の方法について、どのようなになっているのか、1回目、お聞きいたします。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 R P Aの動向についての質問にお答えをいたします。

国では、官民データ活用推進基本法に基づき、行政のあらゆるサービスのデジタル化に向け、自治体でのR P A等の導入を推進しております。

また、大阪府におきましても、行政改革に関する研究会による報告書の中で、実現性が高く、効果が大きい行政改革の取り組みの一つとしてR P Aの導入が取り上げられ、先進自治体での導入効果の検証が進められているところでございます。府下のR P A等の導入状況につきましては、29市町がR P Aを導入をしている、または検討しているという状況でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 子どもの見守り体制の現状についてお答えいたします。

本市におきましては、児童の登下校に合

わせ、信号のない交差点などの危険箇所への交通専従員の配置、子ども安全巡視員による青色防犯パトロール、新入学児童への防犯ブザーの貸与などを行っております。また、幼稚園、小学校の校門では、不審者の侵入防止のため、学校受付員による見守りを行っております。さらに、地域におきましては、子どもたちが安全に安心して登下校ができるよう、PTAや自治会、民生児童委員や老人クラブ、青少年指導員や個人登録ボランティアなど、地域の皆様によるさまざまな見守り活動を行っていただいております。今後も、関係機関や地域の皆様と連携し、子どもの安全・安心に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 保育料算定時の多子計算についてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度における保育料につきましては、市町村民税額に基づいて決定をしております。

なお、多子世帯に対しましては、経済的負担軽減を図るため、最年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は無料となっております。具体的には、幼稚園等を利用される1号認定の場合は、小学3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子を第1子、その下の子を第2子とカウントいたします。一方、保育所等を利用される2号認定、3号認定の場合は、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントいたします。

このカウント方法の違いでございますが、保育所では、ゼロ歳から5歳までの6

年間に在園している兄弟姉妹が多子軽減の対象となります。幼稚園において、同様に在園者に限定した場合、一般的には3歳から5歳までの3年の期間になってしまうことから、小学3年生までの兄弟姉妹を対象とすることで、保育所と同様に6年の期間で多子軽減を実施し、保育所と幼稚園の利用者負担額の公平性を確保しているものでございます。

○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 2回目からは一問一答でお願いいたします。

RPAの導入進行状況についてですが、大阪府下では、現在、29の市町村が導入もしくは検討されているということです。一部先行導入した市の報告書によりますと、約8割もの作業時間が削減できる見込みとの報告書も上がってきている中で、今年、総務省が募集しましたRPAに関する補助金事業に関しては、大阪府から東大阪市、堺市、泉大津市、守口市が応募し、実際に事業を始めるみたいです。

本市におきまして、このような中で、RPA導入に向けての検討はどのように進んでいるのか、2回目、お聞きいたします。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

本市では、平成31年度市政運営の基本方針におきまして、RPA等の調査・研究を進めるといたしており、4月にRPA等導入検討会議を立ち上げたところでございます。これは、限られた人員体制のもと、さらなる業務の効率化と市民サービスの向上を図るために、RPA等の導入を検討し、時代のニーズに合った市民サービスの安定的な提供と働き方改革の推進を目指すものでございます。

現在、この検討会議におきましては、R

ＰＡ等の導入に向けました各課業務の現状と課題の分析、また、先進団体の調査・分析等を行うとともに、実際にＲＰＡのシナリオを作成し、検証を進めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 検討を行っているとのことですが、本市においてどのような部門で検討されているのか、お聞きいたします。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

ＲＰＡの導入検証につきましては、導入効果が見込まれます税関係の業務など８業務についてＲＰＡのシナリオを作成し、効果を検証いたしております。その中で、ＲＰＡに向くものは、ルールが単純で件数が多く、繰り返し行う業務であること、一方、不向きであるものは、即時性が求められる窓口業務等であることが判明いたしました。これらを踏まえまして、特に作業時間の削減効果が期待できる市民税業務と国民健康保険業務を中心にＲＰＡの導入を検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 やはり税や保険業務とのことでしたけども、では、本市において導入する際、どれほどの効果が期待されることが見込まれているのか、お聞きいたします。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 ＲＰＡにつきましては、他の自治体において実証実験が行われており、著名なものでは、茨城県つくば市が５業務で年間３３６時間の削減、愛知県一宮市では４業務で年間５４３時間の削減という結果が出ております。しかし、効果自体につきましては、自治体の人口規模に伴う

業務量によって大きく左右されます。本市でＲＰＡを導入した際も、一定の削減効果は見込まれますものの、導入当初においては、職員のＲＰＡの習熟やシナリオ作成等に時間がかかり、一般的に言われているほどの劇的な削減はあらわれないものと思われます。しかしながら、ＲＰＡを導入することによりまして、時間の削減だけではなく、ＲＰＡのシナリオ作成、保守する過程におきまして、業務フローの見える化や機械作業による人的ミスの減少等、業務全体の改善が期待できるのではないかと考えております。

○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 今の答弁では、他市ではかなりの効果が期待できますが、本市においてはそこまで効果が期待できないのではないかとこの答弁でした。

それでは、今後、ＲＰＡについて、どのように行っていこうと思っているのか、お聞きいたします。展開について教えてください。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

ＲＰＡの対象業務を拡大させていくためには、紙媒体からのデータ作成を自動化するＡＩ、ＯＣＲとＲＰＡを組み合わせることによりまして、ＲＰＡの汎用性を高めていかなければならないと考えております。今後、窓口タブレットや電子申請等、紙媒体を使用しない業務の進め方につきましても研究を進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 先ほども申し上げましたけど、市によって状況が違うのは理解できます。しかしながら、本市は少数精鋭の職員の数で業務を行っております。そこで、Ｒ

P Aを導入することによりまして、人件費の削減はもとより、先ほども答弁がありました働き方改革、そして、浮いた時間を利用して、いろんな議員からいろんな提案がありましたけど、そういったプロジェクトを立ち上げることに人員を回す配置転換とかでも使っていくことができると私は信じております。

今の答弁でありましたけど、いろいろこのR P Aを拡張していくことによって、おのおのの市によって単独の業務を分けて進化させていくことができるのも利点であると私は聞いておりますので、もう他市が動き出している中で、来年度にも本市も動き出してもらうよう要望してこの質問は終わりたいと思います。

続きまして、様々な見守りシステムについて質問させていただきます。

先ほどいただきました答弁では、ほぼほぼ人の見守りによる活動でした。しかし、昨今、さまざまな見守りに有効なシステムが開発・導入されている中で、そういったシステムの導入の状況、現状について、本市ではどのようになっているのか、2 回目、お聞きいたします。

○嶋野浩一郎議長 教育次長。

○北野教育次長 子どもの見守りシステムにつきましては、市内の小学校5校において、P T Aが主導で導入されております。具体的なシステムといたしましては、ミマモルメとツイタモんの2種類が導入されております。校門をくぐれば保護者宛てにメールが届く機能や、G P Sにより位置情報が得られる機能、登下校の時間記録や防犯カメラによる録画機能があると伺っております。

○嶋野浩一郎議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 例えば、今言われたミマモ

ルメ、これはうちの子どもも持っておりますけども、学校の校門を通過するまではわかりますけども、そこから先は一切わからず、その後、帰ってこなかったりしますと、そこからどこにいるのか一切わからなくて余計に不安になってしまうことがあります。校門以外に通過設備を設置しようとしても、かなりの費用がかかり、現実味はないかと思います。一部有料サービスでG P Sで確認することもできますけども、例えば、誘拐されてしまったという場合、犯人にその装置を捨てられたり壊されてしまえば、どこにいるのかわからなくなってしまるのが現状です。

さらに、先ほどP T Aと言われておりましたけども、P T Aという組織が頑張っているだけでありまして、市としては何もやっていないのと同様かと思っています。

では、近隣市では何もやっていないのかというところですけども、私は箕面市に最近行ってきまして、見守りシステムを箕面市は市主導でやっております。例えば、平成27年から、この箕面市ではo t t a（オッタ）という見守りシステムを導入しております。これは、検知器を通れば、いつどこを何時に通過したのか、後から全て確認できるシステムとなっております。検知器は、各家庭のコンセントに設置、もしくは、見守り活動をしていらっしゃる方とかのスマートフォンアプリとして入れてもらえば、それが検知器となるシステムです。現在、箕面市では、検知器の数は市内に720か所ありまして、1,938台ある防犯カメラと併せまして盤石な防犯体制をとっていると言えます。

こういったシステムにかかわらず、ほかにもいろんなシステムが多々ありますけども、それらを導入する予定はないのか、検

討されているのか、3回目、お聞きします。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 ご提案いただきましたシステムにつきましては、子どもの見守りに大変有効であると認識いたしております。ご興味のある保護者も多いかと存じます。現在、同様のシステムが多数開発されておりますので、それらを調査して研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 これについて、要望は後で申し上げますけども、このシステムは、実は高齢者の見守りにも有効と言われている。高齢者にもつけることによって、今どこに高齢者の方がいらっしゃるのかわかるというシステムです。本市では、そういった高齢者の観点からでもどのように考えているのか、お聞きいたします。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 高齢者の見守りの現状についてお答えいたします。

本市では、認知症の方の行方がわからなくなった際、地域の協力事業者に業務の範囲内でご発見にご協力いただく認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業や、認知症の方への接し方について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人を温かく見守る支援者を増やす取り組みを行っております。しかし、今後、高齢者数の増加により、認知症の方や外出に不安がある高齢者が帰宅できずに、行方がわからなくなることが増えてくることが予想されます。

ご提案いただきましたような端末やアプリを活用したシステムにより、これまで取り組んできた人による見守りを補完すれば、行方がわからなくなった高齢者を早期

に発見でき、高齢者やその家族の安心感がさらに高まると考えます。高齢者を見守る方法の一つとして、関係課と連携しながら、さまざまなシステムを調査し、その有効性や費用など、総合的に研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 このシステムを導入する際の機械の設置費用負担は、全て箕面市は企業負担で行われたそうです。さらに、その後も国の補助金を活用し、ほぼほぼ無料で行われている施策と聞いております。ただでできることはやらないと損だと思っております。本当に平成27年からですので、もうこの会社はそういうのはやっていないみたいですけども、ほかにもいろいろ補助金を出している企業はあると聞いておりますので、ぜひ実現に向けて動いてもらうよう要望してこの質問を終わりたいと思います。

次に、保育料算定時の多子計算に係る年齢制限の撤廃についてです。

先ほどいただきました答弁によりますと、例えば、保育所におきましてゼロ歳と5歳の子どもを預けていたとしましょう。ゼロ歳の子どもは第2子となるわけですから、その年、保育料は半額となるわけです。しかしながら、この制度は、翌年になりますと上の子は6歳、下の子は1歳となりまして、翌年度からは第2子の子どもが第1子扱いとなり、半額ではなくなるわけです。制度としては理解できますけども、おかしくないでしょうか。去年まで第2子なのに、いきなり第1子になるわけです。そういった年齢制限を撤廃していかなければならないと思いますけども、年齢制限を撤廃している市があることを把握しているのか、2回目、お聞きいたします。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 他の自治体におけます多子カウント方法の拡充事例でございすけれども、現状の国の制度におきましては、年収約360万円未満相当の世帯につきましては、多子計算に係る兄弟の年齢制限を適用せず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。

一方、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを促進するために、このような多子計算に係る兄弟の年齢制限を全ての世帯に適用しないで保育料を算定している自治体が、ごくわずかでございますが、府内でもございます。

○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 全国的に見れば、さほど珍しい制度ではないと思います。今回の幼児教育・保育無償化に伴い、年齢制限を撤廃している市は全国的に数々ございます。そこで、本市で行えば、これはどれぐらいの費用負担になるのか、お聞きいたします。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 多子計算の年齢制限を撤廃した場合の保育料が軽減される対象者数は、幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児は多子計算に関係なく無償になりますことから、ゼロ歳児から2歳児が対象となります。その人数は現状で約150人、市の負担額につきましては年間で約4,300万円でございます。

○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 1個前の答弁で、大阪府下では、わずかではありますけど、やっているとところはあるとおっしゃられましたけども、大阪府下では、ゼロから2歳の保育料を全て無償化している市もともとありますので、そういった市は先ほど言われた中

には入っていないかと思います。ゼロから2歳を全て無償化するというのは、費用負担がかなり大きくて、なかなか厳しいかとも思いますけども、4,300万円かかるかもしれませんが、せめて年齢制限の撤廃のほうは考えていないのでしょうか。子育てするなら摂津市とうたうのであれば、それくらいやるべきだと考えますけども、どのように考えているのか教えてください。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 多子計算の年齢制限の撤廃についてでございますけれども、本市におきましても、摂津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの育ちと保護者の子育て等を応援し、安心して産み育てることができるよう、子育て支援の充実に努めているところでございます。

その一つとして、本市の保育料は、国が基準として定める保育料よりも低く設定しており、子育て中の世帯の経済的負担を軽減しております。その際の国の保育料基準額と本市が設定する保育料の差は、本市の一般財源で補填をしております。

また、このたびの幼児教育・保育の無償化により、国全体で子育て支援の充実につながりますが、その無償化にかかる費用として、来年度以降の本市の負担が3,000万円から4,000万円ふえると試算をしております。

そのような状況から、現状といたしましては、幼児教育・保育の無償化と、ゼロ歳児から2歳児には本市が実施する保育料の独自軽減を継続しつつ、まずは喫緊の課題でございます待機児童の解消に注力をしていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 はっきり言って、やらないという答弁だと思いますけども、私は1回

目のRPAの質問で費用負担の削減を訴えました。2個目の質問の見守りシステムでは、費用のかからない安全システムの導入について話させてもらいました。3個目は費用負担がかかる施策ですけども、RPAにおいて人件費が抑えられれば不可能ではないと思います。

我々大阪維新の会は実現可能な施策を要求させていただいております。特に3個目の施策は、担当部署ではなく、市長の決意が本当に大きく重要になっているかと思えます。できないことは言っていないつもりですので、ぜひともこの三つの施策を全て実行してもらうよう要望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○嶋野浩一郎議長 三好俊範議員の質問が終わりました。

藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 先日の台風15号で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を祈念申し上げます。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番目、施設入所している障がい者の施設から外出の際のガイドヘルパー利用についてですが、先日、重度の障害のある子どもがおられる市民と話す機会がありました。その方は、数年前まで自宅で介護をされていましたが、限界を感じて施設を探され、何度も現地を調査され、短期のお試し入所もする中で、やっとの思いで入所施設が決まりました。その間にもいろいろ相談をいただきましたが、今回はその入所施設でのことです。ある日、施設としてユニバーサル・スタジオ・ジャパンにみんなで

行くことになったそうですが、その際に、ガイドヘルパーをつけるのに当たって、摂津市民は費用が全額負担だったのに対して、他市の方は負担がなかったようです。同じではないのはなぜですかと尋ねられました。まず初めに、この制度はどのようなになっているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、2番目、健都の新たなマンションの自治会立ち上げに対するアプローチについてですが、健都のマンションについては、全824戸のうち、既に672戸の入居が進んでおり、今年12月に残り152戸の入居も始まります。地元千里丘小学校区地域では、自治会の立ち上げはどうなっているのか心配の声が出ています。阪急摂津市駅前の南千里丘マンションの入居者からは、契約時に自治会加入についての入会の確認があったと聞きますが、健都マンション入居者に聞いても、契約時に自治会の話はなかったと聞いています。今のところ全く自治会立ち上げの話はないようですが、本市としてはどのようなアプローチをされているのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、3番目、大阪北部地震における罹災証明取得者へのアンケート調査の結果についてですが、現在での集計結果の概略についてご答弁をお願いいたします。

次に、4番目、業務の効率化と経費削減のため、クレジットカードを用いて小規模物品購入や印刷物の発注を行うことについてですが、総務省では、2015年12月18日付で地方公共団体の財務制度の見直しに関する研究会の報告書が公表されていますが、ICTの進展など社会情勢の変化を踏まえ、俯瞰的な見直しの必要性、それから合理的な財政制度の構築、そして、人

口減少社会の進展に伴う、より効果的・効率的な財政制度の構築を指摘しています。具体的には、クレジットカードによる収入方法の見直し、電子マネーによる収入方法の確立、口座引き落としによる支出方法の導入、行政財産の貸付け範囲の拡大などが挙げられています。特に、キャッシュレス化が今進んでいる中で、クレジットカードを活用し、インターネットによる物品購入、また印刷発注は、業務の効率化、経費削減につながると思いますが、クレジットカードによる支出の本市の現状についてご答弁をお願いします。

次に、5番目、導入された決算の公会計の活用方法についてですが、総務省の平成31年3月発行の地方公会計の推進に関する研究会の報告書では、公会計情報の見える化として、地方公会計の取り組みは、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、従来からの現金主義、単式簿記による予算・決算制度に加えて、発生主義、複式簿記による財務書類を開示するものであり、財務書類等の公会計情報は開示することとされています。私たち公明党は、国・地方ともこのことを力強く推進するため、これまでも何度も質問してまいりましたが、改めて今日までの本市の取り組みについてご答弁をお願いします。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(野村保健福祉部長 登壇)

○野村保健福祉部長 施設入所している障害者が外出の際にガイドヘルパーを利用できる条件等についてのご質問にお答えいたします。

ガイドヘルパーの利用に関しましては、市町村が実施主体でありますことから、各

市町村によって利用できる条件等に違いがございます。本市におきましては、施設入所している障害者の外出の際の支援は、通常、施設側が行うことを基本的な考え方としております。そのため、施設入所者の外出の際にガイドヘルパーを派遣することは原則認めておりません。ただし、将来的に自宅等での生活を目指す訓練的な要素を含む場合には、特例的にガイドヘルパーの派遣を認める場合はございます。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

(松方市民生活部長 登壇)

○松方市民生活部長 健都の新たなマンションの自治会立ち上げに対するアプローチにつきましてのご質問にお答えいたします。

健都の新たなマンションの自治会の立ち上げにつきましては、現在、自治連合会の理事の方と連携をし、マンションの管理会社と協力への交渉を進めているところでございます。本年12月中旬には、マンション入居者の最終第5期募集が行われる予定と聞いております。それをもちまして、来年にはマンションの全分譲が終了いたします。来年以降、組織化に向けた具体的な働きかけを進めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 大阪北部地震における罹災証明取得者へのアンケート調査の結果につきましてのご質問にお答えをいたします。

このアンケートは、大阪北部地震で罹災証明の交付を受けられた市民の方のうち、軽微な被害を除く1,245名の方へ7月12日に発送したものでございます。

アンケートの結果につきましては、508名の方からご回答いただき、回答率は40.8%でございました。

なお、速報値ではございますが、昭和5

6年5月以前に建てられた旧耐震基準の家屋被害が7割以上を占めており、特に瓦ぶきの木造建築の被災割合が高いことが明らかとなっております。

また、被害の程度につきましては、9割以上の方が修繕や建て替え等を要するとの回答でございましたが、このうち4割程度の方が、今なお修繕や建て替えなどは未完了とのことでございました。

今後、さらにアンケートのクロス集計や回答内容の分析等を行い、10月末ごろまでには最終報告書としてお示しをしたいと考えております。

続きまして、質問番号4番のクレジットカードによる支出の現状についてのご質問にお答えをいたします。

現在、支出事務におけるカード利用につきましては、高速道路を通行する際のETCカード利用による支出のみとなっております。高速道路料金は、料金が明確であり、複数業者による競争性が働く余地もございません。また、ETC利用による料金割引もありますことから、ETCカードによる支出を行っているものでございます。

一方、物品等の購入に関しましては、原則として競争価格等による相手方の選定が必要でございます。

公金の支出に関しましては、税金がその財源となっておりますことから、より適切な事務が求められているところでございます。議員がご指摘のとおり、業務効率化、経費節減の重要性は認識をいたしておりますが、同時に、適切な支出事務の観点から検討を行う必要もあると考えております。

続きまして、質問番号5番の新地方公会計等の本市の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

新地方公会計に係ります財務書類4表に

つきましては、平成28年度決算分及び平成29年度決算分の作成は完了し、市ホームページに掲載する形で公表をいたしております。現在は、平成30年度決算分について作成中であり、各数値の分析を行っているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目以降は一問一答でお願いします。

先ほど、答弁で、各市町村によって利用条件が異なることがわかりましたが、それでは、北摂各市町の状況はどのようになっているのか、ご答弁をお願いします。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 施設入所者が外出する際の北摂各市町におけるガイドヘルパー利用条件でございますが、豊中市は、本市と同様、将来的に自宅等での生活を目指す訓練的な要素を含む場合のみ利用を認めております。能勢町は、施設入所者のガイドヘルパー利用は認めておりません。また、箕面市においては、自宅への帰省及び帰省中のみ利用を認めております。このように、本市を含む4市町では、利用を認めていない、もしくは条件つきでの利用を認めている状況ではありますが、その他の市町においては、全て条件を設けることなくガイドヘルパーの利用を認めている状況でございます。

近年、施設入所者の外出の機会が増えていくことや、また、北摂各市町のガイドヘルパーの利用状況等を踏まえ、今後は、施設入所者の外出の際のガイドヘルパー利用に関して、制度内容の見直しも含めて検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先ほどの答弁では、北摂で

6市町がもう既に改定しているということでございますので、制度内容の見直しをするということでございますから、ぜひとも障害者が社会参画しやすいように、また、他市との不公平感をなくすためにも、改善いただきますように強く要望してこの質問は終わります。

次に、自治会加入の件ですが、本市がだんだん自治会加入者が減少している中で、以前に鶴野に開発された50戸を超える分譲住宅が自治会に入れず、新たな立ち上げもできなかったということから、私は、過去に建設常任委員会で、本市の摂津市開発協議基準に自治会のことを加えることを提案しました。その結果、平成25年に改定されまして、第22条として、開発者は、住宅入居者の自治会への加入促進に努め、開発区域に該当する自治会へ情報提供を行うとともに、地域との協議が必要な場合は積極的に取り組まなければならない、また、独自に自治会を立ち上げる場合は積極的に協力するものとするというのが加えられました。それ以来、今日までに本市ではマンションや分譲住宅など多くの開発が行われてきていますが、この開発協議基準の要綱が履行されているのかどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一郎議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 開発者の協力にかかわるこれまでの履行状況についてお答えいたします。

新規開発行為申請がなされた際に開催されます開発審査会では、住宅開発や集合住宅等の申請がなされた場合には、開発者に対し、入居者等に自治会加入についての説明や加入啓発パンフレットの配布を依頼するとともに、開発区域の自治会長の連絡先を伝え、開発の情報提供を指示している状

況でございます。

○嶋野浩一郎議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 この案件につきましても、来年以降に組織化に向けた具体的な働きかけを進めていくとのことですが、管理組合を通じての立ち上げになるのだらうと思います。自治会は、管理組合と違って任意加入のために、全国的にはさまざまなトラブルもあるようです。本市としまして、自治会を立ち上げるまで、どこまでもアプローチをいただきますようお願いし、要望といたします。また、その横に10階建て142戸の新たなマンションも建設中です。こちらも併せて必ず自治会加入までアプローチいただきますようお願いし、この質問は終わります。

次に、アンケートについてですが、住宅修繕支援金は、当初は本年3月31日までであったものを、2か月延長して6月30日までとされました。担当課にお聞きをしますと、6月30日までの予約も含めた住宅支援金の申し込み件数は679件、金額にして1億2,843万2,000円ということです。また、当初予定の1億4,000万円に迫っています。昭和56年以前の建物には、除去には40万円の補助金が支給されますので、修繕を諦めて除去された方もあったと思います。これも、発災後、本年8月までに除去申請数は21件と、例年より格段に件数が伸びております。それでもまだまだまちなかに屋根にブルーシートがかかっている家が存在していることから、今回、アンケート調査をされたことについては高く評価するところであり、アンケート結果は10月末に最終報告としてまとめられるとのことですが、費用の工面ができなくて修繕できない方、また、業者の都合で見積もりも間に合わない

かった人など、本来救済されるべき人が何らかの理由で救済されていないとすれば、さらなる災害復旧の支援が必要だと私は思います。

市長は、本年をまちごと・丸ごと防災体制の年と位置付け、そのことをみずから市民にも呼びかけられるとともに、防災士の資格も取得され、まさに陣頭指揮をとって災害に強い摂津市の構築に立ち向かおうとされており、大変高く評価するとともに、私たちもその実現に最大努力を惜しまない決意であります。市長におかれては、さらなる災害復旧支援も含めて、総括的にまちごと・丸ごと防災体制の構築について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一郎議長 市長。

○森山市長 藤浦議員の質問にお答えをいたします。

昨年の中ごろは、大阪は災害の復旧で右往左往していたことを思い出しますけれども、現在は、関東で大きな台風が大変な後遺症をもたらしておるようでございます。

あっちこっちで言っているんですけども、今どき首都圏で1週間も2週間も電気も水道もストップしてしまう、こんなことを誰も想像しなかったと思いますが、これが現実であります。ということで、便利さに慣れてしまっているというか、言葉はよくないけれども、便利さにあぐらかいてこの日本社会に大きな警笛が鳴らされたものと思います。このことは、よそごとではございませんで、摂津市にも当てはまるわけであります。そういうことで、もう一度、摂津市もそんなことにならないようにしっかりと検証しなくてはならないと思っています。

ところで、昨年のあの災害時には、いろいろな支援策を打ち出しました。いろんな

ご意見、ご要望、ご質問等々を承りました。十分満足であったかどうかは別として、なかなか口で言うほど簡単なものではないことを実感したわけでございます。災害時、昨年の取り組みで、目先の復旧はある程度はできたと思いますけれども、全体的、また、長期にわたる復興については、なかなかまだまだの感があるかもわかりません。そういうことで、災害のときにはスピード感、的確な判断が求められるわけがありますので、あってはなりませんけれども、またそういうことがあったときに、同じようなことを繰り返してはいけないと思います。そういう意味では、昨年の取り組みをもう一度しっかりと検証しなくてはなりません。そういう意味で、一人一人の声を聞けば、それにこしたことはないんですけど、それはなかなかないですね。まずアンケートという形でお聞きをして、そして今後しっかりと生かしていきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一郎議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

このアンケートをぜひ生かされて、さらなる復興支援策をお願いしたいと思います。この質問は終わります。

次に、クレジットカードによる支出ですが、ご答弁をいただきました。では、クレジットカード利用以外で支出事務における効率化についての取り組みについて、ご答弁をお願いします。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

業務の効率化につきましては、絶えず改善に努めていかなければならないものと考えております。これまでも、各課共通で使用する頻度の高い物品につきましては、財

政課におきまして一括して単価契約を行っているほか、支出負担行為に係る審査事務につきましても、事務決裁規程を改正し、事務処理の迅速化、効率化に努めてきたところでございます。今後につきましても、各公共施設の光熱水費の支出に関しまして、公共料金事前通知サービスを利用した一括口座引き落としを導入し、業務の効率化を図ることといたしております。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 答弁をいただいた公共料金事前通知サービスを利用した一括口座引き落としについて、その内容とスケジュールについてご答弁をお願いします。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 内容とスケジュールに関しましてのご質問でございます。

現在、各公共施設の光熱水費につきましては、施設ごとの請求をもとに支出命令書を作成し、支出をいたしております。市全体の光熱水費に係ります支出命令書の数、毎月相当数ございまして、また、その内容をシステムに入力し、支出命令書を作成する必要があるため、事務処理にかなりの時間を要しております。

今回利用いたします公共料金事前通知サービスでは、施設ごとの請求内容をデータで送受信するものでございまして、そのデータをシステムに取り込むことにより、支出命令書の作成時間の削減が図れます。また、一括引き落としにより、支払い漏れがないかをチェックする事務が簡素化できる利点もございます。現在、10月からの導入に向けまして準備を進めており、先日、庁内説明会を開催したところでございます。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 答弁ありがとうございます。

す。

クレジットカードに話を戻しますが、明年のオリンピックに向け、国策として、クレジットカードをはじめとするキャッシュレス化が進められるとともに、インターネットを介した取引がますます活発になってきております。ネット取引の利点の一つには、低価格による調達が可能となる点が挙げられます。先ほど、単価契約の答弁がありましたけれども、特異なものにおいては、安価なものであったとしても、2者もしくは3者の見積もりをとって、そして、起案、決裁の後に購入に至る事務手続も相当なものです。総務省での報告書でも、新たな契約方法等の導入として、インターネットを利用した物品購入は、少額の随意契約の範囲内で運営が可能としております。事務を減らし、働き方改革にもなります。考えについてご答弁をお願いします。また、経費削減については、印刷物のインターネット発注は顕著だと思いますが、どのように考えられるのか、ご答弁をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

議員がご指摘のとおり、経費節減の取り組みは重要でございまして、地方自治法上も最少の経費で最大の効果を上げるよう規定されております。また、地方公共団体の契約等に関する規定もございまして、経済性に加え、公平性、透明性の確保が求められております。さらに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律では、地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注の機会を確保するために、必要な施策を講じるように努めなければならないと規定されております。中小企業の多い本市にとりまして、中小企業の受注機

会の確保は、先の経済性、公平性、透明性の確保とともに注視しなければならない課題となっております。したがって、議員がご指摘のインターネット取引につきましても、これらの課題を踏まえ、総合的に検討していく必要があるものと考えております。

○嶋野浩一郎議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 印刷物のインターネット発注については、取り扱い業者も多く、インターネットで見積もりもとれることから、公平性を保てますし、また、少額に限れば、市内業者にさほど影響しないと思います。現に、市の行事を委託されているさまざまな団体で、既にこのインターネット発注が利用されています。印刷室に印刷物を回すよりも経費が削減されるケースも多いと思います。導入の検討を前向きにお願いしたいと思います。

I C Tの進展など、社会情勢の変化の中で、事務の効率化、経費削減、働き方改革など、地方公共団体は財務制度の見直しを迫られていると思います。これまでの制度に執着せず、柔軟な姿勢で俯瞰的な見直しを実施されるよう要望いたします。

次に、地方公会計制度についてですけども、今後の取り組みについてご答弁をお願いいたします。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

新地方公会計に関します公表内容の充実、活用方法につきましては、本市を含め、各団体が試行錯誤をしている状況でございます。

先般、総務省所管の地方公会計の推進に関する研究会によります報告書が公表されましたが、その中で、財務書類から得られる各種指標において、従前の指標は算定方

法に課題があるとして、新たな算定方法が示されたところでございます。また、活用方法に関しましては、報告書の中で、施設や事業など、より細かい単位で財務書類を作成し、コスト等の分析を行う、いわゆるセグメント分析の有用性が示されております。しかし、セグメント分析の考え方については一定課題がございまして、今後も引き続き検討を進め、セグメント別財務書類の考え方や作成手法について整理していくものと報告もされております。

本市におきましては、総務省から提出されます情報を注視し、公表内容の充実を図りますとともに、有用な活用方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ご答弁ありがとうございます。その作業は膨大な作業だと思います。

人員体制のことについてちょっとお聞きしたいと思います。平成28年度、平成29年度と、財務4表、いわゆる貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の作成は、決算が全て終わってから仕訳を行い作成されたと聞いておりますが、実際の作成手順及び人員体制についてご答弁をお願いします。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

財務書類の作成につきましては、総務省が定めました統一的な基準にのっとり作成をいたしております。作成作業の主なものの一つに、法定の現金主義会計による予算執行科目を発生主義会計の勘定科目に変換し、仕訳処理を行うことがございます。この仕訳処理に関しましては、取引ごとに仕訳を行う、いわゆる日々仕訳と、歳入歳出決算データをもとに会計年度終了後に一括して仕訳処理をする一括仕訳がございま

す。本市の仕訳処理は、多くの自治体と同様に、一括仕訳の方式を採用いたしております。

また、財務書類作成におきましては、固定資産台帳との連携が必須でございます。そのため、会計年度終了後に、その年度に行った財産の取得、除去などに係ります固定資産台帳の数値移動を確認し、財務書類に計上する数値と一致させる作業も重要となっております。このほか、現金取引を伴わない引当金や未収金の数値を加え、財務書類の作成を行っております。

次に、人員体制に関してでございますが、財務書類作成の所管は財政課、固定資産台帳につきましては、各財産の所管課による作業の上、防災管財課が取りまとめを行っております。現在は、各財産の所管課を除き、財政課、防災管財課ともに、主担当者と副担当者の2名体制で事務に当たっております。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先行実施されております吹田市等で聞きますと、各部署ごと、各施設ごとに財務書類を作成して、議会の決算審議に資料として提出をされているようです。財政の見える化の目的にある財政の透明化を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとありますけれども、そのためには、この決算審議に各部署ごと、各施設ごとの財務書類及び個別施設管理計画を提出いただいて、私たち議員が市民の代表としてしっかり審議をして、そして、資産管理や予算編成等にも反映させることが最終目的であり、そのためには、各課で仕訳を行い財政書類の作成をする体制が必要になると思いますが、どのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 先の答弁でも申し上げましたように、財務書類をどのように活用していくかは今後の大きな課題でございます。また、市民向けの公表内容、議員の皆様への報告内容につきましても、吹田市の先進的取り組みを含め、他市の事例を参考に検討を進めているところでございます。

担当各課での日々仕訳につきましても、大阪府や吹田市での取り組みを承知いたしておりますけれども、法定の会計処理に加え、複式簿記によります会計処理を行うため、相応の人員、事務処理時間を要していると伺っております。そのため、これらに係るコストも考慮いたしまして、総合的に検討を進めていく必要があるものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。地方公会計制度をしっかりと構築して、そして、財政の見える化を進めるとともに、我々議員も審議のスキルアップを図り、将来的な財政運営を見据えて人口減少社会を乗り切っていかなければならない、このことを申し上げましてこの質問を終わり、私の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 43 分 休憩)

(午後 0 時 46 分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

一般質問を続けてまいります。

香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 点目に、臨時財政対策債について質問

させていただきます。

なお、臨時財政対策債は、以降、臨財債と省略させていただきます。

総務省のホームページによると、臨財債とは、地方財政収支の不足額を補填するため、各地方公共団体が特例として起こしてきた地方債です。その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ、各地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置されています。したがって、臨財債の増発によって各地方公共団体の財政の健全性が損なわれることはありませんとされています。

臨財債は、当初、平成13年度から平成15年度までの3か年の臨時的措置として導入された地方債であったが、国において、地方交付税の原資不足が解消されないことから、現在に至るまでその措置は延長されています。

本定例会において令和元年度一般会計補正予算（第2号）が上程され、その中で臨財債4億7,874万7,000円が計上されています。また、普通交付税についても2億6,564万4,000円が計上されています。普通交付税と臨財債の関係について、改めて確認させていただきたいと思います。また、臨財債の算出方法についても併せてご説明ください。

続きまして、フォルテ摂津自動車駐車場について質問させていただきます。

まず、1回目で、JR千里丘駅周辺の駐車場の現状についてお聞かせください。

続きまして、避難所について質問させていただきます。

今回の質問では、大きく二つについて、ペット同行・同伴の避難所についてと福祉避難所について質問させていただきます。

まず、ペット同行・同伴の避難所についてであります。8年前の東日本大震災では、ペットが飼い主と離れ離れになったり、自宅に置き去りにされたまま死んでしまうケースも多くあったそうです。また、避難所においても、放し飼いや夜間の鳴き声によりトラブルが発生するなど、多くの課題が浮き彫りになりました。

こうした中、国は、2013年、災害時に飼い主とペットが同行避難することを原則とし、また、ペットの受け入れが可能となる避難所の整備を自治体に求めるガイドラインを策定しております。このガイドラインをもとに、各自治体は災害時のペット対策を進め始めたところです。しかしながら、3年前の熊本地震では、東日本大震災と同様に、飼い主と離れ離れになったり自宅に置き去りにされたペットが多く発生しました。また、ペットと同行避難したものの、ペットの飼育区域が避難所に設けられていなかったため、受け入れ拒否されるケースもあったと聞き及んでおります。

災害時の避難所では、さまざまな人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な人や動物アレルギーの人もいることを認識しなければなりません。これまでの災害では、ペットがいることによって、つらい避難生活の中で心の安らぎや支えとなったという声があります。

そこで、本市の災害時におけるペット同行・同伴避難所利用のマニュアル策定についての考え方をお聞かせください。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

（井口総務部長 登壇）

○井口総務部長 普通交付税と臨時財政対策債についてのご質問にお答えをいたします。

普通交付税は、所得税などの国税5税に一定の率を乗じたものを原資としており、標準的な行政サービス提供に係る費用とその財源を差し引きして、財源不足となった地方公共団体に交付されるものでございます。この交付税の総額に対して原資が不足する場合、従前は、国が借入れを行うことにより、その全額を補っておりましたが、平成13年度以降は、地方債の増発や国の一般会計からの特例加算を行ってもなお生じる財源不足について、国と地方で折半することとなりました。この地方分につきましては、各団体で地方債を発行して補填することとなっており、この地方債が臨時財政対策債であります。地方財政法第5条に規定いたします建設公債主義の例外として、臨時的かつ特例的に発行できるものが臨時財政対策債でございます。

次に、臨時財政対策債の発行可能額につきましては、普通交付税と併せて算定されるもので、発行可能額振替前の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額に団体ごとの財政力指数に応じた係数を掛けて算出されるものでございます。

また、臨時財政対策債の元利償還につきましては、後年度の普通交付税において、その全額が基準財政需要額に算入されることとなっておりますが、その算入方法は実償還額ではなく理論償還額となっております。なお、この償還額につきましては、臨時財政対策債発行の有無にかかわらず、後年度の基準財政需要額に算入されるものとなっております。

続きまして、質問番号3番のペット同行・同伴の避難所利用についてのご質問にお答えをいたします。

ペットの同行・同伴の避難所利用につきましては、さまざまなご意見があり、多く

の自治体に対応に苦慮いたしておるところでございます。本市におきましても、これまで、避難所運営ゲーム、いわゆるHUG訓練などの機会を捉えまして、市民の皆様方にご意見をお伺いしておりますが、内容は大きく二つに割れております。一つは、飼い主の視点や動物愛護の視点からペットの同行・同伴避難は認めるべきというご意見、もう一つは、アレルギー面や衛生面等から容認できないというご意見に分かれております。

また、大阪府は、ペットとの同行避難の準備を府民に呼びかけつつも、避難所の建物外にペット用テント等を設置するような避難所モデルを提示しております。

このような状況から、ペット同行・同伴の避難所利用マニュアルの作成には至っておりませんが、引き続き、府や近隣市の同行を注視しながら、マニュアル策定に向けた研究・検討を進めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 JR千里丘駅周辺の駐車場の現状についてのご質問にお答えいたします。

同駅周辺の駐車場の設置状況につきましては、まず、民間で運営する駐車場で申しますと、私どもで把握する範囲であります。自動車が150台、自動二輪車が25台、原動機付自転車が350台、自転車が2,900台程度設置されております。また、市営の駐車場で申しますと、自動車が190台、原動機付自転車が150台、自転車が1,700台の設置となっております。

市営駐車場の利用ニーズを見てみますと、自転車の一時利用は、午前10時ごろにほぼ満車状態となる日が多く見受けられ

ます。また、自転車の定期利用は、ＪＲ沿いにありますＪＲ千里丘駅東駐車場では１５台程度の空きがある一方、駅前広場地下にありますフォルテ摂津では満車状態であり、１６０台の予約待ちとなっております。また、原動機付自転車及び自動車につきましては空きがある状況ですので、ＪＲ千里丘駅周辺においては自転車の利用ニーズが高い状況にあります。

○嶋野浩一朗議長 香川議員。

○香川良平議員 ご答弁ありがとうございます。

２回目以降は一問一答方式にて質問させていただきます。

臨財債についてであります。先ほどのようなご答弁で、普通交付税と臨財債の関係については理解いたしました。

地方公共団体全体の地方債残高が減少している中で、臨財債においては、その残高が年々増加しており、地方債残高に占める臨財債の割合が増加いたしております。本市の現状といたしましても、平成３０年度決算を確認しますと、平成３０年度末における一般会計市債残高は約１８５億３，０００万円となっており、うち、臨財債は約８３億５，７００万円で、市債全体に占める臨財債の割合が４５．１％となっております。近隣他市と比べた場合、本市の割合４５．１％はどのような位置付けとなっているのか、また、市民一人当たりの残高を比較した場合、どのようになっているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えをいたします。

平成３０年度の他市の決算の詳細がいまだ公表されていないため、平成２９年度決算でお答えをさせていただきます。

政令市を除きます大阪府内各市の臨時財

政対策債残高合計額は７，２５０億８，６１３万７，０００円で、市債残高合計は１兆４，９１７億４，７９８万２，０００円となっており、市債全体に占める臨時財政対策債の割合は４８．６％でございます。

なお、臨時財政対策債の割合の比較につきましては、本市が４４．８％で、３１市中２６番目となっております。また、市民一人当たりで見ますと、大阪府内各市の臨時財政対策債残高合計額は１４万１，２９８円で、本市の１０万５，８６０円は２８番目となっております。

○嶋野浩一朗議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。大阪府内の他市の状況と比べての本市の状況については理解いたしました。

１回目のご答弁にありましたように、臨財債は特例規定により発行できる特別な地方債であります。そのため、新規発行については、通常の市債とは別の視点、つまり普通交付税との関係を踏まえて検討が必要であると考えますが、市のお考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

大阪府内他市との比較では、数値的には高くはないものの、議員がご指摘のとおり、特例により発行できる赤字地方債であることには留意が必要であると考えております。

臨時財政対策債の元利償還金につきましては、発行の有無にかかわらず基準財政需要額に算入されることは先ほど申し上げたとおりでございますが、普通交付税が不交付の場合、臨時財政対策債に係る元利償還金相当分は全て一般財源で賄わなければなりません。また、普通交付税が交付されたといたしましても、交付額が償還額を下回

ることもございます。例を挙げますと、平成30年度は普通交付税が約1億200万円交付されましたが、元利償還金は約7億3,800万円となっており、6億円以上を一般財源で賄ったという状況でございます。

さらに、過去をさかのぼって確認いたしますと、普通交付税が元利償還金を上回った年度は、平成15年度と平成26年度の2回のみでございます。現時点では、この先、普通交付税が大幅に増額となる要因は見当たりませんので、今後も臨時財政対策債の元利償還金相当額が交付される見込みは低いものと考えております。そのため、臨時財政対策債の新規発行につきましては、毎年度の決算見込みを勘案しながら慎重に行いたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。ご答弁でもありましたとおり、臨財債の元利償還金で、後年度の普通交付税において、その金額を国が見てくれることになっておりますが、その算入方法は実償還額ではなく理論償還額であります。実際の元利償還額と交付額の乖離があるため、足らずを一般財源で補っている現状を考えますと、臨財債の新規発行については慎重を期して行っていただきたいと思います。平成30年度にも臨財債を補正予算で組んでおりましたが、発行はしておりません。臨財債発行可能額が発行してもしなくても交付税に算定されることから、なるべく臨財債を発行しない財政運営をしていただくことを要望してこの質問を終わります。

続きまして、フォルテ摂津でございます。

1回目で、JR千里丘駅周辺の現状についてのご答弁をいただきました。自転車の

定期待ち160台の対策として、フォルテ摂津の自動車駐車を21台廃止し、自転車駐車を300台増設したと聞いております。一方で、二輪車の駐車場については、市営では設置されておらず、民間の25台のみの駐輪スペースしかありません。午前9時ごろには満車となっており、自動二輪車の駐車場を増やしてほしいとの声をよく聞きます。自動二輪車の駐車場を増設するなど、今後の駅周辺の交通対策についてどう取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○高尾建設部長 フォルテ摂津駐車場におきましては、先ほどお示ししましたとおり、自転車が満車状態であり、また、自動車の空きがあることや、昇降設備等の老朽化により維持管理費の支出が多くを占めていることから、今回、自転車の駐車台数を増設することで、現状の課題解消と指定管理者による収支の改善に取り組んだものであります。

今後の駅周辺の交通対策につきましては、駅を利用する移動手段ごとの実情とニーズを把握し、総合的に対策を講じていく必要があります。JR千里丘駅周辺の交通利用の状況を申しますと、平成22年の調査では、1日の乗降者数は約3万6,700人であり、駅への移動手段の割合は、徒歩65%、自転車20%、バス8%、家用自動車3%、自動二輪車1.5%、タクシー0.5%となっており、現在では駅の乗降客数は4万500人まで増加している傾向にあります。このように、当駅利用者の移動手段は、徒歩が全体の65%であり、駅周辺に駐車スペースが必要となる移動手段は残りの35%であります。そのうちの6割は自転車が占め、自動二輪車の

占める割合は自転車の10分の1に満たない状況であります。

議員がお示しの当駅周辺の自動二輪車の駐車場は、民営で25台提供されていますが、一部空きがある状況も見受けられますことから、自転車の駐車対策を最優先課題として取り組んでいくところでございます。

今後におきましても、引き続き、駐車場の利用状況や利用者ニーズを把握し、違法駐車対策と併せまして、総合的に交通対策を実施してまいります。

○嶋野浩一朗議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。部長のご答弁にありました民間の自動二輪車駐車場は25台ということですが、約半分の13台は50cc以下専用となっておりますわけでありまして。51cc以上の自動二輪車は実質12台のみのスペースしかありません。また、JR岸辺駅周辺にある自動二輪車駐車場も、これは一時利用の話ですが、125cc以下専用ではなく、摂津市民が利用するであろうJR岸辺駅周辺には、125cc以上の自動二輪車駐車場は12台のみしかないということでございます。摂津市における126cc以上の自動二輪車登録台数2,396台から考えると、十分とは言えないのではないのでしょうか。自転車とは異なり、排気量によって駐輪スペースを区切られるという自動二輪車の特徴、また、現在、150ccの自動二輪車利用者が増加しているという世の中の傾向をしっかりと捉え、違法駐輪問題との関係性も視野に入れた前向きな検討をよろしくお願いいたします。

この質問は以上でございます。

続きまして、避難所の質問でございます。

ペット同行・同伴の避難所マニュアル策定を進めていくには、とても大変な課題、問題があるということがわかりました。ペットとともに避難所を利用するに当たり、ペットの飼い主に多くの事前準備が必要であり、その備えを飼い主に求める必要があると思います。飼い主の責任部分の問題を本市はどの程度想定しているのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

ペットの同行・同伴を検討するに当たっては、ペットの適切な飼育や災害への十分な備えを飼い主に求めることが必要でございます。また、避難所は共同生活を送る場でございますので、動物が苦手な人、アレルギーを持っていたりしゃる方等がおられることも認識をいただく必要がございます。ペットのしつけや健康管理はもちろんのこと、避難所生活に必要な餌やゲージの用意などを、飼い主の自己責任のもと、ご準備いただくことが必要だと考えております。

○嶋野浩一朗議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

今や、家族とともに暮らすペットは、単なる動物ではなく、家族の一員として家族の中に溶け込んでおり、避難が必要になった場合、ペットを置いて人だけが避難するという状況は考えにくい社会になっていると思います。災害時に家族の一員であるペットとともに避難ができるように、ペット同行・同伴避難所マニュアルの早期作成を要望いたします。

続きまして、福祉避難所について質問させていただきます。

平成26年に、本市は、六つの社会福祉法人7施設と災害時における福祉避難所の

設置運営に関する協定を結んでおります。
この福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所で、最初から避難所として開設されることはないとのことです。そこで質問ですが、本市において、災害時、どのような状況になれば福祉避難所を開設されるのか、お聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

福祉避難所は、高齢者や障害をお持ちの方など、特に配慮を要する方のための二次避難所であり、避難者の状態に応じて適宜開設をさせていただきたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

ご答弁にありましたとおり、福祉避難所を利用するのは高齢者や障害をお持ちの方で、身体等の状況により、通常の避難所では避難生活が困難な方が対象であります。災害が起きた場合、福祉避難所を利用する方々も、まずは小・中学校の体育館等の一般的な避難所で避難生活を送るわけであり、さまざまな人が集まり、共同生活を送る中、そういった方々に十分な配慮が必要になってきます。災害時の避難所運営は市の職員が対応していただくわけであり、支援が必要な方々に対してのマニュアル等があれば、円滑に避難所運営ができるように思います。今回は精神障害者の方に絞って質問しますが、そういった方々に対しての避難所運営マニュアルが必要と考えますが、市のお考えをお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

精神障害者の方に絞った避難所運営マニュアルや受け入れマニュアル等はございま

せんが、避難所運営に携わる職員や自主防災会の皆様方には、HUG訓練など研修会を通じまして、精神障害の方用に必要に応じて別室を確保するなど、気持ちが安らぐようなご配慮をお願いいたしております。

また、避難所生活が長期に及ぶ場合には、巡回診療等の医療的なケアや、状況に応じて医療施設や福祉避難所への入所など、関係課のほか、大阪府や医療施設などとも連携しながら、きめ細やかな支援を心がけてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

災害時にはふだんの課題がより大きくなってあらわれると言われるように、避難所を開設せねばならないほどの災害時には想定外の事態も起きることが予想されます。そのようなとき、先ほどご答弁いただきました日ごろ研修を受けておられる職員や自主防災会以外の方の手を借りる必要も出てくることもあるのではないのでしょうか。対応策がわかる人がいないから対応がとれないという事態を回避するためにも、誰が見てもわかるようなマニュアルの作成が必要と考えます。避難所という特殊な環境の中で、障害者の方々が孤立を余儀なくされ、死亡率も2倍になったという東日本大震災をはじめ、熊本地震などで発生した問題を繰り返さないためにも、今後のマニュアル作成を前向きに検討していただきますようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。

○嶋野浩一郎議長 香川議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

第1に、消費税増税が市民に及ぼす影響と市としての対策について伺います。

消費税の増税がいよいよ来週10月1日より行われようとしています、市民の皆さんから街頭で寄せられる声の多くは、この増税には納得しておらず、暮らし向きや景気の先行きを心配する声、不安や怒りの声が多くを占めております。政府も、景気対策や低所得者支援の名目でいろいろと対策を講じていると言われますが、摂津市として、市民の暮らしの負担軽減のために行おうとしている取り組みについて、まずお聞きしたいと思います。

第2に、市営住宅・府営住宅などの公的住宅について伺います。

今年3月に住宅マスタープランの改訂版がまとめられています。これによると、摂津市では民営の借家が減少傾向にあり、公営の借家の割合が大阪府や近隣市と比べて低い状況にあるとのこと。昨年の地震や台風の後、私の近所でも、古い木造の借家、文化住宅やアパートなどが相次ぎ立ち退き、取り壊して分譲住宅の一軒家に建て替わるという状況を目にします。転居を希望していても、条件に合う住宅がないという方も多く、改めて公営住宅の役割、必要性が増していると感じているのですが、市として市営住宅をふやしていくお考えがないか、お聞かせください。

第3に、福祉医療費助成制度の入院時食事療養費について伺います。

この間行われてきた大阪府の福祉医療費助成の再構築の動きのもと、摂津市では昨年、重度障害者医療においても、この入院時の食事療養費助成が廃止となりました。私どもは継続を強く望んでいたわけですが、残念ながら廃止され、かわりに長期入院をされた対象の方には福祉金に上乗せ

する制度の改正が行われています。障害者福祉の分野でのこの助成制度の現状についてお聞かせください。

以上、1回目の質問です。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 消費税についてのご質問にお答えいたします。

議員からもございました令和元年10月から消費税率が8%から10%になることとなります。国においてさまざまな対策等を予定されておられます。主な取り組みといたしましては、軽減税率の実施や、本市でも実施を予定しております、本日も1階で受付等々が始まっております低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券等がございます。また、増税を財源とした使途につきましては、社会保障費の確保と少子化対策が挙げられており、本年10月から、幼児教育・保育の無償化により、本市におきましても、子育て世帯の負担軽減等、大きく寄与していると考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 市営住宅についてのご質問にお答えをいたします。

公営住宅制度の目的は、公営住宅法第1条に、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」と規定されております。市といたしましても、この目的を十分に認識し、4団地210戸の市営住宅の運営管理事業を行っているところでございます。

今後、減少が見込まれます人口動態を考えますと、新たな市営住宅の建設と、その運営に要するコスト等の財源問題や用地確保などの問題があり、市営住宅を増設することは非常に厳しい状況でございます。このようなことから、現在のところ、市営住宅の戸数をふやす考えはございません。

○嶋野浩一郎議長 保健福祉部長。

(野村保健福祉部長 登壇)

○野村保健福祉部長 年間延べ30日以上入院者に対して1万2,000円の上乗せ助成を行う重度障害者等福祉金の現状についてのご質問にお答えいたします。

重度障害者医療費助成に於いての入院時食事療養費助成に関しましては、経過措置期間を含め、昨年10月末日をもって廃止しております。また、重度障害者等福祉金では、支給対象となる方で昨年11月以降に年間延べ30日以上長期入院をされた方に対しましては、これまでの福祉金での1万2,000円の助成に、さらに1万2,000円を上乗せ助成することに制度を改正しております。

この制度改正による対象者数等の現状ですが、重度障害者等の福祉金の申請は、毎年10月1日から10月31日を受付期間としておりますことから、今年度につきましても10月1日から申請受付を開始いたします。このことから、まだ申請受付が始まっていないため、正確な対象者数等を現状で把握することは困難であります。

なお、予算計上時では、年間延べ30日以上長期入院の対象者数を100名程度と想定し、積算を行っているところでございます。

○嶋野浩一郎議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目以降は一問一答でお願いします。

これまでの消費税増税は、5%のときも8%のときも、引き上げ時期には景気は上向いていると言われていました。そして、増税を受けて消費は冷え込み、景気が悪化するというパターンです。しかし、今回は景気が上向いているとはとても言えません。経済産業省が先月末発表した商業動態統計では、7月分の小売業販売額は、季節調整を行った指数で、前月に比べ2.3%減っているそうです。前年同月比較でも昨年12月以来8か月連続のマイナスです。また、厚生労働省の毎月勤労統計調査では、事業所規模5人以上の企業の勤労者の7月の実質賃金は、前年に比べ0.9%低下し、今年に入って7か月連続のマイナスとのことです。こうした状況のもとでは、以前のような駆け込み需要も起こり得ませんし、市民生活は一層冷え込むばかりです。とりわけ摂津市は、先日とも議論のあったように、市内に約4,000の事業所を持つ産業のまち、中小企業のまちでもあります。市内商工業にも大きな影響が予想されると思いますが、そこらあたりの状況把握と対策などについて、2回目、お聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一郎議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 市内商工業者の状況把握と対策についてのご質問にお答えいたします。

市としましては、7月中旬から8月にかけて、セッピースクラッチを実施する中で、市内商業者の方の状況を把握しているところでございます。消費税対策として、キャッシュレス決済限定のポイント還元を想定されたり、キャッシュレス決済や軽減税率対応レジの導入につきましても進めておると聞いております。さらに、10月の消費税率の改定に伴い、消費税率改定後の

消費喚起を目的とした低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券の販売を実施してまいります。併せて、このプレミアム付商品券を商店街加盟店でご利用いただきましたら、粗品をプレゼントする企画を実施される予定であると聞いております。また、市としましては、この企画に対して補助を行う予定でございます。

次に、軽減税率による対応が必要な中小企業等につきましては、今回の増税の影響を鑑み、国におきまして、軽減税率対策補助金としまして、複数税率対応レジの導入支援等、経費を一部補助する支援を行っております。また、税額計算の特例措置、いわゆる経過措置も設けられております。これらにつきましては、既に市のホームページに掲載し、啓発PRを行っているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 今お聞かせいただきました主に商店の関係では、複数税率に対応できるレジの導入やキャッシュレス決済への対応など、一定進んでいるとの認識だそうですが、本当にそうでしょうか。現場では、事務や経理の負担感も大きく、各地では準備が追いついていないという報道も多く聞きます。このまま増税が実施されれば、長年続けてきた商売をもうやめなくてはならないといったところも少なくないと思います。商店だけではなく、個人事業主やフリーランスの方含め、いろいろな業種で倒産や廃業が予想されるんじゃないでしょうか。改めて、そこらあたりの対策をどうお考えか、お聞きします。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

○松方市民生活部長 消費税率改定による影響を受ける商工業者の倒産についてでございますが、令和元年9月10日の閣議決定

におきましては、我が国経済は緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、雇用所得環境の改善が続く中で、各施策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されると言われております。

また、消費税改定の影響による倒産についての情報については、現在のところでは聞き及んでおりません。

なお、本市の中小企業向けには、府下トップクラスの中小企業事業資金融資制度を設けておりまして、併せて、完済者の方に対しましては、利子及び保証料の補給など、事業者の方に利用いただけるよう、制度を引き続き推し進めてまいりたいと考えております。

今後も、消費税改定に伴う国や府の動向につきましては注視してまいります。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 なかなか現状認識についての一致していない部分もあるのかと今の答弁を聞いて感じたんですけれども、ただ、実際に実施された場合にどうなっていくのか、ここはやっぱり想定しておく必要があると思います。

ある週刊雑誌で経済アナリストの森永卓郎さんという方がこんなふうに述べています。消費税増税以外にも、アベノミクスのさまざまな政策が積み重なり、2008年のリーマンショック以上のダメージを日本経済に与える可能性もあるのではと、また、倒産件数もリーマンショック級の悪い数字を示すことになるでしょうと、こういうふうに考えておられる方もおります。もしそうであるならば、とるべき対策としては、摂津市として、現状で産業振興課が行っている支援制度だけでは不十分なんじゃないのかと思えてなりません。

国や府が行うポイント還元や機器導入の

補助金なども今だけのもので、来年6月以降はさらに負担が増すことにもなりかねません。また、摂津市として、市内事業所の実態をもっときめ細かく把握もして対策をとっていくことが大事だと思います。

市長も常々、4,000の事業所を持つ産業のまちとおっしゃっています。今後とるべき対策について、市長からもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 弘議員の質問にお答えをいたします。

消費税ですけれども、ご案内のとおり、国づくり、まちづくりの原資は、納税者の皆さんの税で賄われております。極端な少子高齢化を迎えます。どんどん増え続ける扶助費、また一方では、ますます複雑多様化する行政需要にも応えていかないかということで、これにはお金が要るわけですが、その金をどこから生み出すかということだと思います。いろんな見方がありますが、税金でいうたら直接税と間接税がございます。保険も税とみなすならば、もうこれ以上直接税をどんどん増やすというわけにはいかないと思います。さすれば間接税で賄うということで、今度アップされるんだと思いますけれども、確かに今おっしゃったようにわかりにくいです。こんなん言うたら怒られますけれども、2%アップする分が地方にもそれなりに還元されるわけでありますから、全部摂津市やったら摂津市に任せてくれたら、市独自の方法でそのアップ分を、また事業者の活性化といいますか、商業振興策等々、消費行政も含めてやったほうがええん違うか、そんな思いもするんですけれども、いつときアップ時は確かに悪影響があると思いますが、そのうちに一定落ちつきを見せるのではな

いかと。

今、どないすんねんという質問ですけれども、今ここでこうこうしますという明確なご答弁はできませんけれども、それなりに反応が出てくると思います。国や府のその後の対応等々にも注視をしながら、我々独自でできることはしっかりと取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 経済の動向の面で、やっぱり先行きを見通せない部分が大きいかなとは思っております。ただ、今のこの時点での10%への引き上げという問題にかかわって言えば、消費税増税は社会保障や教育のためには仕方がないかと思っている人でさえ、今はやるべきじゃないといった声を発しておられます。それだけ暮らしも経済も大変なのが今の状況だと思います。そういった点で、危機感を持って、摂津市の中で本当に経済を底支えしている中小企業や個人事業主、そこに対する手当というのは今考えておく必要があるのかと思いますので、来年、また6月の時点とか、また秋になってとか、いろんな形、いろんな場面で節目があるかと思いますが、ぜひ今の取り組みをさらに前向きに進めていくような決断をお願いしたいと思います。

また、市民の暮らしの負担軽減という意味合いでは、市が独自でやることはそんなに多くはないとも思います。ただ、せめて公共料金への上乗せはしないこと、こういった市民の暮らしに寄り添った対応を強く求めておきたいと思います。

次に行きます。

市営住宅についてですが、今のところは戸数を増やしていく考えはないということですが、住み慣れた摂津市から離れたくは

ないという方で住宅に困窮している方たちも一定数おられるというニーズは把握していると思うんです。他市と比べて公営住宅の比率が低いということなので、ぜひそこは引き上げていく努力が要るのだと思います。府営住宅の募集のたびに応募をしているけれども一向に当たらないと、被災している住宅に引き続き住まわれている方や、先日は、阪急京都線連続立体交差事業で立ち退きの対象となる方でも、持ち家を建て替える体力はもうないよと、できれば市営住宅なんかに住みたいと、そういう希望をされているようなことも耳にしました。市営住宅を増やすことは厳しい状況という答弁でしたが、ぜひとも前向きに検討していただきたいと、これは要望しておきます。

一方で、府営住宅の件ですが、正雀住宅の6棟、7棟、それから、鳥飼西住宅の第1棟が、特定公共賃貸住宅という一般募集とは別枠になっており、ここでは空き室が出ても、ほぼそのまま空いた状態が続いています。ここの二つの住宅の現状についてお聞かせください。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えをいたします。

特定公共賃貸住宅は、中堅所得のファミリー向けの府営住宅であり、摂津正雀住宅50戸のうち13戸、摂津鳥飼西住宅24戸のうち13戸が空き室となっております。入居者募集の際には、府からの依頼を受けまして、市窓口でも冊子の配布などのご案内をいたしておりますが、引き続き、府と連携をし、市内の公営住宅の利用率向上に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 弘議員。

○弘豊議員 空き室が摂津正雀住宅で13戸と言われましたが、実際にはもっとあるように私は認識しています。また、摂津鳥飼

西住宅でも13戸、これは半分以上空いているという状態であります。今住んでいる方たちにとっても、共有部分の管理や清掃など負担もありますし、防犯面での不安もやっぱり出てきています。何より、住宅に困っている人がたくさんいるのに、府の持ち物である府営住宅がなぜこんなに無駄に放置されているのか、このことについてはやっぱり大きな問題じゃないかと感じています。

そこで、8月の末に府庁の咲洲庁舎まで出向いて、私も日本共産党の府会議員団と一緒に、この府営住宅の問題で担当者と懇談を持つ機会がありました。この特定公共賃貸住宅の空き室についての問題を取り上げて聞きましたけれども、募集のPRに努めるとか、市のほうから活用について提案があれば受けているとか、そういう答えがありましたけれども、なかなか前向きに考えているのかと疑問を持つような感じでありました。実際、具体的に何かしらこういうことの話が持たれているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

○井口総務部長 お答えいたします。

昨年、大阪府より、府営住宅の空き室を子育て支援や地域交流の拠点等に利活用できるとの提案を受け、庁内に情報提供させていただきましたが、現在のところ、具体的な取り組みには至っておらない状況でございます。空き室利用につきましては、一定の制約もございますが、他自治体の先進事例等を調査し、本市にとって有効な活用方法について、さらに庁内で研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 弘議員。

○弘豊議員 この問題は、実際には府の条件設定が厳しくて、なかなか話を持っても前

に進まないようなケースになっているのかと思います。本当にもったいないと思うわけです。私は、なぜこんなに空いたまま放置されているのか、少し考えたんですけども、第1には、募集されていることが知れ渡っていない。また、二つ目には、ほかの府営住宅に比べて家賃が高い。3DKとかで7万円から8万円ぐらいの家賃ですね。民間との差がそれほどないのに、入居の要件は設定されているという点。また、三つ目には、中堅所得のファミリー層、若年層が、今、それだけの家賃を払うんだったら、持ち家を買ってローンとかでマンションに住むほうがええという志向に偏ってきているんじゃないのかと思うわけです。そうであるならば、ここの今の住宅を活用する方向では、家賃を下げるとか、一般募集の府営住宅に切りかえていくとか、摂津鳥飼西住宅なんかは、何であそこだけあんなに空いているんだろうとなるわけです。こういった思い切った方針転換もしていくべきだと思います。府の担当者にも広報・宣伝とか家賃の値下げとかを要望しましたが、けれども、ぜひ摂津市としても働きかけを行っていただいて、住宅困窮の市民をなくす、減らしていく努力をお願いし、これも要望しておきたいと思います。

次に、入院時食事療養費の問題ですが、これは、大もとの医療費制度の改悪で、この間、食事療養費の自己負担額が、以前1食当たり260円だったのが、2016年から360円に、2018年からは460円となっています。非課税世帯の方には1食当たり210円で継続されていますが、この負担感は、とりわけ長期入院を余儀なくされている方にとっては大きな負担です。子ども医療、ひとり親家庭の助成制度では、非課税世帯のみでも摂津市は入院時

食事療養費を残しましたが、対象から外れて大変な思いをされている方の話も先日聞きました。ひとり親家庭のお母さんでしたが、高校生の息子が難病を患って、大方半年ほど入院しないとならなかったということでした。大学の学費も準備するのに一生懸命働いてきて、非課税の基準を超える収入があったため、医療費部分は助成制度を受けられましたが、入院時食事療養費は自己負担ということになって、計算すると約20万円ほどかかると、そんな話も聞きました。それが、障害者医療では全て対象から外れて、入院30日を超えた非課税世帯の方のみ約20日分ほどが戻ってくるという今の仕組みとなっています。廃止から1年がたちますけれども、もう一度振り返っていただいて、この制度を復活する考えがないか、お聞きしておきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 入院時食事療養費につきましては、平成30年4月からの福祉医療費助成制度の再構築前での障害者医療費助成においては助成対象でしたが、老人医療費助成においては助成対象ではございませんでした。福祉医療費助成制度の再構築によりまして、年齢に関係なく、重度の障害者に関しましては重度障害者医療費助成へ移行となっております。そのため、入院時食事療養費助成に関しましては、同じ重度障害者医療費助成の受給対象者であっても、年齢により助成を受けられる方、受けられない方が発生し、不均衡が生じることとなります。そのことから、この不均衡をなくすため、入院時食事療養費助成に関しましては廃止をしたものでございます。このことから、市単独事業としての制度復活は考えておりませんが、大阪府市長会より

国・府に対しての要望を行っておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 今、最後に、大阪府の市長会から国や府に対して要望を行っているということをおっしゃっていただきましたが、やっぱり対象の方たちにとって重い負担ということは認識されていると思うんですよ。だから、制度を維持できるものならしてほしい、そういうことを国・府に対して言うておられると思うんです。そういった点では、今回、最初の質問で消費税の増税のことを言いましたけれども、福祉のために、社会保障のためにということで、その財源をつくるんだと言うけれども、この10月、障害者分野とかで何かしらの制度の前進面とかがあるのかどうか、そういったことについてもちょっと聞いておきたいと思えます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 障害福祉に関する制度といたしましては、時代の変遷とともにサービスの拡充が行われるなど、支援対策の強化が行われております。具体的には、就労の支援施策としての就労定着支援や、障害者の地域生活を支援する自立生活援助などが新たなサービスとして追加され、障害のある方が安心して生活できるよう施策展開が行われております。障害のある方への直接的な負担軽減措置はございませんが、それぞれの状況に応じた適切な障害福祉サービスが今後においても提供できるように努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 障害のある方の自立支援や就労支援、こういったことは本当に大事な取り組みであると思っておりますけれども、医療の問題でいいましたら、やっぱりここは

命綱の制度だと認識しているんです。そういったところでいいましたら、やはりこちらあたりも市としても引き続き国・府に対して働きかけていただきたいし、独自としても何かしらの前進を考えていただきたいと要望もしまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目の地域コミュニティの活動拠点であります市立集会所のバリアフリー化についてでありますけれども、この集会所におきましては、高齢者の方、あるいはハンディキャップを持っておられる方など、誰もが利用できる環境整備、バリアフリー化に向けた取り組みが大事であると認識いたしますが、現状と今後の考え方についてお聞かせください。

次に、2、子どもたちの安全対策について、2の(1)通学路や園児の散歩コースにおける交差点などの安全対策についてでございます。

本年5月、滋賀県大津市におきまして、集団で歩道を通行中の園児らが被害に遭うという痛ましい交通事故が発生いたしました。被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げるところでございます。

さて、この事故を受け、政府において検討が実施され、緊急に取り組む対策は、未就学児を中心に子どもたちが日常的に集団で移動する経路、いわゆる園児の散歩コースの安全確保とされました。安全対策に向けての進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

思います。

次に、2の(2)子ども見守りボランティア制度の推進についてでございます。

この2学期から、本市におきまして子ども見守りボランティア制度の実施をしていただきましたけども、周知方法について、まず1回目、お聞かせいただきたいと思います。

次に、3点目の高齢者の移動支援制度としてタクシー割引券の配布についてでございます。

1回目に、市内の公共交通の利用状況についてお聞かせいただきたいと思います。

1回目は以上です。

○嶋野浩一郎議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 地域コミュニティの活動拠点、市立集会所のバリアフリーについてのご質問にお答えをいたします。

市立集会所のバリアフリー化の取り組みにつきましては、トイレの洋式化を最優先に進めておりましたが、平成29年度末には50か所全ての集会所においてトイレの洋式化が完了いたしました。また、段差の解消につきましては、各集会所の敷地の形状や建物の構造を考慮しながら、ステップ台や手すりをつけるなど、可能な範囲で段差解消に取り組んでいるところでございます。

これまで、市立集会所は、地域コミュニティの活動拠点として重要な役割を果たしてまいりましたが、今後も、地域の皆様に安心して快適にご利用、ご使用いただけるよう、地元自治会や利用者の方々の声をお聞きし、かつ、財政状況を勘案しながら、市立集会所のバリアフリー化に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎議長 建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 まず、二つ目の項目の子どもたちの安全対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、園児の散歩コースの安全確保の取り組みにつきましては、本年6月、内閣府、文部科学省、厚生労働省より、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領が、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設管理者に対しして、緊急安全点検の上、その対策案を検討するよう発出されました。また、併せまして、国土交通省からは、道路管理者に対し、その点検・検討に積極的に協力するよう通知されております。

同要領に基づきまして本市が取りまとめた点検必要箇所のうち、本市が管理する道路について、道路管理者、施設管理者並びに摂津警察との合同点検を8月に実施したところでございます。この合同点検の結果を踏まえ、対策必要箇所の抽出と対策案の検討を9月に行い、実施する対策を10月に取りまとめ、今後、速やかにその対策を進めていくこととしております。なお、市内の府道につきましても、大阪府が同様のスケジュールで進めていくと聞いております。

続きまして、三つ目の項目のタクシー割引券の配布に関しまして、まずは、摂津市内の公共交通の利用状況についてのご質問にお答えいたします。

摂津市統計要覧により、平成26年から平成30年までの5年間の各交通機関の1日の平均乗降者数を見てみますと、概数ではありますが、鉄道では、まずJR千里丘駅では3万4,800人から4万500人、阪急摂津市駅では1万2,100人から1万3,300人、大阪モノレール南摂

津駅では8,200人から9,700人となっており、各駅において乗降者数が増加している状況であります。

また、バスにつきましては、近鉄バスは、市内循環バスも含め3路線の運行で1,800人前後推移しており、京阪バスは、1路線のみでの運行で400人前後推移しております。公共施設巡回バスにつきましては、1路線の運行で100人から130人と増加しておりますが、今年度から運行台数を2台にして、利用者は200人に倍増しております。阪急バスは、平成27年のみの調査であります。4路線の運行で最も多い6,200人となっております。

以上、公共交通の利用者状況につきましては、千里丘での吹田操車場跡地、エキスポシティなどの開発や、市内企業の雇用増加による駅へのシャトルバスの新規乗り入れなどの要因のほか、摂津市の昼間人口の比率が大阪市に次いで府内2番目に高い水準を維持していることなど、さまざまな要因で増加しているものと考えられます。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 子どもの見守りボランティア制度についてのご質問にお答えいたします。

子どもの見守り活動につきましては、これまで、子どもの安全見守り隊、セーフティパトロール隊はじめ、地域のさまざまな方にご協力をいただき、活動を行っていただいております。今回、それらに加え、さらに地域における担い手を増やし、多くの方の目で子どもたちを見守っていただきたいと考え、子どもの見守りボランティア制度を創設し、本年8月から登録の受付を開始しております。

周知方法につきましては、市ホームページをはじめ、広報9月号においては、子どもの見守りに関する特集記事の中で本制度の周知を図っております。今後、関係団体等に対しましても周知活動を行ってまいります。

○嶋野浩一朗議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、2回目、行わせていただきます。

1点目の市立集会所のバリアフリー化についてでございますけども、トイレの洋式化については全ての集会所で完了し、ステップ台や手すりの取り付けなど、段差の解消につきましては、地元の自治会や利用者の皆様の声を聞き、進めていきますと総務部長からご答弁をいただきました。どうかよろしくお願いをいたします。

もう1点お聞きしたいのは、集会所は地域住民にとって最も身近な施設であり、年間を通して、老人クラブの皆さんやこども会など、さまざまな活用がなされておりますが、例えば、高齢者の方が集会所に気軽に集まり、お茶を飲んだり、またはおしゃべりをしたりといったカフェ型つどい場事業を開始されましたが、具体的な利用状況とバリアフリー化の考え方についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 つどい場の状況とバリアフリー化についてのご質問にお答えいたします。

高齢者が身近な地域で気軽に集まり、介護予防や交流を目的に、おしゃべりや体操、レクリエーションなどを楽しまつどい場は、福祉施設や市立集会所などを会場に7か所で実施しているところでございます。市立集会所は、玄関の段差が大きく、つどい場の参加者やスタッフから手すりの

取りつけや段差解消のためのステップの設置などの要望があったことから、市立集会所の所管である防災管財課と連携し、バリアフリー化を行った事例もございます。今年度からは、地域住民が主体となって実施するつどい場を市立集会所で開設する場合に、集会所の使用料や光熱水を補助するカフェ型つどい場事業を開始いたしました。現在、4か所の集会所で実施されております。

高齢者のつどい場を増やすためには、バリアフリー化は重要な課題であり、今後も関係課等と連携を図りながら、施設環境の整備につなげていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 南野議員。

○南野直司議員 ご答弁いただきました。新たな支え合いの仕組みづくり、カフェ型つどい場事業の推進など、集会所は、地域福祉を支える環境づくりの観点から、地域住民にとって最も身近な施設であり、バリアフリー化は非常に大事であると認識しております。私たちが暮らします摂津市は、面積が14.87平方キロメートルで、人口が約8万6,500人とコンパクトなまちでありますけれども、その中に50の集会所があり、そして公民館、あるいはデイハウス、あいあいホールといった地域活動拠点があるわけですが、これは摂津市の特色なのかと僕は思います。この特色を生かしながら、今後におきましては、このようなカフェ型つどい場事業のような新たな仕組みづくりを考えていただき、効率的な集会所の運営をしていただきたいと思います。そのためには、やはりバリアフリーというのは、今後、高齢化社会の中で本当に必要だと思いますので、どうか関係課と連携をとりながら、バリアフリーの

実施をよろしくお願いし、要望としておきます。

その次に、2の(1)通学路や園児の散歩コースにおける交差点などの安全対策についてでございます。

どうか、ご答弁いただきましたように、園児の散歩コースの安全確保につきましては、関係機関と連携を図りながら取り組んでいただきますようお願いし、要望としておきます。

また、もう1点は、児童・生徒が利用する通学路の安全対策についてでございますけれども、市内の通学路における主要な交差点の安全確保につきましては、例えば防護柵を設置するなどの対策を講じていただくと認識しておりますけれども、例えば、幅員の狭い歩道のない道路におきましては、歩行者、児童・生徒の安全確保のために、道路舗装のカラー化が効果的ではないかと提案したいと思います。考えについてお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○高尾建設部長 通学路における安全対策につきましては、通行帯を歩行者、自転車、自動車に区分して通行いただくことが重要な対策であると認識しており、これまでも、歩行者の通行区分を明示するグリーンベルトや、自転車の通行区分を明示する矢羽根型路面標示の設置、並びに歩道と車道と分離する防護柵の設置などを実施しております。昨年度では、千里丘小学校の通学路において、経路変更に伴い、グリーンベルトやスクールゾーンを路面に標示する安全対策を実施いたしました。

今後につきましても、通学路の交通安全対策は、議員がお示しの舗装のカラー化も含め、通行帯を区分する対策が有効であります。通行帯の区分が可能な幅員か、通

行帯の連続性が確保できるかなど、現地の状況を踏まえるとともに、教育委員会や摂津警察とも連携して検討の上、順次対策を講じてまいります。

○嶋野浩一朗議長 南野議員。

○南野直司議員 ご答弁いただきました。道路舗装のカラー化というものが非常に大事であると私自身は思っておりますので、関係課と連携を図りながら、どうか今後におきましても取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

ちょっと視点は変わるんですけども、例えば第一中学校区の摂津小学校なんですけども、私も、毎朝じゃないですけども、通学路の安全対策ということで子どもの見守りとして交差点に立たせていただいているんですけども、ちょうど摂津小学校区におきましては南千里丘のまちづくりが行われて、これは、平成22年の3月に阪急摂津市駅が開業いたしまして、そして、マンションのパークシティ南千里丘がオープンしました。そしてまた、平成23年の10月には大きなスーパーができて、そして、平成26年2月にはマンションのパークタワー南千里丘がオープンし、そして、子どもたちもかなり人数が増えた現状がありまして、きょうは写真を持ってきたんですけども、ちょっと見づらいかもしれませんが、これは第一中学校の横の歩道なんです。（パネルを示す）歩道は幅員が約4メートルあるんですけども、朝、子どもたちが午前7時50分から午前8時10分ぐらいまでの間にものすごく固まって、人数が多いので歩道をいっぱいになって歩いている現状があるんです。

先ほど、南千里丘のまちづくりを申しましたけども、パークタワーとパークシティがあるんですけども、実は、パークタワー

の子どもたちは、摂津警察のほうを回ってスクランブル交差点に来て、そこから小学校に行っているの、ここの中にはいないんです。実は、地域のほうからさまざまな要望があって、今、道路交通課、あるいは摂津警察と連携を図りながら、パークタワーとパークシティの間に横断歩道の設置に向けて取り組んでいただいているわけがあります。ちょうど1週間前ですかね、水曜日に交通安全大会がくすのきホールで開催されましたけども、教室で婦人警官の方が、横断歩道のないところの危ない横断はしないでくださいと勉強させていただいたんですけども、パークタワーとパークシティの間に横断歩道がないんです。その横断歩道が設置されますと、ひょっとしたらお声があって、パークタワーの子どもたちは、その横断歩道を渡って、パークシティの前を通過って、ここを通過って小学校に行くということになりますので、現状よりも何倍もと言ったら言い過ぎかもしれませんが、多くの子どもたちが固まって通学をするという状況になるわけです。

そんなときに、私は先ほど道路のカラー舗装という提案をさせていただいたんですけども、これはちょっとA3で見づらいんですけども、これは例えば4メートルの道路幅員の歩道で、2メートルをキッズゾーンというふうに緑でカラー舗装していただいて、ここを子どもたちが通学するようにすれば、車道よりも離れて安全ですし、2メートル以上なので、ここは自転車も通行可能な歩道でありますので、自転車からも子どもたちを守れるといった利点がありますので、どうか検討をしていただきますよう、これは要望としておきますので、よろしくお願いします。

次に、2の（2）でございんですけども、

子どもの見守りボランティア制度の推進につきまして、周知の方法につきまして部長からご答弁をいただきました。この時期にこの制度を創設していただいたのは、本当に私自身はすばらしい取り組みだと思えますし、高く評価をしているところでございます。多くの方にこの見守り活動をしていただくことによって抑止力になると思えますので、さらに周知の徹底をまずはしていただくよう、よろしくお願いしまして要望としておきます。

次に、高齢者の移動支援制度といたしましてのタクシー割引券の配布についてでございます。

建設部長から統計要覧をもとに詳しくご答弁をいただいたわけでございます。電車は増えています。バスもある一定推移をしている状況で、特に鳥飼のほうを走っております公共施設巡回バスにつきましては、便も増えて倍増しているということでもありますけれども、やはり私がお相談を受けるのは、多くの方がバスを利用せずにタクシーを利用しているという現状があるわけでございます。ここで、高齢者の移動支援として、例えばですけども、介護認定が要支援1以上の非課税の方に対するタクシー割引券の配布についての市の考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 高齢者の移動支援といたしましては、現在、高齢者移送サービス事業を実施しております。これは、要介護認定が要支援1以上の方などで、外出時の移動が車椅子による方を対象に、通院等の送迎を福祉車両で行うものでございます。また、障害者施策といたしまして、身体障害者手帳1、2級、または療育手帳Aを所持されている方に対しまして、タクシ

ー利用料の一部を助成する福祉タクシー事業を実施しているところでございます。移動支援につきましては、福祉サービスの優先順位や必要とされる対象者など、十分に検討することが重要だと考えており、先進事例等を参考に今後研究してまいります。

○嶋野浩一朗議長 南野議員。

○南野直司議員 先進事例等を参考に今後研究してまいりますとご答弁いただきました。どうかよろしく願いをいたします。

ちょっと角度は変わるんですけども、摂津市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の中の地域交通における移動手段の向上についてということで目標が掲げられておりますが、施策の観点からご答弁をいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○山本市長公室長 総合戦略を含みます今後の施策展開の各課題の解決に向けましては、一つの分野だけでなく、関係する各分野の連携がますます重要になってくると考えております。地域交通という全体的な施策と高齢者を対象とした施策、これらが有機的に連携することが求められているということは認識いたしております。今後、さまざまな施策、政策を展開していく上で、これまで以上に将来の社会変化を的確に捉えながら、持続可能な市民サービスを提供してまいることが大切であると考えております。

○嶋野浩一朗議長 南野議員。

○南野直司議員 どうかよろしく願いします。

一津屋地域、あるいは別府地域、僕の近所の東正雀に住んでおられる高齢者の方もご相談いただくんですけども、やはり多くの方が買い物に行ったり病院に行ったりする中で、タクシーを利用されておられるの

が現状なのかと思いますので、どうかオール摂津で施策の展開を検討していただきますようお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 南野議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程 2、議案第 4 2 号など 1 7 件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(渡辺慎吾総務建設常任委員長 登壇)

○渡辺慎吾総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

9 月 3 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 4 2 号、令和元年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分、議案第 4 6 号、会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分、議案第 4 9 号、摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第 5 0 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分及び議案第 5 7 号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件、以上 5 件について、9 月 5 日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 文教上下水道常任委員長。

(安藤薫文教上下水道常任委員長 登壇)

○安藤薫文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

9 月 3 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 4 2 号、令和元年度

摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分、議案第 4 3 号、令和元年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 4 6 号、会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分、議案第 4 8 号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第 4 9 号、摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第 5 0 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第 5 1 号、摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件、議案第 5 2 号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第 5 3 号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第 5 4 号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第 5 6 号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第 5 9 号、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例制定の件、以上 1 2 件について、9 月 4 日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 民生常任委員長。

(森西正民生常任委員長 登壇)

○森西正民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

9 月 3 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 4 2 号、令和元年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管

分、議案第４４号、令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）、議案第４７号、摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件、議案第５５号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第５８号、摂津市法律相談員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例制定の件、以上５件について、９月４日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 駅前等再開発特別委員長。

（藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長 登壇）

○藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

９月３日の本会議において、本委員会に付託されました議案第４２号、令和元年度摂津市一般会計補正予算（第２号）所管分について、９月１０日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第４２号、議案第４３号、議案第４４号、議案第４６号、議案第４７号、議案第４８号、議案第４９号、議案第５０号、議案第５１号、議案第５２号、議案第５３

号、議案第５４号、議案第５５号、議案第５６号、議案第５７号、議案第５８号及び議案第５９号を一括採決します。

本１７件について、可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本１７件は可決されました。

日程３、報告第１１号を議題といたします。

報告を求めます。環境部長。

（山田環境部長 登壇）

○山田環境部長 報告第１１号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容をご報告申し上げます。

本件は、令和元年８月９日に公用自動車による公務中に発生しました物損事故で、本年９月９日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したもので、同条第２項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額及び過失割合は、報告第１号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和元年８月９日金曜日、午前９時４０分ごろ、摂津市鳥飼野々一丁目２１番１１－９号地先において、回収したごみの積み込みを行うため、ごみ収集車を後退させたところ、住宅建設工事のため駐車していた軽ワゴン車の開いていた後部扉部分と接触して破損させたものでございます。

示談につきましては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会が交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づ

き、過失割合が本市100%と認定され、自動車の修理に要する費用の全額12万円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意に達したものでございます。

損害賠償金につきましては、同共済会より、その全額が支払われております。

事故の防止につきましては、これまでから、朝礼等での注意喚起や安全運転講習会の開催など、意識の向上に努めてきたところでございますが、改めて、事故発生原因についての情報を職員で共有し、安全運転訓練を行ったところでもございます。今後も、より一層緊張感を持って、安全運転に対する意識と技術の向上を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

以上、報告第11号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 報告が終わり、質疑に入ります。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 毎回、こういう形で報告を受けて、私は前回、1年ぐらい前かな、これに関して非常に厳しい意見を言わせていただきました。あのときは、何で2人でごみ収集をやっとる民間委託より、3人でやってる行政のパッカー車のほうが事故が多いんやと。何で2人でやっとるところが事故が少なくて、3人でやっとるところが事故が多いのか、1人プラスするのは一体どういうためにやっているんですかと言ったら、部長、たしか安全対策やと言っていましたよね。安全対策で1人増やしとるのに、何で2人でやっとるパッカー車のほうが事故が少ないのか、これはおかしいやないか、どういう教育をやっているのかと。

毎回毎回、再発防止のためにということ言われていますけど、この本会議場でうそを言うたらあかんですね。うそでしょ。

う。こういうことは二度とないようにとか再発防止しますいうて、この本会議場でそういうことを言われる。でも、これは起きとるじゃないですか。言われる言葉が軽いんじゃないですか。違いますか。

私は、そういうことやったら、もう直営より民間委託に向けて、しっかりとやっぱこれは対応していかなあかんの違うかということでは言わせていただきましたよね。あなた方は、当然、組合との労使交渉というのがあってこういうことになっとるのかもしれないけど、これは市民にとっては全然関係ない話ですよ。

それから、安全対策をどのようにされたのか、また、民間委託に向けてどのような議論をされたのか、その辺をちょっとご答弁いただきたいと思います。

○嶋野浩一郎議長 環境部長。

○山田環境部長 まず、結果として事故を繰り返してしまったということについて、改めておわび申し上げます。

それから、安全対策ということでございますけれども、事故のたびに職員を集めて注意喚起ということも行っており、それから、まず情報共有ということも行っております。それから、職場内で月1回、労働安全衛生対策委員会を開いて、安全運転マニュアルの確認等も含めて、交通事故だけでなく、業務中の事故、けが防止とかいうことも含めて意見交換なども行っております。それから、全庁的に実施しています無事故・無違反チャレンジコンテストに参加ということで、意識の高揚も図っております。それから、その他の具体的な取り組みということで、例えば、平成29年度には、DVDの講習でありますとか、それから、警察OBの職員によります交通安全推進員を講師にした研修、それから、同乗者

も含めて実地での安全確認の訓練等も行っております。それから、平成30年度からは、サンドライビングスクールを借りまして、これも全庁的に実施している自動車安全運転訓練に、我々はパッカー車も持ち込んで、具体的な誘導の訓練であるとか、そういった取り組みを行って、都度都度、機会を捉えて事故防止に取り組んでいるところでございます。

それから、委託についての検討ということでございますけれども、現業職員の数につきましては、ピーク時には正職員が47名体制ということでしたが、それから委託を拡大してまいりまして、平成26年度にほぼ現状の委託の体制になっておるんですけれども、当時、正職員数が25名で、現在は現業の職員が21名という状況でございます。現在の委託契約というのが、平成28年度から5年間の契約期間ということで、その間も、今年度から毎年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度ということで、正職員が1名ずつ退職していくような状況になっており、現状としましては、3名乗車ということですが、基本的には2名が正職員で、1名は臨時職員という体制で収集を行っております。

それから、現状、例えば、ごみの排出が困難な高齢者とか障害者の方のふれあい収集の需要も高まっておりますし、水銀とか食品トレイとか、新たな分別の課題とかも出ております。そんな中で、今後、令和5年度をめどに茨木市との広域ということも始まりますので、収集ルートを変更することもあります。そういうことも含めて、委託というか、今後の収集体制の見直しについては、次の契約更新のタイミングまでにきっちりと体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 人が減つとるから、だんだん毎年毎年退職者が出るから、その都度、委託にしていこうという形で捉えてええのかどうかということと、それから、これは一応直接じゃないんですけど、そちらに調査するように言うて資料をいただきましたよね。これは後ろで市民の方も聞いておられますけど、直営の車と民営の車は差額が297万円あるんですよ。年間、1台につき約300万円の無駄ですよ。民営化したら、この300万円がなしで済むわけですね。これは9台ありますから、1年間で2,600万円無駄に捨てとるわけじゃないですか。前回、増永議員の質問でもあったように、やっぱり市民対応は非常に厳しいということで質問されていました。それは、あなた方は二言目には、これは市民の血税ですからと言って、多分、そういう形で嚴重にしないといけないという、対市民に関しては非常に厳しいお言葉、姿勢で臨まれているじゃないですか。それを自分らの職員に関してはこんだけ甘いんですか。これは2,600万円の税金を毎年毎年ほかしているような状況じゃないですか。これは、市長と前回の質問のときに、5年間で鳥飼地域には2,700万円投資していただきましたけど、毎年2,600万円のお金を無駄にしているわけですよ。そういう認識はあるんですか。毎事故を起こして、それと、サンドライビングスクールを借りて、いろんな安全講習、そこには市の職員も大分かわつとるじゃないですか。その市の職員の給料を日割りで計算したらどうなるんですか。その事故したパッカー車の運転手は複数回事故を起こしている方やと聞きましたよ。その人のために市の職

員が安全指導する、その費用はどうなるんですか。もろもろのことを考えたら、これは莫大なお金がつぎ込まれとるわけじゃないですか。これは、あなたも含めて、職員一人一人の心根がおかしいからですよ。だからこんな事故を起こすんじゃないですか。そういう根本的なことをしっかりと直さないと、これは何回でも繰り返しますよ。現実に過去10年において何回もこういう事故を起こしているじゃないですか。違いますか。2,600万円の金をほかして、そんなもろもろのお金を集めたら、二千七、八百万円になるかもしれません。毎年そんな無駄をして、それで事故を起こして、これは保険代もそうでしょう。事故を起こしとったら保険料は下がりませんよ。保険で済ませたらええという考え方でいつも答弁されていますけど、こんな事故ばっかしやとったら保険料は下がっていかんじゃないですか。どのようにお考えか。もっともっと具体的に、同じことをリピートして同じような答弁せんと、この前、相当きつくこういう形で指摘させていただいたのに、またこういうことをやとるわけですから、性根入れてもう一遍答弁してください。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

○山田環境部長 繰り返しになりますけれども、引き続き、事故のないように取り組んでまいります。具体的にということですが、毎朝注意喚起を行い、それから定期的に研修等も行い取り組み、それから、分析しますと、車両をバックさせるときとか狭いところでの事故というのが多い傾向にありますので、運転手だけでなく、同乗者も含めて、一つ一つ確認、誘導、声かけ、そういうことを徹底していくという取り組みを日々続けていくということで取り組んで

いきたいと考えております。

以上です。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 これは前回も同じようなことを言うとしたじゃないですか。いつも言うように、不幸中の幸い、これは物損で済んだんです。これが幼児にもしものことがあったらどうするんですか。弱い立場の高齢者の方がこういう事故に巻き込まれたらどうするんですか。私はそういうことも注意喚起をしとったでしょう。あんたらがまたぞろこういうような緊張感のない同じことのリピートばっかしやとるから、こういうことになるんじゃないですか。この1年間、以前より一つ二つ進んだ議論をどうされたかということを聞いているんじゃないですか。それをお答えください。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

○山田環境部長 進んだ取り組みということではできていないかもしれませんが、日々、事故を起こさないようにということで、私も含めて現場の課長や現場の職員も、当然、そのところを把握して業務をしていると信じております。ただ、結果としてこういった形になっておりますので、改めておわび申し上げます。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 一歩二歩進んだことをやってないんですね。ほんなら、1年前に言うたことはどういうことなんですか。そういうことやから今回も事故を起こしたんじゃないですか。当然、私は、あなたもそうですけど、こういうことはあなたの部下たちにも言っているんですよ。これは部長だけをいじめとるんじゃないんですよ。いじめとると言ったら言葉は悪いですけど、追

及しとるんじゃないですよ。あなたの部下にも言うてるんですよ。だから、それに対してより厳しく言っているんですよ。もっと指導力を持って、きちっとリーダーシップを持って部下を導かなあかんでしょう。違いますか。これは血税ですよ。血税をどういうふうに使うか、みんなここで議論しとるんじゃないですか。市民には厳しく、自分らには甘くしとったらあかんということで私は言ってるんじゃないですか。

最後に、市長にご答弁いただきたいと思
います。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 こういうことがあるたびに渡辺議員からは厳しくご指摘をいただいております。いろんな角度からご意見、ご質問があったと思いますけれども、思い出しますと、私が市長に就任したとき、労使の交渉をせずに、技術系職員は採用しないと、退職者不補充をすると、突如と私が言い出しました。現在もそれが続いております。そういう中で、やはり現場で働く職員にとっては非常に厳しい姿勢を私は打ち出したわけでありまして。これは、やっぱり市民目線で、厳しい意見、ご指摘を私自身が受けながら市長になったからです。そういうことで、当然ながら環境職につきましても、おっしゃったとおり、民間が2人で、いや、極端な場合は1人乗車で収集作業をやっている、これがいい悪いは別として、公務員については3人乗車で万全の体制をとるということで今日に至っておるわけでございますが、その中でも、この間、退職者不補充ということで、必然的に直営が減り、もう今3対7ぐらいになっているとは思いますが。ただ、全部それにかえてしまうということ、これはなりません。やっぱり公でしかできない、公だからこそやらなくてはな

らないが、災害等々しっかりしなくてはいけない、そういうことでありますから、なくすということは不可能でございます。そこで、それだけに、日々、運転業務はもちろんのこと、やっぱり直接市民に接する現場においては、より注意をして取り組んでもらわな困るわけでございます。

そういうことで、るるご指摘がございましたけれども、私は、どっちかという、人間のことでいろいろあるけれども、1度は少し静かに対応しますが、2度目は許さんぞという言葉をよく使うんですけれども、そういう意味では、まだまだ私の思いが職員に浸透していない、これは非常に残念なことでございますけれども、リーダーとしてのまさに統率力といえますか、リーダーシップにまだまだ欠けているということで重く受けとめまして、さらに、環境部のみならず、全職員が緊張感を持って仕事に取り組むように今後も当たってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（「議事進行」と三好義治議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。

○三好義治議員 今、市長の答弁で、確かに今、渡辺議員が厳しく指摘しておりますけど、こういった案件については多くの議員がこれまで指摘していたんですね。きょう、私も手を挙げるのはちゅうちょしとったんやけど、あきれ返った部分があるんです。先ほど市長が言われていた渡辺議員からの質問という部分については、我々多くの議員がこれまでも質問に立ってきたと、一旦訂正をお願いしたいと思うんです。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 今、渡辺議員のほうからご指摘がありましたので言いましたが、議会全体、いろんな立場からのご質問をいただい

ておりますので、訂正をいたします。

○嶋野浩一郎議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 私が代表して言っているんじゃないんですけど、議員みんなの思いは多分そういうことだと思います。

今言うたように、特殊な災害が起きたときどうこうというのは当然あるでしょうけど、これもしっかりと民間と話をしながらやっていくことも必要だと思いますし、とりあえず安全を確保するというのが一番だと私は思います。その点で、こういう形になっとなるから、これは民間委託したほうがいいんじゃないかと私は言ったわけであって、そういうことはやっぱりしっかりと考えていただきたいと思いますし、市長、来年、あと1年で市長の任期は終わります。その先を行かれるかどうかはわかりませんが、しかし、市長は人間基礎教育ということを市長就任のときからしっかりと言われとるわけじゃないですか。そういう意味で、こういう市民に対して行政マン、つまり職員が迷惑をかけるようなことがあるというのは、市長が提唱されとる人間基礎教育から大きくずれることだと思いますし、16年間かけてこのような状況ということに関して、市長、ちょっと考えてもらわなあかと私は思います。これ以上、私は市長に言いませんけど、その点、しっかりと気合いを入れて、特に、部長、あなたの部下に対してはしっかりと言いなさい。わかりましたか。

以上で質問を終わります。

○嶋野浩一郎議長 ほか、ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎議長 以上で質疑を終わります。

日程4、議会議案第9号など3件を議題

とします。

お諮りします。

本3件については、提案理由の説明を省略することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本3件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第9号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一郎議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第10号及び議会議案第11号を一括採決します。

本2件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎議長 異議なしと認め、本2件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後2時41分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 松 本 暁 彦

摂津市議会議員 光 好 博 幸

摂津市議会継続会会議録

令和元年9月25日

(第4日)

令和元年第3回摂津市議会定例会会議録

令和元年9月25日（水曜日）
午後3時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（18名）

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	弘 豊
9 番	増 永 和 起	10 番	渡 辺 慎 吾
11 番	森 西 正	12 番	三 好 義 治
13 番	檜 村 一 臣	14 番	三 好 俊 範
15 番	香 川 良 平	16 番	松 本 暁 彦
17 番	光 好 博 幸	18 番	嶋 野 浩一朗

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市 民 生 活 部 長	松 方 和 彦
環 境 部 長	山 田 雅 也	保 健 福 祉 部 長	野 村 眞 二
保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志	建 設 部 長	高 尾 和 宏
上 下 水 道 部 長	山 口 猛	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	小 林 寿 弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹
消 防 長	明 原 修	会 計 管 理 者	岩 見 賢 一 郎

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛 渡 長 子	事 務 局 次 長	溝 口 哲 也
事 務 局 総 括 参 与	藤 井 智 哉		

1 議 事 日 程

- | | | |
|----|-------------|--------------------|
| 1, | | 議長辞職許可の件 |
| 2, | 議 選 第 1 号 | 議長選挙の件 |
| 3, | | 副議長辞職許可の件 |
| 4, | 議 選 第 2 号 | 副議長選挙の件 |
| 5, | 議 案 第 6 0 号 | 監査委員の選任について同意を求める件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 5 まで

(午後 3 時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、福住議員及び藤浦議員を指名します。

この場で暫時休憩します。

(午後 3 時 1 分 休憩)

(午後 3 時 2 分 再開)

○福住礼子副議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、嶋野議長から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 1、議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

嶋野議長の議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長辞職の挨拶を受けます。嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 議長を退任するに当たりまして、一言皆様方にお礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

1 年前に皆様方から温かいご推挙をいただきまして、議長という大変大きな担いを賜りました。この間、福住副議長をはじめといたしまして、議員の皆様方、そして、森山市長をはじめといたしまして、理事者

の皆様方には多大なるお力添えをいただきまして、本日、この日を迎えることができました。

議長として、客観的に、そして中立に、今の市議会の議論がこれからの摂津市にどのように寄与していくのか、そういったことを私なりに努めて見てきたつもりでございます。その中で、さまざまな気づきをいただきました。今後は、一議員といたしまして、その気づきをしっかりと生かしてまいりたい、これから摂津市のために我々市議会が何をすべきなのか、何を議論すべきなのか、今後、そのことをしっかりと一議員として体現していきたいと考えております。

どうか引き続きまして、皆様方には温かいご指導、ご鞭撻をいただきますよう心からよろしくお願いを申し上げまして、議長を退任するに当たりましてのご挨拶とさせていただきます。皆様方、1 年間まことにありがとうございました。(拍手)

○福住礼子副議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、議選第 1 号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

村上議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました村上議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子副議長 異議なしと認め、村上議員が議長に当選されました。

村上議員が議場におられますので、当選の告知をします。

議長就任の挨拶を受けます。村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 ただいま、議長の大任を拝することになりました。この間、皆様には多大なご推挙を賜りましたこと、心から感謝と御礼を申し上げます。

今、摂津市におきましてもそうでございますが、少子高齢化、また、健康の関係等々、難題も山積しておりますけども、またこれから皆様としっかりと議論をさせていただきながら、摂津市全体としてのさらなる発展を目指してまいりたいと思っております。そういう意味で、これから皆様にはご指導、ご鞭撻、そしてまたご協力をお願い申し上げさせていただきます。議長の就任の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。(拍手)

○福住礼子副議長 挨拶が終わりました。

この場で暫時休憩します。

(午後3時5分 休憩)

(午後3時6分 再開)

○村上英明議長 休憩前に引き続き再開しま

す。

ただいま、福住副議長から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、副議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

福住副議長の副議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

副議長辞職の挨拶を受けます。福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 副議長退任に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

1年間、議員の皆様には、大変さまざまな場面でご協力をいただきましたこと、心から御礼を申し上げたいと思っております。また、議会事務局の皆様には、本当にさまざまな細かいところでご配慮いただきましたこと、心から感謝を申し上げたいと思っております。

この1年間、本当に貴重な体験をさせていただくことができました。また、各部長をはじめとする職員の皆様とも、いろいろな形でコミュニケーションをする機会をつくれたことは、私にとってもこれからの議員活動に生かせていけるのではないかと、そのように思っております。

これから、またしっかりと市民に寄り添いながら、よりよい摂津のまちづくりに貢献していく決意でございますので、どうぞこれからもよろしくお願いをいたします。1年間、本当にありがとうございました。（拍手）

○村上英明議長 挨拶が終わりました。

日程4、議選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

増永議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました増永議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、増永議員が副議長に当選されました。

増永議員が議場におられますので、当選の告知をします。

副議長就任の挨拶を受けます。増永議員。

（増永和起議員 登壇）

○増永和起議員 このたび、皆様方からの温かいご推挙を賜り、副議長に就任させていただきましたことになりました。大変未熟ではございますが、村上議長を補佐し、摂津市の発展、議会の民主的運営、さらなる議会改

革にと精いっぱい努めてまいる決意でございます。どうかこれからも温かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。私の副議長就任のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○村上英明議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議案第60号を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程5、議案第60号を議題とします。

本件の除斥に該当する三好義治議員の退席を求めます。

（三好義治議員退席）

○村上英明議長 提案理由の説明を求めます。市長。

（森山市長 登壇）

○森山市長 説明の前に一言。嶋野議員、そして福住議員には、1年間ご苦労さまでございました。ありがとうございました。村上議員、そして増永議員には、ご就任おめでとうございます。1年間、またいろいろとご苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第60号の提案説明をさせていただきます。監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、野口博氏の辞職に伴いまして、三好義治氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

簡単ではございますが、提案理由の説明

とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 質疑を終わります。
お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。
討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 討論を終わります。
議案第60号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

（三好義治議員着席）

○村上英明議長 お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後3時13分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会旧議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会旧副議長 福 住 礼 子

摂津市議会新議長 村 上 英 明

摂津市議会議員 藤 浦 雅 彦

摂津市議会継続会会議録

令和元年9月26日

(第5日)

令和元年第3回摂津市議会定例会会議録

令和元年9月26日（木曜日）
午後3時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（18名）

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	弘 豊
9 番	増 永 和 起	10 番	渡 辺 慎 吾
11 番	森 西 正	12 番	三 好 義 治
13 番	檜 村 一 臣	14 番	三 好 俊 範
15 番	香 川 良 平	16 番	松 本 暁 彦
17 番	光 好 博 幸	18 番	嶋 野 浩一朗

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市 民 生 活 部 長	松 方 和 彦
環 境 部 長	山 田 雅 也	保 健 福 祉 部 長	野 村 眞 二
保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志	建 設 部 長	高 尾 和 宏
上 下 水 道 部 長	山 口 猛	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	小 林 寿 弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹
消 防 長	明 原 修	会 計 管 理 者	岩 見 賢 一 郎

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛 渡 長 子	事 務 局 次 長	溝 口 哲 也
事 務 局 総 括 参 与	藤 井 智 哉		

1 議 事 日 程

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1, | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 |
| 2, | 特別委員会委員選任の件 |
| 3, 議 選 第 3 号 | 淀川右岸水防事務組合議員補欠選挙の件 |
| 4, | 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午後 3 時 開議)

○村上英明議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、安藤議員及び野口議員を指名します。

日程 1、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿のとおり指名します。

この際、特別委員会委員の辞任の報告をします。本日、弘議員から駅前等再開発特別委員会委員を、三好義治議員、香川議員から総合計画及び総合戦略等調査特別委員会委員を辞任したい旨の願い出があり、これを許可したことを報告します。

お諮りします。

この際、特別委員会委員選任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、特別委員会委員選任の件を議題とします。

駅前等再開発特別委員会委員及び総合計画及び総合戦略等調査特別委員会委員は、配付の名簿のとおり指名します。

お諮りします。

この際、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 3、議選第 3 号、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

森西議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました森西議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、森西議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

森西議員が議場におられますので、当選の告知をします。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 4、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了し、これで令和元年第 3 回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後 3 時 3 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 村 上 英 明

摂津市議会議員 安 藤 薫

摂津市議会議員 野 口 博

☆ 添 付 資 料

令和元年第3回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
9 / 3	火	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
4	水		文教上下水道常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
5	木		総務建設常任委員会（301会議室） (常任委員会予備日) (一般質問届出締切 12:00)	10:00
6	金			
7	ⓧ			
8	ⓧ			
9	月		(常任委員会予備日)	
10	火		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
11	水			
12	木			
13	金			
14	ⓧ			
15	ⓧ			
16	ⓧ			
17	火			
18	水		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
19	木			
20	金	本会議（第2日）	一般質問	10:00
21	ⓧ			
22	ⓧ			
23	ⓧ			
24	火	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
25	水	本会議（第4日）	役員選出	15:00
26	木	本会議（第5日）	役員選出 議会運営委員会（第一委員会室）	15:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

令和元年第3回定例会

〈総務建設常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 5 号 平成30年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 42 号 令和元年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分
- 議案 第 46 号 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
所管分（第14条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）以外に関する部分）
- 議案 第 49 号 摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例制定
の件所管分（第4条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）以外に関する部分）
- 議案 第 50 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分
（第3条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
以外に関する部分）
- 議案 第 57 号 摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 2 号 平成30年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認定 第 3 号 平成30年度摂津市下水道事業会計決算認定の件
- 議案 第 42 号 令和元年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分
- 議案 第 43 号 令和元年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案 第 46 号 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
所管分（第14条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に関する部分）
- 議案 第 48 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 49 号 摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例制定
の件所管分（第4条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に関する部分）
- 議案 第 50 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分
（第3条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
に関する部分）
- 議案 第 51 号 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 52 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 53 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定の件
- 議案 第 54 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 56 号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 59 号 摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例制
定の件

〈民生常任委員会〉

認定 第 1 号	平成 30 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定 第 4 号	平成 30 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定 第 6 号	平成 30 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
認定 第 7 号	平成 30 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定 第 8 号	平成 30 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
議案 第 42 号	令和元年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
議案 第 44 号	令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案 第 47 号	摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 55 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 58 号	摂津市法律相談員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

認定 第 1 号	平成 30 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
----------	------------------------------

〈駅前等再開発特別委員会〉

認定 第 1 号	平成 30 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
議案 第 42 号	令和元年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分

令和元年 第3回定例会 一般質問要旨

質問順位

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 松本暁彦議員 | 2 番 檜村一臣議員 | 3 番 水谷毅議員 |
| 4 番 光好博幸議員 | 5 番 村上英明議員 | 6 番 安藤薫議員 |
| 7 番 三好義治議員 | 8 番 増永和起議員 | 9 番 森西正議員 |
| 10 番 三好俊範議員 | 11 番 藤浦雅彦議員 | 12 番 香川良平議員 |
| 13 番 弘豊議員 | 14 番 南野直司議員 | |

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1 番 松本暁彦議員

- 1 子どものやる気スイッチ等の心へのアプローチを行う教育施策の重要性について
- 2 ごみ処理の広域化に向けた準備について
- 3 投票所の環境整備等による利便性向上について
- 4 中小企業の課題と次の時代に応じた中小企業支援策の必要性について
- 5 シティプロモーションとふるさと納税等の施策との連動について
- 6 様々な危機対応をより効果的に行う防災・防犯の庁内一元化について

2 番 檜村一臣議員

- 1 教職員の働き方改革と産休代替講師について
- 2 待機児童問題と幼児教育無償化について
- 3 高齢ドライバーの運転免許証自主返納に対する補助制度について
- 4 ファシリティマネジメントについて

3 番 水谷毅議員

- 1 学童保育について
- 2 学校のICT環境について
- 3 子ども育成会の活動について
- 4 自主的な防災活動に対する市としての支援について
- 5 郷土の文化をアピールできる取り組みについて
- 6 生活困窮者自立支援制度について

4 番 光好博幸議員

- 1 摂津ブランドの更なる構築と魅力発信について
- 2 鳥飼地域の活性化・魅力化について

5番 村上英明議員

- 1 摂津市の知名度向上について
- 2 一時避難所へのプレート等の設置について
- 3 訪問理美容サービスの利用向上について
- 4 災害や事件時の学校・保育所・幼稚園等での預かりについて

6番 安藤薫議員

- 1 幼児教育・保育無償化実施にあたり摂津市として取り組むべきことについて
 - (1) 認可外施設等の安全を確保することについて
 - (2) 給食食材費の実費徴収について
- 2 公立就学前施設のあり方について
- 3 中学校給食の見直しについて

7番 三好義治議員

- 1 健康増進法の一部を改正する法律について
- 2 摂津市水道事業経営戦略について

8番 増永和起議員

- 1 子どもの貧困対策－児童扶養手当申請について
- 2 専門的な認定で必要な人すべてに介護サービスを提供することについて

9番 森西正議員

- 1 外国人研修センター建設計画について

10番 三好俊範議員

- 1 R P A導入検討の進行状況について
- 2 様々な見守りシステムの導入検討について
- 3 保育料算定時の多子計算に係る年齢制限の撤廃について

11番 藤浦雅彦議員

- 1 施設入所している障がい者の施設から外出の際のガイドヘルパー利用について
- 2 健都の新たなマンションの自治会立ち上げに対するアプローチについて
- 3 大阪北部地震における罹災証明取得者へのアンケート調査の結果について
- 4 業務の効率化と経費削減のため、クレジットカードを用いて小規模物品購入や印刷物の発注を行うことについて
- 5 導入された決算の公会計の活用方法について

12番 香川良平議員

- 1 臨時財政対策債について
- 2 フォルテ摂津自動車駐車場について
- 3 避難所について

13番 弘豊議員

- 1 消費税増税が市民に及ぼす影響と市としての対策について
- 2 市営住宅・府営住宅などの公的住宅について
- 3 福祉医療費助成制度の入院時食事療養費について

14番 南野直司議員

- 1 地域コミュニティの活動拠点、市立集会所のバリアフリーについて
- 2 子ども達の安全対策について
 - (1) 通学路や園児の散歩コースにおける交差点などの安全対策について
 - (2) 子どもの見守りボランティア制度の推進について
- 3 高齢者の移動支援制度としてタクシー割引券の配布について

令和元年第3回定例会

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委 員 会 名	委員長	副委員長	委 員
総務建設 常任委員会	野口 博	南野 直司	藤浦 雅彦 弘 豊 三好 義治 松本 暁彦
文教上下水道 常任委員会	嶋野浩一朗	檜村 一臣	安藤 薫 村上 英明 渡辺 慎吾 三好 俊範
民生常任委員会	森西 正	水谷 毅	福住 礼子 増永 和起 香川 良平 光好 博幸

《議会運営委員会》

委 員 会 名	委員長	副委員長	委 員
議会運営委員会	福住 礼子	弘 豊	森西 正 檜村 一臣 香川 良平 光好 博幸

特別委員会委員選任の件

委 員 会 名	委員長	副委員長	委 員
駅前等再開発 特別委員会	藤浦 雅彦	香川 良平	野口 博 森西 正 檜村 一臣 松本 暁彦
総合計画及び 総合戦略等調査 特別委員会	南野 直司	光好 博幸	安藤 薫 森西 正 檜村 一臣 三好 俊範

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(令和元年第 3 回定例会)

調 査 事 件	調 査 期 限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期満了まで

議決結果一覧

議案番号	件 名	議決月日	結果
報告 第 10 号	平成 3 0 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	(9 月 3 日	報告)
報告 第 11 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(9 月 2 4 日	報告)
認定 第 1 号	平成 3 0 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	9 月 3 日	閉会中の 継続審査
認定 第 2 号	平成 3 0 年度摂津市水道事業会計決算認定の件	9 月 3 日	閉会中の 継続審査
認定 第 3 号	平成 3 0 年度摂津市下水道事業会計決算認定の件	9 月 3 日	閉会中の 継続審査
認定 第 4 号	平成 3 0 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9 月 3 日	閉会中の 継続審査
認定 第 5 号	平成 3 0 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	9 月 3 日	閉会中の 継続審査
認定 第 6 号	平成 3 0 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	9 月 3 日	閉会中の 継続審査
認定 第 7 号	平成 3 0 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9 月 3 日	閉会中の 継続審査
認定 第 8 号	平成 3 0 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	9 月 3 日	閉会中の 継続審査
議案 第 45 号	工事請負契約締結の件	9 月 3 日	可決
議案 第 42 号	令和元年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）	9 月 2 4 日	可決
議案 第 43 号	令和元年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）	9 月 2 4 日	可決
議案 第 44 号	令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	9 月 2 4 日	可決
議案 第 46 号	会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 47 号	摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 48 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 49 号	摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 50 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 51 号	摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 52 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 53 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 54 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 55 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 56 号	摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 57 号	摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 58 号	摂津市法律相談員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決
議案 第 59 号	摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例を廃止する条例制定の件	9 月 2 4 日	可決

議会議案 第 9 号	高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の件	9 月 2 4 日	可決
議会議案 第 10 号	太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書の件	9 月 2 4 日	可決
議会議案 第 11 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の件	9 月 2 4 日	可決
	議長辞職許可の件	9 月 2 5 日	可決
議選 第 1 号	議長選挙の件	9 月 2 5 日	決定
	副議長辞職許可の件	9 月 2 5 日	可決
議選 第 2 号	副議長選挙の件	9 月 2 5 日	決定
議案 第 60 号	監査委員の選任について同意を求める件	9 月 2 5 日	同意
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	9 月 2 6 日	選任
	特別委員会委員選任の件	9 月 2 6 日	選任
議選 第 3 号	淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件	9 月 2 6 日	決定
	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	9 月 2 6 日	閉会中の 継続調査